

令和元年第3回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 秋村光男

副委員長 天内慎也

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和元年9月13日（金）

開会	3
開議・審査方法	3
○丸野達夫委員（自民・志政会）	3
1 病院事業に係る負担金について	3
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	4
要望	4
2 犬・猫の抑留及び処分について	4
答弁 浦田浩美保健部長	5
再質疑	5
答弁 保健部長	5
要望	5
3 スイミング支援事業大型バス運行業務委託について	5
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	5
要望	6
4 公立大学法人青森公立大学運営交付金について	6
答弁 横内修企画部理事	6
要望	7
5 生活路線維持負担金について	7
答弁 赤坂寛交通部長	7
再質疑	7
答弁 小川徳久企画部長	8
要望	8
6 内外情勢調査会及び東奥情報懇談会の負担金について	8
答弁 小川徳久企画部長	8
要望	9
7 軽自動車税について	9
答弁 相馬政人税務部長	9

要望	9
8 固定資産税について	10
答弁 相馬政人税務部長	10
要望	10
9 児童保育負担金について	10
答弁 舘山新福祉部長	11
要望	11
10 雑入について	11
答弁 鈴木裕司会計管理者	11
11 遊休地について	11
答弁 能代谷潤治総務部長	11
要望	12
12 霊園管理手数料について	12
答弁 坪真紀子市民部長	12
要望	12
13 市営住宅について	12
答弁 大櫛寛之都市整備部長	13
意見	13
14 一般会計及び特別会計の不納欠損額について	13
答弁 鈴木裕司会計管理者	13
〃 前多正博副市長	13
要望	14
○天内慎也委員（日本共産党）	15
1 農業集落排水について	15
答弁 八戸認環境部長	15
要望・再質疑	15
答弁 環境部長	16
再質疑	16
答弁 環境部長	16
要望・再質疑	16
答弁 環境部長	17
再質疑	17
答弁 環境部長	17
再質疑	18
答弁 環境部長	18
要望	18
2 農業について	18

答弁 梅田喜次農林水産部長	18
要望・再質疑	19
答弁 農林水産部長	19
再質疑	19
答弁 農林水産部長	20
要望	20
○中田靖人委員（自由民主党）	20
1 競輪事業について	20
答弁 横内修企画部理事	20
要望・意見	21
2 障がい者支援事業について	21
答弁 舘山新福祉部長	21
再質疑	22
答弁 福祉部長	22
意見・再質疑	22
答弁 福祉部長	23
要望・再質疑	24
答弁 福祉部長	24
再質疑	25
答弁 福祉部長	25
要望・再質疑	25
答弁 福祉部長	26
再質疑	26
答弁 福祉部長	26
要望・再質疑	26
答弁 福祉部長	26
要望・再質疑	27
答弁 福祉部長	27
要望・再質疑	28
答弁 福祉部長	28
要望	28
休憩	30
再開	30
○蛭名和子委員（市民の声あおもり）	30
1 不納欠損について	30
答弁 舘山新福祉部長	30
〃 相馬政人税務部長	30

再質疑	31
答弁 福祉部長	31
再質疑	31
答弁 福祉部長	31
2 青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点構築事業について	31
答弁 木村文人経済部長	31
再質疑	32
答弁 経済部長	32
要望	33
○工藤健委員（市民クラブ）	33
1 外国人観光客受入事業について	33
答弁 百田満経済部理事	33
再質疑	34
答弁 経済部理事	34
要望	34
2 AOMOR I 春フェスティバルについて	35
答弁 百田満経済部理事	35
要望	36
3 防災について	36
答弁 山谷直大総務部理事	37
要望・再質疑	37
答弁 山谷総務部理事	38
要望	38
4 まちレポあおもりについて	39
答弁 長井道隆都市整備部理事	39
再質疑	39
答弁 都市整備部理事	40
意見・再質疑	40
答弁 都市整備部理事	40
意見・再質疑	40
答弁 都市整備部理事	41
要望・再質疑	41
答弁 横内修企画部理事	41
要望	41
○山本武朝委員（公明党）	42
要望	42
1 道の駅「なみおか」アップルヒルの取組状況について	42

答弁	三浦大延浪岡事務所副所長	42
再質疑		43
答弁	浪岡事務所副所長	43
再質疑		44
答弁	浪岡事務所副所長	44
要望		44
2	包括外部監査の指摘事項について	44
答弁	梅田喜次農林水産部長	45
要望・再質疑		46
答弁	農林水産部長	46
要望		47
○赤平勇人委員（日本共産党）		47
1	市営バスについて	47
答弁	赤坂寛交通部長	47
再質疑		48
答弁	交通部長	48
再質疑		48
答弁	交通部長	48
再質疑		48
答弁	交通部長	48
再質疑		49
答弁	交通部長	49
再質疑		49
答弁	交通部長	49
再質疑		49
答弁	交通部長	49
要望・再質疑		50
答弁	交通部長	50
意見・再質疑		50
答弁	交通部長	51
再質疑		51
答弁	交通部長	52
要望		52
○藤田誠委員（市民の声あおもり）		52
要望		52
1	生活道路の側溝・舗装の整備要望について	53
答弁	長井道隆都市整備部理事	53

意見・再質疑	53
答弁 都市整備部理事	54
要望	54
2 水道管の耐震化工事の状況について	55
答弁 小鹿継仁水道部長	55
要望・再質疑	55
答弁 水道部長	55
再質疑	56
答弁 水道部長	56
要望	56
3 三内霊園のごみ箱の撤去について	56
答弁 坪真紀子市民部長	56
要望	57
休憩	57
再開	58
館山新福祉部長からの発言の申し出について	58
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	58
意見	58
1 一般会計・特別会計・企業会計における不納欠損額と 対策について	59
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	60
〃 小鹿継仁水道部長	60
〃 坪真紀子市民部長	61
再質疑	61
答弁 市民部長	61
再質疑	62
答弁 市民部長	62
意見	62
2 下水道使用料の徴収事務委託料が増加した理由について	62
答弁 八戸認環境部長	62
3 市税等の口座振替の割合について	63
答弁 相馬政人税務部長	63
〃 大櫛寛之都市整備部長	64
意見	64
4 平成30年度の生活保護の開始世帯数と廃止世帯数について	64
答弁 館山新福祉部長	64
再質疑	64

答弁 福祉部長	64
要望	64
散会	65
2日目 令和元年9月17日(火)	
開議	66
○赤木長義委員（公明党）	66
1 消防団機械器具置場について	66
答弁 吉本雅治総務部理事	66
再質疑	67
答弁 能代谷潤治総務部長	67
要望	67
2 国保財政について	67
答弁 相馬政人税務部長	67
再質疑	68
答弁 税務部長	68
再質疑	69
答弁 小川徳久企画部長	69
再質疑	69
答弁 税務部長	69
3 水道について	70
答弁 小鹿継仁水道部長	70
要望	71
4 市民病院について	71
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	72
再質疑	72
答弁 市民病院事務局長	72
要望	72
5 保育について	73
答弁 舘山新福祉部長	73
再質疑	74
答弁 福祉部長	74
要望	75
6 新庁舎及び各庁舎の周知について	75
答弁 能代谷潤治総務部長	75
要望	76
7 教育について	76
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	76

意見・再質疑	77
答弁 教育委員会事務局教育部長	77
要望	78
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	78
1 病院事業について	78
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	78
再質疑	79
答弁 市民病院事務局長	79
意見・再質疑	79
答弁 市民病院事務局長	79
意見・再質疑	79
答弁 市民病院事務局長	80
再質疑	80
答弁 市民病院事務局長	81
要望・再質疑	81
答弁 市民病院事務局長	82
再質疑	82
答弁 市民病院事務局長	82
再質疑	83
答弁 市民病院事務局長	83
再質疑	83
答弁 相馬政人税務部長	83
再質疑	83
答弁 坪真紀子市民部長	84
再質疑	84
答弁 市民部長	84
再質疑	84
答弁 市民病院事務局長	84
再質疑	85
答弁 市民病院事務局長	85
再質疑	85
答弁 市民病院事務局長	85
再質疑	85
答弁 市民病院事務局長	85
再質疑	86
答弁 市民病院事務局長	86
再質疑	86

答弁	市民病院事務局長	86
〃	税務部長	86
2	水道事業について	86
答弁	小鹿継仁水道部長	86
再質疑		86
答弁	水道部長	87
再質疑		87
答弁	水道部長	87
再質疑		87
答弁	水道部長	87
再質疑		87
答弁	水道部長	87
再質疑		88
答弁	水道部長	88
再質疑		88
答弁	市民病院事務局長	88
〃	水道部長	88
委員長の発言		88
答弁	水道部長	88
委員長の発言		88
答弁	水道部長	88
再質疑		89
委員長の発言		89
答弁	税務部長	89
再質疑		89
答弁	水道部長	90
再質疑		90
答弁	水道部長	90
意見		90
委員長の発言		91
休憩		91
再開		91
○万徳なお子委員（日本共産党）		91
1	市民体育館について	91
答弁	百田満経済部理事	92
再質疑		92
答弁	経済部理事	92

再質疑	92
答弁 経済部理事	92
再質疑	92
答弁 経済部理事	92
委員長の発言	93
再質疑	93
答弁 経済部理事	93
再質疑	93
答弁 経済部理事	93
再質疑	93
答弁 経済部理事	93
再質疑	94
答弁 経済部理事	94
再質疑	94
答弁 経済部理事	94
再質疑	94
答弁 経済部理事	94
要望	94
2 雪問題について	95
答弁 長井道隆都市整備部理事	95
再質疑	95
答弁 都市整備部理事	96
再質疑	96
答弁 木村文人経済部長	96
再質疑	96
答弁 経済部長	96
要望・再質疑	96
答弁 都市整備部理事	97
要望	97
3 公園の草刈について	97
答弁 長井道隆都市整備部理事	97
要望	97
4 市営住宅について	98
答弁 大櫛寛之都市整備部長	98
再質疑	98
答弁 都市整備部長	98
再質疑	98

答弁 都市整備部長	98
再質疑	99
答弁 都市整備部長	99
再質疑	99
答弁 都市整備部長	99
要望	99
木村文人経済部長からの発言の申し出について	99
○村川みどり委員（日本共産党）	99
1 生活保護について	99
答弁 館山新福祉部長	100
再質疑	100
答弁 福祉部長	100
再質疑	100
答弁 福祉部長	101
要望	101
2 図書館について	101
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	101
再質疑	102
答弁 教育委員会事務局理事	102
意見・再質疑	102
答弁 教育委員会事務局理事	102
再質疑	102
答弁 教育委員会事務局理事	102
要望・再質疑	103
答弁 教育委員会事務局理事	103
意見・再質疑	103
答弁 教育委員会事務局理事	104
再質疑	104
答弁 教育委員会事務局理事	104
要望	104
3 性的マイノリティについて	104
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	104
再質疑	105
答弁 教育委員会事務局教育部長	105
再質疑	106
答弁 教育委員会事務局教育部長	106
要望	106

4 学校の除草剤について	106
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	107
要望・再質疑	107
答弁 長井道隆都市整備部理事	108
再質疑	108
答弁 教育委員会事務局理事	108
要望	108
採決	108
閉会	109

1 開催日時 令和元年9月13日（金曜日）
令和元年9月17日（火曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第139号 決算の認定について
(平成30年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

議案第140号 決算の認定について
(平成30年度青森市病院事業会計決算)

議案第141号 剰余金の処分及び決算の認定について
(平成30年度青森市水道事業会計決算)

議案第142号 決算の認定について
(平成30年度青森市自動車運送事業会計決算)

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	神山昌則
副委員長	天内慎也	委員	村川みどり
委員	赤平勇人	委員	工藤健
委員	奈良祥孝	委員	小豆畑緑
委員	中田靖人	委員	藤田誠
委員	蛭名和子	委員	赤木長義
委員	万徳なお子	委員	奈良岡隆
委員	山本治男	委員	丸野達夫
委員	山本武朝	委員	渋谷勲
委員	木戸喜美男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
総務部理事 山谷 直 大
総務部理事 吉本 雅 治
企画部長 小川 徳 久
企画部理事 横内 修
企画部理事 加藤 文 男
税務部長 相馬 政 人
市民部長 坪 真紀子
環境部長 八戸 認

福祉部長 舘山 新
保健部長 浦田 浩 美
経済部長 木村 文 人
経済部理事 百田 満
農林水産部長 梅田 喜 次
都市整備部長 大櫛 寛 之
都市整備部理事 長井 道 隆
浪岡事務所副所長 三浦 大 延
市民病院事務局長 岸田 耕 司
会計管理者 鈴木 裕 司
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司
教育委員会事務局理事 佐々木 淳
水道部長 小鹿 継 仁
交通部長 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛
議事調査課長 菊池 朋 康
議事調査課主査 岩間 憲 仁
議事調査課主査 山内 克 昌

議事調査課主査 木村 結 衣
議事調査課主事 北山 賢 臣
議事調査課主事 高木 涉

1 日目 令和元年 9 月 13 日（金曜日）午前 9 時 59 分開会

○秋村光男委員長 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第139号「決算の認定について」から議案第142号「決算の認定について」までの計4件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第139号「決算の認定について」から議案第142号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は13人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審議を尽くしていただくために、質疑の際、決算附属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握して、簡潔にして明快な答弁をよろしくお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第139号「決算の認定について」から議案第142号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民・志政会の丸野達夫でございます。持ち時間119分ありますけれども、かかりませんので。

まず初めに、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費のうち、病院事業に係る負担金について、2件質疑させていただきます。

1点目は、病院事業に係る一般会計負担金のうち、病理解剖費が1999万1000円と

なっておりますが、その解剖数をお示してください。

2点目は、同じく一般会計負担金のうち、医師派遣経費が835万5000円となっておりますが、その際の医師の派遣数についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員からの病院事業に係る負担金についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

まず初めに、一般会計負担金のうち、病理解剖費に係る平成30年度の解剖数についてであります。この負担金は地域における医療水準の向上を図るための市民病院の病理解剖部門の運営に係る経費として、病理診断医師と臨床検査技師の2名の人件費について一般会計から繰り入れしているものであります。委員お尋ねの平成30年度における解剖数は1件となっております。

次に、一般会計負担金のうち、医師派遣経費に係る平成30年度の医師の派遣受け入れ数についてであります。この負担金は公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費として繰り入れしているものであり、平成30年度における医師の派遣数は、市民病院については延べ人数で、糖尿病・内分泌内科101人、循環器・呼吸器内科11人、消化器内科140人、小児科43人、外科10人、整形外科49人、脳神経外科208人、心臓血管外科2人、皮膚科106人、産婦人科64人、眼科1人、耳鼻咽喉科50人、形成外科94人、放射線科149人、麻酔科256人、病理診断科13人、歯科口腔外科53人の合計1350人となっております。

浪岡病院については延べ人数で、内科378人、精神神経科6人、小児科115人、外科102人、整形外科99人、眼科91人、耳鼻咽喉科129人の合計920人となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 市民病院事務局長、ありがとうございました。

私の興味で聞いた話なのであれですけども、病理解剖はもっと件数が多いと思っていました。それこそ答弁の中にもあったように、医療水準の向上を図るために解剖をやっているんだと思うんですけども、1件というのはちょっと意外に少なく、2000万円で1件かと思ったら、人件費も入っているということだし、なかなか家族の同意もとられない、もらえないということですが、医学、地域の医療向上のために今後とも頑張っていっていただければと思います。

あと医師の派遣数は、延べで両方で2100人超えて、835万円強なので、まあ、お得なのかなという感じではいますが、できる限り、自前のお医者さんを一日も早く用意していただければと思います。以上です。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費のうち、第13節の委託料についてお伺いいたします。

犬・猫等の抑留及び処分に関する業務委託料が1504万円拠出されておりますが、

それぞれの抑留数及び処分数についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり丸野委員からの犬・猫等の抑留及び処分についての御質疑にお答えいたします。

犬・猫等の抑留及び処分に関する委託業務につきましては、狂犬病予防法及び青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲した犬、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引き取りした犬・猫及び同法に基づき収容した負傷した犬・猫等の抑留及び処分を行うものであり、本市では、そのための施設を有していないことから、当該業務を青森県へ委託しているところであります。

お尋ねの当該委託業務に係る平成30年度の実績につきましては、抑留数は犬が52頭、猫が212頭、その他が5頭の計269頭。処分数は新たな飼い主への譲渡、飼い主への返還、致死処分を合わせた数となっており、犬が譲渡数11頭、返還数31頭、致死処分数15頭の計57頭。猫が譲渡数32頭、返還数14頭、致死処分数168頭の計214頭。その他が譲渡数1頭、返還数1頭、致死処分数4頭の計6頭であり、処分数の合計は277頭でありました。平成29年度の実績は、犬、猫、その他を合わせ抑留数が237頭、処分数が231頭であり、平成30年度は平成29年度と比べ抑留数が32頭、処分数は46頭増加しております。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 どうもありがとうございました。

再質疑する予定じゃなかったんですけども、その他って何ですかね。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

その他としておりますのは、ウサギや亀、フェレット、あと鳥などがあります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

命ある動物でありますので、大切に飼っていただくことが大切だと思いますので、そういう啓発活動を続けていっていただければなと思います。

次に、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費のうち、13節の委託料についてお伺いいたします。

スイミング支援事業大型バス運行業務委託料として565万3800円が拠出されておりますが、その利用回数及び利用台数、そして利用人員をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 丸野委員のスイミング支援事業大型バス運行業務委託についての御質疑にお答えいたします。

小学校学習指導要領におきまして、体育科における水泳学習は必修となっております。1学年から6学年まで全ての学年で学習することとなっております。本市においては、西部、中央部、東部とそれぞれに海水浴場が整備され、また、川や沼、

ため池など水難事故が発生し得る箇所が各所に点在しておりまして、水泳の学習に含まれる水の危険から自己の生命を守るために、全児童が年に一度はプールを使用できる学習ができるようにしております。

本市では、学校プールの未設置校やプールが使用できなくなった学校の児童が水泳の学習を行うため、近隣のプールまで徒歩で行けない場合の交通費として、貸し切りバスの料金を負担しております。平成30年度は、小学校45校のうち、自校に利用可能なプールが設置してある小学校15校及び徒歩で近隣小学校等のプールを利用している11校を除く19校がバスを活用しており、授業のために学校からプールまでの往復を大型バスで利用しております。実績といたしましては、利用回数は75回、利用台数は延べ147台、利用児童の人数は延べ5875人となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

必修ということで水泳が行われているということは非常にいいことなんですけれども、これは私はわからないんですけれども、聞いた話なんですけれども、もしそうだったら考えてほしいなと思うんですが、最近の子どもたちで泳げない子がふえているということなので、やはり水泳の時間というのは、年1回だけやって泳げるようになるかといったら、そうでもないし、家庭で海水浴に連れていくということも必要なんだろうけれども、やっぱり教育としても、もう少し水泳というものを重視して取り組んでいただければと思います。これは要望です。

次に行きます。10款教育費4項公立大学費1目公立大学費についてお伺いいたします。

公立大学法人青森公立大学運営費交付金の決算額が4億8720万7392円となっておりますが、交付金の算定根拠をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 丸野委員の公立大学法人青森公立大学運営費交付金についての御質疑にお答えいたします。

市では、地方独立行政法人法の規定に基づき、毎年、青森公立大学へ運営費交付金を支出しております。当該運営費交付金の算定の考え方についてであります。歳出は、人件費、教育費、教育研究費、施設管理費等で構成され、このうち、光熱水費などの義務的経費を除いた経費は、青森公立大学が作成した第2期中期計画に基づき、経営の効率化を反映した積算によって算出し、この歳出総額から歳入の大学授業料、入学検定料等の自主財源及び国からの補助金等の特定財源を差し引いた不足分を措置することとしております。

青森公立大学の運営は、学生からの授業料と本市の運営費交付金で支えられておりますことから、公立大学の使命であります青森市の発展のために必要とされる有為な人材を輩出すること、大学が持つ知的財産を市民に還元し、市民の生活及び文

化の向上に寄与していくことを果たせるよう、公立大学の設置者として、引き続き求めてまいります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 この質疑をしたのは、別に交付金の算定根拠に興味があったというよりは、やはり青森公立大学は、独立行政法人化になってからますますそうなんですけれども、議会の目も届かないし、関係が薄くなったこともあるんでしょうが、非常に周辺から聞いても、我々が行ってもなんですけど、非常に職員の態度がよくない、挨拶もしない。やはり設立当初、周辺町村からお金をもらって設立したし、市民からの寄附もあってようやく設立した大学です。やっぱり市税が今でも5億円弱入っているんですから、やはり公金を使って運営されているということを改めて職員が身を持って知らなければいけないなと思います。そのことについて、恐らく行政も感じているでしょうから、注意を促しながら、やはりそういう税を使用しているという観点に立って、やはり来るお客さんには挨拶の一つはしなきゃいけないと思うし、当然うろうろしている方がいたら、どうしたんですかというふうに声をかけて案内を買って出るような大学であってほしいし。まあ、小学校で挨拶は習うわけですから、そういうのを大学になってできないとなると、やっぱりそこは問題かなと思いますので、今後、注意していただければなと思います。以上です。

次に、平成30年度自動車運送事業報告書からお伺いいたします。

不採算路線を維持するための市の繰入金である生活路線維持負担金が減少しておりますけれども、その理由をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員の生活路線維持負担金に関する御質疑についてお答えをいたします。

生活路線維持負担金につきましては、生活交通の確保、維持を目的に不採算となっている一部の路線を対象に、一般会計から基準外繰入金として御負担いただいているものでありますが、この通常支援に加えまして、資金不足比率が10%を超えていたことなどを踏まえまして、関係部局との協議により、平成29年度までに資金不足の解消を図るために、平成23年度から臨時的な対応といたしまして、追加支援をいただいていたところであります。

御質疑の負担金が減少した理由についてでありますけれども、平成29年度決算におきまして、資金不足の解消が図られたことを踏まえ、平成30年度からは通常支援になったことから、前年度に比較して減少したものであります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 交通部長、ありがとうございました。

交通部の置かれている環境というのは依然厳しい状況ですし、多言語標識をやりなさいよとか、待合室整備してくださいよと議会の要望も非常にあって、サービスの増加はしていかなきゃいけない。でも、当然利用者がふえているわけではないの

で、利便性はよくなったけれども、収益は全く改善される余地がないんだと思うんですよ。退職者不補充で人件費の抑制を図ったり、私自身から見て、やれることってほぼやり尽くしているような気がしますので、これ以上努力しろと言っても非常にかわいそうな状況だと思っているので、生活路線維持負担金というのは個人的には減らすべきではないのかなとは思いますが。それはやっぱり交通弱者、今まで青森市を支えてくれていた方々が、交通弱者となって足がないという状況を、やっぱり少しでも確保していくということは、私は必要だと思うんですが、そこで、交通部長じゃなくて企画部長に再質疑したいんですが、一般会計の観点から、この生活路線維持負担金が今減ったということなんですけれども、そのことについて今後どういうふうにしていくのか、その考え方というのをお聞かせいただければと。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一般会計におきましては、これまでも自動車運送事業の経営安定化のため、生活路線維持負担金のほか、退職給与や車両購入に係るものなどについて基準外の繰り出しを行ってきたところであります。

今後の生活路線維持負担金を含めた一般会計の負担につきましては、自動車運送事業の経営努力や事業環境などのほか、来年度策定予定の中長期的な経営の基本計画であります経営戦略を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 でき得る限り検討していただければと思います。

次にまいります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、計上されております内外情勢調査会及び東奥情報懇談会の負担金について、税金で拠出する根拠というのをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 丸野委員からの内外情勢調査会及び東奥情報懇談会の負担金についての御質疑にお答えいたします。

内外情勢調査会につきましては、国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析及び調査を行うことを目的とした一般社団法人であります。

また、東奥情報懇談会につきましては、東奥日報社と共同通信社が共同して、国際、中央、地方の情報を的確かつ迅速に捉え提供することにより、青森県の政治、産業、経済、文化の発展に資することを目的とした懇談会であります。

両会ともに著名人等によります定期的な講演会や刊行される情報誌を通じまして、国内外の情報、世論の動向などのタイムリーな情報を提供していることから、本市といたしましては、政策への反映や事業実施の参考になるものと判断し、入会しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 実は以前、私もこの内外情勢調査会も東奥情報懇談会にも入っております。どういうものなのかはよく理解しております。企画部長の答弁にあったように、情報を収集するというのは行政としても必要でしょうから、それはいいんですが、必要に応じて見直しも図っていただいたいし、当然、議会も情報を集めなければいけないので、そういう予算要求があった場合は、認めてほしいしと。逆もあるでしょうし、議会が認められている予算で行政がやっていない——例えばタブレットでもそうですけれども——やっていないことでも、やはり双方向の情報交換というのは必要になってきますので、そういうものも認める環境をつくっていただければなと思つて質疑いたしました。

次に行きます。1款市税3項軽自動車税1目軽自動車税についてお伺いいたします。

平成30年度決算の軽自動車税の不納欠損額488万6620円の件数、また軽自動車税の滞納件数をお示してください。それと、収入未済分につきまして、不納欠損にならないようにどのように取り組んでいるのかをお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 軽自動車税についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、平成30年度決算における軽自動車税の不納欠損額488万6620円の件数につきましては、現年度分17件、滞納繰越分1129件、合計1146件となっております。

次に、平成30年度決算における軽自動車税の滞納件数につきましては、現年度分2301件、滞納繰越分8201件、合計1万502件となっております。

不納欠損とならないための取り組みではありますが、収入未済分について、不納欠損とならないための取り組みといたしまして、これまで納付お知らせセンターからの納付勧奨、職員による電話催告や催告書の送付、そして夜間、休日における納付相談、財産調査及び財産の差し押さえ、青森県市町村税滞納整理機構への徴収委託、県税部との合同徴収などを実施してまいりました。加えまして、今年度は、納付お知らせセンターから携帯電話へのショートメッセージサービスを活用した納付勧奨の実施と新たな財産の差し押さえの手法といたしまして、自動車の差し押さえの実施を予定しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

ドラマなんかでも、脱税するやつは、日本の道路を歩くなという言葉もありましたけれども、これはまさに自動車なので、税を払わないやつは市道を走るなど言いたくなるので、やはり差し押さえ等、本当に実施していただきたいなと思つています。ちょっと額はそうでもないんですけれども、件数も多いので、取り組み方は

大変だと思いますけれども、お願いいたします。

次に、同じく、1款市税2項固定資産税1目固定資産税についてお伺いいたします。

平成30年度の決算で、固定資産税の不納欠損額が1億6275万5859円となっておりますが、その件数をお知らせください。また、差し押さえ等の滞納処分はどのようなになっているのかをお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 固定資産税についてのお尋ねにお答えをいたします。

平成30年度決算における固定資産税の不納欠損額1億6275万5859件の件数であります。現年度分275件、滞納繰越分6013件、合計6288件となっております。

次に、固定資産税を滞納した場合の滞納処分につきましては、納期限後20日以内に督促状を発送いたします。督促状発送から10日を経過した日までに完納しない場合には、納付お知らせセンターからの納付勧奨、職員による電話催告や文書催告等を行い、並行いたしまして、滞納者の財産調査も実施し、催告しても納付相談がない場合や接触しても納付意思がない場合、また納付約束をしても相談もなく不履行となった場合には、財産調査で判明した預貯金、生命保険解約金、年金、給与、国税還付金等の換価が容易な財産から差し押さえをし、滞納市税に充当しております。また、不動産の差し押さえにつきましては、原則として、まずは差し押さえ登記をした後に、可能な物件は公売により換価し、市税に充当しております。その結果、平成30年度における固定資産税滞納者の差し押さえ件数は182件、滞納額は8350万4173円となっており、主な差し押さえ財産といたしましては、預貯金26件、生命保険解約金24件、給与24件、年金36件、国税還付金29件のほか、不動産を差し押さえいたしました件数は38件で、滞納額では3802万2810円となっております。

訂正です。冒頭、平成30年度の決算における固定資産税の不納欠損額1億6275万5859件と私お話しいたしましたけれども、1億6275万5859円の誤りでした。大変申しわけございませんでした。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 税務部長、答弁ありがとうございました。

固定資産税の滞納なので、普通に不動産を差し押さえればいいのかなど思っていたんですが、聞き取りの中で、価値のない土地がほぼだというので、大変なんだなということが改めてわかりました。それでも、一生懸命、預貯金とか、給与とか、差し押さえしようという努力がわかりましたので、引き続き、頑張っていってもらうしかないのか、この約1億6200万円が多いのか少ないのかというのは受け取り方ですけれども、本来入ってくるべき税金ですので、頑張っていっていただければと思います。

次に、13款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金のうち、児童保育負担金についてお伺いいたします。

平成30年度における児童保育負担金の不納欠損額が2060万1821円となっておりますが、その件数とこれまで取り組んできた対策についてお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員からの児童保育負担金についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度における児童保育負担金の不納欠損処分の件数は滞納繰越分のみとなっております、273件となっております。また、対策につきまして、市では、納入義務者に対する負担の公平性を確保するため、督促から滞納処分までの手順等を示した債権別の管理事務スキームに基づき、督促状の送付や文書・電話による催告の強化徹底を図っております。また、長期滞納者につきましては、分割納付の相談に応じておりますが、分割納付の誓約をしていただけない場合は、財産調査を行い、差し押さえ可能な財産があるものについては差し押さえを、差し押さえ可能な財産がないものについては滞納処分の執行停止を行うなど、債権の適正管理に努めているところであります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 福祉部長、ありがとうございました。

受けたサービスなので、やはりこれはしっかりと徴収するのが当たり前だと思いますので、これもよくはやっているんですけども、相手もなかなか巧みでなかなか捕まらないみたいですけども、引き続き、1円でも回収していただければと思います。

次に、21款諸収入5項雑入5目雑入についてお伺いいたします。

雑入の不納欠損額が3246万7067円となっておりますけれども、全く内容がわからないので、その内訳をお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○鈴木裕司会計管理者 平成30年度決算におけます一般会計雑入の不納欠損額3246万7067円の内訳でありますけれども、1つには、生活保護法第63条返還金として2404万934円、生活保護費過年度分返還金として834万2693円、児童扶養手当過年度返還金として8万3440円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

内訳を知りたかっただけなので。

次に、17款財産収入2項財産売払収入に関連いたしましてお伺いいたします。

市が所有する普通財産の遊休地の件数と総面積についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 丸野委員の遊休地についての御質疑にお答えいたします。本市が管理しております普通財産のうち、貸付地などを除く利活用されていない、

いわゆる遊休地につきましては、平成30年度末時点におきまして、件数では83件、総面積が395万5171.08平方メートルとなっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 これも知りたかったので聞いたんですけども、差し押さえ等によって得た土地もあるでしょうし、83件、これは順次処分していく方向でやってくれていると思うので。財産なので、一日も早く処分できるように要望いたします。

次に、14款使用料及び手数料2項手数料3目衛生手数料のうち、霊園管理手数料について伺いいたします。

不納欠損額が34万8230円となっておりますが、その件数とその対策について伺いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 丸野委員からの霊園管理手数料についての御質疑にお答えいたします。

霊園管理手数料は、市営霊園・墓園の使用権者が埋葬場所の種類等に応じて年1回納付するもので、不納欠損の件数及び金額は、平成29年度は176件、26万4510円であったものが、平成30年度は240件、34万8230円となっております。不納欠損の件数及び金額が増加した理由といたしましては、埋葬場所の使用権者が死亡し、承継する家族がないケースが増加傾向にあることが主な要因であります。

このようなケースにつきましては、これまで消滅時効が完成する5年後に不納欠損の処理をしておりましたが、債権を適切に早期に整理するため、平成27年度から滞納繰り越し後に徴収を停止することとし、徴収停止から3年経過した平成30年度において、時効完成を待たずに、69件、9万4680円について不納欠損の処理を行い、不納欠損の件数及び金額が増加したものであります。

今後の対策といたしましては、使用権者が死亡した場合については、戸籍調査等を進め、承継者を早期に特定し、電話や訪問での催告の強化により、収入未済額の減少に努めるほか、承継者がいない場合には、早期に債権放棄を行い、適切な債権管理に努めてまいります。また、承継者がいない場合においては、青森市霊園条例第13条第1項の規定により、一定期間経過後に、墓地区画の使用権が消滅いたしますことから、市において改葬及び原状復旧工事を行った後に、市民等に再提供してまいります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 債権放棄等を行っていくということなので、わかりました。でも、いずれにせよ、連絡がとれない方とかもいますので、そういう方は、どこに行っちゃったかわからないので、積極的に債権放棄していきながら、新しい霊園を供給していただければと思います。

次に、14款1項6目土木使用料のうち、市営住宅について伺いいたします。

これも不納欠損額が250万7800円となっておりますが、その件数とそれに至った理由についてお示してください。また、その間に、保証人に対する市の動き方というのもお示しいただければと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 丸野委員からの市営住宅についてのお尋ねにお答えいたします。

平成30年度における市営住宅使用料の不納欠損件数は7世帯122件、また市営住宅駐車場使用料の不納欠損件数は1世帯1件であり、不納欠損に至った理由につきましては、債務者の死亡や生活困窮、消滅時効の完成によるものであります。

保証人についてであります。市営住宅使用料の滞納があった場合、保証人に対しては、文書等により債務履行の協力依頼を行い、それでも主債務者が履行しない場合、保証人に対して保証債務履行請求を行うこととしておりますが、保証人の死亡等により、保証債務履行の請求ができなかったものについて不納欠損としたところであります。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 せっかく保証人を立てているわけですから、やっぱりそこはきちんと請求しなきゃいけないし、お亡くなりになったら、やっぱり速やかに保証人を立ててもらおうということはしてもらわなきゃいけないと思います。そういうのも契約の段階で書いておかないといけないと思いますし、立てないんだったら契約不履行もあるんでしょうから、いろんな処分の仕方があると思います。やはり保証人をつけている意味が全くないのであれば、この制度そのものが意味のないものになるので、やはりそこは厳しくいかなければいけないのかなと思います。

次に、最後の質疑になりますが、今まで不納欠損についていろいろと各課に聞いてまいりましたが、総括してお伺いしたいと思います。

平成30年度における青森市一般会計及び特別会計に計上された不納欠損額の総額をお示してください。なお、その総額につきまして、市の考え方とこれまでの取り組み及びこれからの取り組み方についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○鈴木裕司会計管理者 ただいまの御質疑のうち、一般会計及び特別会計における不納欠損額について、私からお答えいたします。

平成30年度の一般会計及び特別会計における不納欠損額につきましては、まず、一般会計2億6580万9892円、特別会計については2億2443万5604円、これらの合計4億9024万5496円であります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。副市長。

○前多正博副市長 丸野委員からの不納欠損額についての市の考え方と取り組み、そして今後の対策について、私から答弁申し上げます。

不納欠損処分または不納欠損処理は、既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合に行う決算上の手続であり、徴収し得ない、いわゆる不良債権を調定し続けたままでいると、市の財政状況を的確に把握することが困難になることから、債務者の無資力、死亡、居所不明及び破産免責や倒産、時効などにより、徴収し得ないことが明白である場合には、速やかに不納欠損を行う必要があります。

本市では、平成29年度から客観的に徴収し得ないと判断される債権につきましては、健全な行財政運営の観点から、時効到来前に機動的に不納欠損を行うこととし、不良債権の整理を進めることにより、時効完成を理由とする不納欠損額については、可能な限り圧縮に努めることとしております。

このため、青森市収納対策本部では、各債権所管課が回収可能な債権に対して必要な対応をとらないままに時効が完成することのないよう、債権別の事務管理スキーム及びマニュアルなどに基づき、適正かつ効率的な債権管理事務の執行に努めるとともに、同本部が各課の対応状況を把握し、指導・助言などを行っております。

また、財産調査や支払い督促等の債権回収に速やかにつながるよう、債務者から個人情報確認同意書の提出を求め、関係部局間の連携を図っております。

平成30年度の一般会計及び特別会計の不納欠損額の総額は、平成29年度に比べて2617万9459円の増となっている一方で、時効によります不納欠損額の総額は、平成29年度に比べて302万5736円の減となっており、これらの取り組みの成果があらわれたものと考えております。

今後とも、債権別の管理スキームに基づき、適正な債権管理の推進に努めるとともに、財産調査を通じて徴収可能性を迅速かつ的確に見きわめ、徴収不能な債権は速やかに不納欠損処分などを行うとともに、徴収可能な債権については、青森県市町村税滞納整理機構や債権回収会社などへの委託も活用しながら催告を行い、それでも納付に応じない場合は、厳正に滞納処分や法的手続を実施し、未収債権の回収に努めることとしております。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 副市長ありがとうございました。

本来入ってくるべきお金、約4億9000万円、これが不納欠損として処理されている。この額が多いか少ないか、それは各議員が考えなければいけないし、行政も考えなければいけない。このような経済に至ったことも考えなければいけない。もちろん奈良委員がよくおっしゃいますけれども、取れない人からは取る必要もないでしょうし、取れる人からは取らなければいけない。そういうことが行われているということが、やはり一番大事だし。ところが、仕方がないんですが、我々は決算書の中ではそれを知る由もなく、当然——まあ、きょう代表監査委員がここにおられますけれども、やっぱり監査の方々が一生懸命頑張って、一件一件、本当にこれは不納欠損にしているのかというふうにチェックしていかないと。ただやみくもに、時効が来たから不納欠損にしましうねではいけないし、副市長がおっしゃったよ

うに、ちゃんとやっていくんだということなので、その言葉を信じたいと思いますし、今後この額が少しでも減る取り組みというのもやっていかなければいけない。当然、どうしても仕方のない部分はあるでしょうから、そのことは我々も理解しますし、今後、税の徴収に頑張ってくださいたいとエールを送って、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

最初に、農業集落排水施設について、施設の内容や予算、決算について質疑をしていきたいと思います。

本市の汚水処理は、青森市汚水処理施設整備構想に基づいて見直しなども行われてきたと思いますけれども、コストの算出や地区の特性、住民の意向の把握と反映を総合判断して、その地区に最適な整備手法をとられてきたと思います。個別処理は合併処理浄化槽になると思いますし、集合処理は公共下水道や農業集落排水施設だと思います。その中でも、農業集落排水施設は、今の青森では7つの施設、浪岡が1つの施設と現在ありますけれども、整備計画上から見れば、完了だと思えますし、引き続き、公衆衛生面や環境保護のために役割を果たしていくものと思えます。

そこで質疑をしますが、本市の農業集落排水施設の水洗化について、当初想定していた人口普及率から見て、現在どういうふうになっているのか示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 天内委員の農業集落排水事業における水洗化普及に向けた取り組みについての御質疑にお答えをいたします。

農業集落排水施設とは、農業振興地域内の農業集落の生活環境の向上と農業用排水の水質保全等を目的として、各家庭のトイレや台所、風呂から排出される汚水を処理するための施設であります。本市では、青森地区に9カ所、浪岡地区に1カ所、合計10カ所の農業集落排水施設が整備されておりまして、多くの方々に当該施設を御利用していただいております。その水洗化率につきましては、平成30年度末におきましては、青森地区が94.9%、浪岡地区が61.4%、合計82.3%と年々増加している状況であります。

しかしながら、農業集落排水施設が整備されましても、利用されなければ、その役割を果たすことができないことから、市におきましては、「広報あおもり」や市ホームページのほか、あおもりウォーターフェア開催時においても、農業集落排水施設への接続の必要性について御理解をしていただくための啓発活動を行っているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ちょっと私、認識を間違っていたのかなと思いますが、合計10施

設とありました。ということは、青森が9施設で浪岡が1施設ということで、合計10施設あるということですが、水洗化については、合計で全体で82.3%ということで、聞き取りの中では進んでいますということなので、そういうふうにとめたいと思いますが、できるだけ頑張ってほしいなと思います。

そこで、予算についてちょっと質疑をしますが、まず農業集落排水事業特別会計の平成30年度のまず歳入についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 農業集落排水事業の平成30年度決算における歳入内訳についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度決算における農業集落排水事業の歳入内訳であります。事業収入が8255万3155円、県支出金が686万円、繰入金が1億9210万2000円、繰越金が965万777円、市債が1億50万円となっております。その合計につきましては3億9166万5932円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今回、ちょっと予算の内訳どうなっているのかということで調べて、下水道の使用料はどのぐらいの比率になっているのかなということなんですが、大体2割ぐらいしかない、予算の中でですね。それで、この農業集落排水事業の性格上、コストもかかる、維持管理費もかかるということで、一般会計からの繰入金が約半分を占めているという、成り立っているということがわかりました。

次に、同じく農業集落排水事業の平成30年度の歳出について示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 平成30年度決算における農業集落排水事業の歳出内訳でありますけれども、農業集落排水事業が1億995万9585円、公債費が2億7539万4572円となっております。合計で3億8535万4157円です。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 歳出についてですが、歳入、いわゆる予算が約3億9166万円に対して決算が約3億8535万円なので、残ったものが大体631万円ですね。これは事業の会計上、これは黒字という言葉は適切でないというふうに言われました。残ったもの、不用額ということなんですけれども、一般会計からもかなり繰り入れをしているので、それを次年度に繰り越して行って、次年度で事業が継続されているということなので、私の要望が適切かどうかわかりませんが、平成28年度も約1133万円不用額があって、平成29年度も約891万円あるということで、残ることがいいことなのかもしれませんが、浪岡の施設をちょっと視察をしましたが、この事業の性格上、やっぱり田んぼの真ん中とか、郊外の中にあって、雨、風、雪がもろに受ける場所にあるということで、できるだけその施設を大事に、長持ちするために、やっぱり

修繕とか、維持管理をやっぱり早目に私は行うべきでないかなと——見た感想です。それは要望をさせていただきたいと思います。

次に、こっちが本題なんですけれども、浪岡地区に1つある、吉野田の農業集落排水施設ですけれども、その中にある処理する機械、メーカーによってシステムとか、機械とか、種類がそれぞれあると聞きましたけれども、質疑しますが、主な処理工程はどのようにやられているのでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 農業集落排水処理施設における汚水処理工程についての御質疑にお答えいたします。

当該農業集落排水処理施設における汚水を浄化する工程につきましては、1つに、汚水に混入している紙や繊維などの固形物を取り除くための前処理工程、2つに、微生物の動きによって汚水の汚れを分解するため、空気を送り、攪拌する曝気工程、3つに、分解した汚れと上澄み水とに分離するための沈殿工程、4つに、上澄み水に含まれる大腸菌を殺菌消毒するための消毒工程となっております。これらの工程を経て河川に放流してもよい水質基準まで浄化した処理水を場外へ放流しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ちょっとなかなかこの工程を答弁で言うというのもなかなか大変なものかなと思いますが、私も実際見ましたが、直接水洗のトイレから流れてくるものに異物というんですか、それを取るようになってるんですけれども、おむつとか、そういうものじかに見たりもしましたし、あと沈殿してだんだんきれいな水にして川に流すというのも、一連の工程を見させていただきました。

そこで、先ほども言いましたが、この施設は入ってくるものは衛生的なものでなくて、不衛生的なものだということで、当然においもするものと思いますが、施設内に入りましたら、そんなににおいはしなかったんですよ。私は余り鼻がいいわけじゃないんですけれども、余りににおいはしなかったんですけれども、一連の処理工程の中で、このにおいを抑える対策はどのようにとられているのでしょうか、お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 臭気を抑えるための対策についての御質疑にお答えいたします。

本市の農業集落排水処理施設におきましては、悪臭防止法に基づく基準を踏まえまして、周囲に臭気が拡散しないよう、汚水処理に係る各設備を処理場建屋内に設置しておりまして、一部処理場建屋外に設置している設備につきましても、ふたで覆うなど、臭気が漏れないように対策を実施しているところであります。

また、あわせまして、全ての処理場において脱臭設備を設けており、臭気そのも

の低減を図っているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 その施設内では、さまざま対策をとられているようですが、一番はやっぱり外に排気するというのが一番の対策だと思いました。

そこで、外に出すということは、例えば浪岡だったら、田んぼの真ん中にあるわけですけども、そうすれば、田んぼで作業している人たちに、風に乗って、いくわけですけども、昨年特ににおいがしたと、臭過ぎたというふうに言われましたが、そういう住民からの苦情が出た場合は、その施設でどういう工夫というか、対策をとるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 臭気についての苦情があった場合の対応についての御質疑にお答えいたします。

臭気についての苦情があった場合につきましては、まずは速やかに市職員が現場に出向き、処理場周辺の臭気を確認し、においがある場合につきましては、処理場の運転管理業務を担う受託者と連携をいたしまして、1つに、処理場建屋の状況の確認、2つに、脱臭設備を含む各機器の故障の有無の確認、3つに、汚水処理の状況等をさらに確認するなど、臭気の発生原因を調査しているところであります。その後、臭気の発生の原因となった故障機器の修復や汚水処理状況の改善など、必要な措置を実施し、早期の復旧に努めているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろいろと対策はとられるということですが、その浪岡では、外に出さないで、中で循環させたという対策をとったということで、あと雪が降れば比較的ににおいがしないので、冬期間出すという対策をとったということでした。

最初の答弁でもありましたが、この施設は、今は国土交通省ですけども、昔は農林水産の管轄で、事業の趣旨が農業のためというふうにも言われていましたので、そういう趣旨からもしっかりと周りにも気配りをしながら、施設運営をしていただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、農業についてですが、市は、平成28年度から防風網の張りかえに要する経費に3分の1の補助をしてまいりましたけれども、まず過去3年間の実績をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員のりんご園防風網張替支援事業補助金の実績についての御尋ねにお答えいたします。

りんご園防風網張替支援事業補助金につきましては、気象災害に強い園地づくりを推進し、良品質なリンゴの安定的な生産を確保することを目的に、国の果樹経営

支援対策事業で、補助対象外となっているリンゴ園の防風網の張りかえに要する経費の一部を平成28年度から補助しているものであります。

お尋ねの当該補助金の交付実績につきましては、平成28年度は、補助件数が11件で、総延長は1237.76メートル、補助金額は176万7954円。平成29年度は補助件数が9件で、総延長は1092.4メートル、補助金額は152万3390円。平成30年度は補助件数が8件で、総延長は1099.95メートル、補助金額は151万812円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 実績はわかりましたが、市はこの事業の必要性については異常気象のため、あとは農産物の価格低迷により所得が伸びない、あとは農業用設備に対する投資が難しく、ネットの張りかえができない農家が増加しているという認識だというふうにこの間も述べてまいりましたが、私は生産者の声や実態をよくつかんでいるという、反映された事業だと、農家にとっては励ましになる事業だと、私は思います。何度かこの張りかえ事業に対して、これだけでもありがたいんですけども、実態を述べてきましたが、防風網に必ず一緒になっているのがワイヤーであって、器具類もあります。現場の実態として、そこも補助対象として見てほしいなということ、要望にとどめておきますが、お願いを申し上げます。

次に、再度聞きますが、今、大分リンゴ園地を見れば、リンゴ農家をやめる人、いわゆる離農などによって、防風網がそのまま残されている休園地が見られてきました。

そこで質疑しますが、かかわり方はいろいろ難しいと思うんですけども、市が所有者と協議をして再利用できるように検討するべきでないかと思いますが、どうでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員の再度のお尋ねにお答えいたします。

リンゴ園地内に設置された防風網等の資機材につきましては、あくまでも個人の財産でありますことから、その解体や撤去、再利用等も含め、一義的には当該園地の所有者がみずからの責任において行うべきものと考えており、市として、当該防風網等の再利用について直接所有者等と協議することは考えておりません。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 確かにそのとおりなんですよ。個人の財産だということ、そのとおりなんですけれども、物を大事に使えないかということ、再利用できないかという、そういった声もありましたので、質疑をしました。

そこでもう1点聞きますが、直接的に所有者と協議する考えはないということなんですけれども、例えば情報提供などの協力はできないものかどうか、お答えください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員の再度のお尋ねにお答えいたします。

園地の所有者の方から、離農するに当たって、園地内に設置されている防風網等の資機材について再利用に供したいという旨の申し出があった場合につきましては、市としては、他のリンゴ生産者の方々に広く情報提供することは考えておりませんが、情報としてストックしておき、他のリンゴ生産者の方から、再利用できる防風網等の資機材があれば活用したいとの相談があった場合には、情報として提供することは可能と考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 これも空き家と似たようなものだと思います。要は、マッチングだと思いますが、やはり情報を聞いたり、伝える役割は農協もいますけれども、やっぱり市が最適だと思います。

今、リンゴの木を抜根したりとかのときも補助金があると聞いていますし、放任園も今、補助金があると聞いておまして、そういうふうにして農家とかかわったときなんかにも、やっぱり促して行ってほしいなど。促すならいいと思うんですけども、促して行ってほしいなどということをお願いをしますし、できるだけ使われていない防風網の鉄柱などの再利用もできればいいなどということをお願いして、質疑を終わります。

○秋村光男委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 自由民主党の中田靖人です。

それでは、大きく2つ質疑していきますけれども、まず最初は、競輪事業特別会計に関連して質疑してまいります。

平成30年度における競輪事業特別会計から一般会計への繰入金が、2億6500万円となっております。その理由をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 中田委員からの競輪事業特別会計から一般会計への繰入金を平成30年度、2億6500万円とした理由についての御質疑にお答えいたします。

平成26年2月策定の青森競輪中期経営計画において、競輪事業の運営に税負担が生じない限り事業継続するとの方針のもと、競輪事業の目的である地方財政健全化に資するため、年1億円の一般会計繰り入れを継続すること、また、将来の老朽化施設等の整備に的確に対応していくため、計画期間である令和2年度末までに競輪事業施設等整備基金に約10億円を積み立てることなどを経営目標に掲げ、取り組んできたところであります。

競輪事業施設等整備基金への積み立ては、これまで計画を上回るペースで行ってきており、平成29年度末残高が約9億5000万円となったことから、平成30年度の一般会計への繰入額を、競輪事業の目的であります地方財政健全化に鑑み、1億円から2億6500万円に増額したものであります。

なお、平成30年度末の基金残高は、約9億8000万円となり、経営目標に掲げる令和2年度末基金残高、約10億円をおおむね達成する額となっております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

そうすると、競輪事業施設等整備基金、要は修繕積立金になろうかと思えますけれども、こちらのほうは当初目標の約10億円を達成できそうだとということで、市がもっている約1億円を増額して、2億6500万円を一般会計のほうに繰り入れすることになったという流れでよろしいかと思えます。

売り上げのところは、ここ数年変わらずに来ていたと思うんですけども、私、競輪事業に関しては施設が老朽化しているということとそれから同時並列で——競輪事業のあり方という提言書が平成25年だったかな——ぐらいに策定されて、そのときの市の考え方は、それ以降、税負担が発生しない限りは当面存続していくというふうな考え方であったかと思えます。現在もその考え方は変わらないということでありましてけれども、やはり市にとって、年間、ひもつきではないお金が2億6500万円いただけるというのは、大変ありがたい財源であろうかと思えます。

私は、この競輪事業が1つ大きな青森市の財源になっているという点においては、今後も継続していただきたいと思います。ただ、その基金のところは約10億円となっておりますけれども、多分あそこを全てやるとすれば莫大な経費がかかる。実際のところは、約10億円ということで目標達成とは言っていますが、仮に本当に競輪場が老朽化が進んで、どうしても全面建てかえないといけないとなったときには、青森競輪事業が本当に必要なのかどうか、建てかえるために莫大な経費をかけて本当に大丈夫なのかというふうな議論がそのときにまた起きてこようかと思えます。同時並列で、市としては、それにかわる財源というのが何かあるのかというのを検証していかななくてはならないのかなということを考えます。

これについては、理由がわかりました。1億円からプラス1億6500万円ふえて2億6500万円、青森市の一般会計に入っている理由を理解いたしましたので、これについては終わりたいと思えます。

次に、3款民生費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費に関連して質疑してまいります。

今議会の一般質問でも取り上げましたけれども、まず最初に確認していきたいと思えます。障害者相談支援事業の委託による具体的な業務内容をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 中田委員からの障害者支援事業についての御質疑にお答えいたします。

委託による相談支援事業の業務内容につきましては、委託契約を締結する際に、受託者に示しております青森市障害者相談支援事業運営業務仕様書に定めております。その業務内容につきましては、1つに、相談者の主訴やニーズを確認し、支援

を行うための課題整理のほか、地域の相談支援事業所の相談に応じ、必要時には助言や同行支援などを行う福祉サービスの利用支援に関する業務。2つに、地域の社会資源について、理解を深めるための研修会の企画運営などを行う社会資源を活用するための支援に関する業務。3つに、金銭管理の支援や適切な健康管理のための支援などを行う社会生活力を高めるための支援に関する業務。4つに、成年後見制度の利用に関する支援や、虐待を受けた障害者等の継続支援などを行う権利の擁護のための必要な支援に関する業務。5つに、障害特性や相談者の置かれている状況に即した支援ができるよう、各専門機関と連携を図る専門機関との連携に関する業務。このほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域活動支援センターと連携しながら、障害者の自立と社会参加を促進するために必要な支援業務としております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

主な業務内容を、今、福祉部長のほうから答弁いただきました。大きく5つあるということで、福祉サービスの利用支援に関する業務、それから社会資源を活用するための支援としての業務、それから社会生活力を高めるための支援に関する業務、権利擁護、これは地域住民とのトラブル、こういったものもろもろを解決するための必要な援助をする業務、それから専門機関との連携をしていくと。こういったものもろもろの相談を受けることが、この委託による相談支援事業所の相談員の主な業務ということが確認できました。

そして、答弁の中にもありましたけれども、委託する先の仕様書について、また確認していきたいんですけれども、この仕様書の中において、人員配置については専従か兼任か、いずれかになっているのかお示しいただけますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。仕様書において人員配置が専従か兼任か、どちらかのお尋ねです。

仕様書の中では、専従の相談支援専門員を配置するというふうになっております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 仕様書の中では、専従の相談支援員を配置するということになっているということでした。これは委託による相談支援事業所のほうが、青森市のほうから年間約600万円の委託料を受けて、障害を持っている方々のもろもろの相談支援を受けるための業務を担っているということで、一般質問の答弁では、その専従相談員の人件費等である約600万円を払っているということでした。ただ私、今回この質疑をするに当たり、関係者の方々数社の事業所、1カ所だけではありません、何事業所も回っていろいろ聞きましたけれども、そこで確認できたのが、やっぱり現実とちょっと違うということが確認できました。専従ではなくて、兼任している例が多々見られると。そして、法律改正以降、特定相談支援事業所がある中で、委

託による相談支援事業所が兼任をしてしまうと、制度そのものがやはり瓦解してしまうという懸念が大きく出てまいります。きちんと現場でどういうふうなことが起きているのかというのを市も把握した上で、今後、指導なり、制度の再度の確認、こういったものをしていく必要があるかと思えます。

委託による相談支援事業所が、拠点としてもともと5カ所ありました。そこから法律改正以降、青森市はこの7年間の中で28事業所がふえたと。そして、そちらのほうは、障害を持っている方のサービスをどのようにするかという計画相談、これをつくるための仕事をこの特定相談支援事業所のほうが担っています。そして、一般相談を委託による相談支援事業所が受けた後に、その計画相談というのは、この28事業所のほうにつくっていただくという流れになっているにもかかわらず、委託による相談支援事業所のほうは相談を約600万円、青森市からお金をもらっているが、計画相談のほうも資格を持っている人がつくってしまう。そうすると、特定相談支援事業所のほうには仕事が行かないような形になってしまうし、国のほうが制度的にこういうふうにつくったにもかかわらず、青森市の中での障害者相談支援事業というのが、実はシステムチックに動いていないということが今現状、起きております。このことについては、市も何となく把握していたかもしれないけれども、今まで手をつけることができなかつたというのが実情であろうかと思えます。

それから、障害福祉に限らず、委託事業全てについて監査を入れなくてもいい、報告義務だけであるということであったのが、私は、この問題が顕在化してこなかつた大きな理由の一つではないのかなというふうにも思っております。

もう1つ、一般質問でも確認しましたが、約600万円の根拠がちょっと揺らいでしまうような話になりましたけれども、要は相談件数が何件あるのかということで、平成30年度実績で、5事業所がおのおの相談件数が何件あったのかということで、マックスで九千九百幾らだったかと思えます。一番低いところが約1300件ということで、約10倍近い開きがあったと。でも、横並びで相談に向けての約600万円の委託料はもらっていたということで、ここにいびつな構造があるということも判明いたしました。

確認したいと思えます。委託による相談支援事業の実績に開きがありますけれども、この1件とカウントする集計方法を、市として明確な基準は設けていたんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。委託による相談支援事業所の集計方法の基準を定めていたのかとのお尋ねです。

実績の件数につきましては、国の福祉行政報告例に基づきまして、各相談項目に該当するものを委託による相談支援事業所が集計し、月次及び年度末に提出する報告書で市に報告していただいております。なお、相談の主訴内容によりまして、判断が難しい場合におきましては、実際にその相談対応を実施した委託による相談支

援事業所の判断によりまして、各相談項目に振り分けていただいております。

ただ、去る9月10日に委託による相談支援事業所5事業所と、市が実施しております委託相談支援事業連絡会議を開催した際に、集計方法の基準を明確化して、5事業所が共通の認識で集計を行う必要があるとの議論もありましたので、今後、実績の集計に関する基準について検討してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

9月10日に開かれた委託による相談支援事業所5事業所を入れた形の委託相談支援事業連絡会議で基準を統一するということが決められたということで、1つの節目を迎えたのかなと思います。多分、今までそこら辺がちょっと曖昧だったと思うんですよ。ほかの事業所で1件とカウントしたものが、ほかの事業所では2件、3件になっていたという可能性もあるということがあるので、この基準についてはしっかりと明確にさせていただいて、正確な相談件数というものをしっかりと把握できるようにしていただきたいと。それを9月10日の時点で決めたということでしたので、安心しております。

ただ私、一般質問でもしゃべりましたけれども、やはり約600万円をいただいて、委託を受けている事業所の根拠がやっぱり曖昧になってきたという中にあっては、1つの選択肢として、特定相談支援事業においても基本相談としてさまざまな相談を受けていますから、5事業所に業務委託をするのではなくて、基本相談として受けている相談に対して、相談件数に応じて報酬を支払うというやり方——例で五所川原市を出しましたけれども、五所川原市のほうでは1件当たり2000円ということでカウントしておりました。これは広域でやっていますけれども。これについて、現時点で青森市はこれを考える余地があるのかどうか、お考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。基本相談を受けている特定相談支援事業所にも相談件数に応じた報酬を支払うべきではないかとのお尋ねです。

障害者総合支援法におきまして、特定相談支援事業所は障害のある方などからの相談に応じまして、障害福祉サービスや福祉制度などの必要な情報提供や助言を行うほか、障害福祉サービスの利用に向けて、市町村や障害福祉サービス事業所との連絡調整を行う基本相談支援とサービス等利用計画の作成を行うとともに、モニタリング期間ごとに障害福祉サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う計画相談支援、この2つの支援を行っております。

市では、特定相談支援事業所に対し、基本相談支援による対応が、いわゆる計画相談支援につながらないと判断した場合には、その相談者を委託による相談支援事業所に案内いただくようお願いしているところであります。現状では、特定相談支援事業の事業内容に含まれております基本相談支援に対して、報酬を支払う仕組みは制度上ないものとなっております。ただ、今後、相談支援体制のあり方の検討

の中で、委託による相談支援事業における相談支援と、特定相談支援事業所における基本相談支援とのすみ分けや委託による相談支援事業の実施方法等についても、障がい者自立支援協議会のほうで協議してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今後、障がい者自立支援協議会のほうで、その実施方法についても協議していきたいというお話でした。

後ほど自立支援協議会については触れていきたいと思いますが、その前に1つちょっと確認したいと思います。一般質問でも5事業所が委託先に選ばれた理由の一つ、随意契約している理由の一つに、地域包括支援センターを併設している事業所があるということで、実際の地域包括支援センターと連携するということが市として求めていっているということで、それができ得るところに委託業務をお願いしているということでした。

実際のところ、その地域包括支援センターとの連携している状況、こういった活動をしているのか、具体的にお示しいただけますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域包括支援センターを併設している事業所の連携状況についてのお尋ねです。

委託による相談支援事業所と地域包括支援センターとの連携状況につきましては、地域包括支援センターがかかわっている高齢者の家族に障害のある方がいる場合、委託による相談支援事業所がかかわり、障害者手帳の取得や障害年金の手続、障害福祉サービス利用に向けた支援のほか、経済的に困窮している場合には、生活保護の申請など、生活基盤を支える支援を行っております。また、地域包括支援センターが主催する会議に参加し、町会長や民生委員、地区担当のケアマネジャーに対しまして、精神障害のある方への理解を深めるための周知を行ったり、また担当地域の商店や銀行、交番、病院の方も含めた地域ケア会議に参加し、地域包括支援センターと一緒にかかわった事例について検討するなどの連携を図っております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今、福祉部長のほうから具体的な地域包括支援センターとの連携について御提示いただきました。さまざま連携しているということでありましたけれども、ただ、現場にいる、例えば特定相談支援事業所のほうにしても、まだちょっと情報的に伝わっていないのかなというところがあります。そういったものの担いも障がい者自立支援協議会のほうに——今後どういうふうな形で発信力を高めていくのか、情報共有を図れるのかといったところも、担いとしてお願いすることになるかと思いますが、地域包括支援センターとの連携がいろいろあったにもかかわらず、実際のところはその情報が現場のほうに余り伝わっていないというのが現状です。私が聞き取った形では、どこで何をやっているのか実際わからないというお話でした。それについても、ひとつ課題として検討していただきたいと思い

ます。

先ほど来、出ておりますけれども、この青森市にも存在する自立支援協議会の委員というのは、どのようなメンバーで構成されているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。障がい者自立支援協議会のメンバー構成とのお尋ねです。

現在、障がい者自立支援協議会の委員は、学識経験者のほか、相談支援事業者、あと障害福祉サービス事業者、保健・医療関係団体、教育・就労支援機関、障害者等関係団体、民生委員児童委員関係団体などから推薦を受けた20名の方で構成されております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 さまざまな団体の方が入っているということがわかりましたけれども、ちょっと確認です。このうち特定相談支援事業所の方で代表で入っている方というのは20名中何名いらっしゃいますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。障がい者自立支援協議会の委員の中で、特定相談支援事業所に所属されている方が何人いるかとお尋ねです。

相談支援に直接かかわっている委員で、特定相談支援事業所に所属している方は全部で3人いらっしゃいます。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、最新の名簿なんですかね。特定相談支援事業所のほうから最新のメンバーが3名入っていると。そうですか。その20名中3名の方が入っているというのであれば、逆に言うと、その28ある特定相談支援事業所に、何とかして情報共有を図れるように、そのこともちょっとお願いしたいと思います。先ほどに関連しますけれども。

平成29年以降、具体的な活動はどのようなかなど。ちょっと確認したいんですけれども、先ほど来、いろいろと検討項目、課題の話をしてきましたけれども、この障がい者自立支援協議会で検討していくということに当たって、その検討方法とか、それから話し合いの進捗・進行管理、こういったものをどういうふうに考えているのかお示しいただけますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。障がい者自立支援協議会の活動の、いわゆる周知についてどのように考えているかとお尋ねです。

これまで障がい者自立支援協議会の活動につきましては、ホームページ等でお知らせをしてまいりました。ただ、ここ二、三年、その部分が更新されないまま至っておりますので、その部分については早急に対処したいと考えておりますし、また、その障がい者自立支援協議会での活動の内容について、特定相談支援事業所の

方々にどういう形でお知らせをしていくかという部分についても、今後の障がい者自立支援協議会の会議の中で協議してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 3事業所が障がい者自立支援協議会の中に構成メンバーに入っているということでした。しかし、結果、さまざま委託による相談支援事業所と特定相談支援事業所の中でのうまい連携というのができていなかった。それを障がい者自立支援協議会が担いとして調整していかなくてはいけないにもかかわらず、全く機能不全に陥っていたということは何らかのやっぱり原因があるんだと思います。だから、そこをしっかりと現状、なぜこういうふうに関機不全に陥って、問題が顕在化しないで来たのかということをはっきりとまた再起動してやり直しになるのかと思いますけれども、しっかりと検証していただきたいということを要望しておきたいと思います。

一般質問でもお願いしましたが、アンケート調査ですけれども、特定相談支援事業所へのアンケート、どういった課題があるのか。私が知り得る以外にもさまざまあるかと思ひます。国は、多分これまでもこの障害福祉に限らず、意外と見切り発車して、その都度、そこから出てくる潜在的な問題をその後々対症療法していくというのが、今までも大分散見されてきています。この福祉支援事業についても、平成22年に法律改正して、平成24年4月1日より施行してきたと。それから7年たっています。その間に青森市内には28事業所ふえているという実態があると。その中で、今まで具体的ないろいろ問題が出てきたけれども、それに対する対処というのを行政としてはやはりしてこなかった。それについてはやはり真摯に反省しながら、青森市なりの、市としてどういった制度をまた構築していくかということをは考えるためにも、アンケート調査は1度必要かなと思ひます。

そのときに、自分の名前と事業所名を明かして、私はこういう意見を持っていると、すくっと立ってしっかりとしゃべられる人もおろうかと思ひますけれども、中にはやはり委託だったり、さまざまな人間関係の中で、無記名じゃないとなかなか本心しゃべりづらいというのもあるかと思ひますので、市がこれについてどう考えているのか、ちょっとお示しいただけますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。アンケートの実施において無記名で実施するべきではないかとお尋ねです。

相談支援事業の体制の検証をしていくためには、まずは特定相談支援事業所からの率直な、いわゆるどこをどう直してほしいとかという率直な御意見を聞くことがまずは重要と考えております。

ただ、そのアンケートの方式について、無記名で多くの意見をいただくのか、それとも要は責任を持って記名でいくのかという部分は、検討していかなければならないものと考えておりますので、このアンケートの実施についても、障がい者自立

支援協議会の御意見を参考にしながら進めていきたいと考えております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

内包している、まだ埋もれている課題、それから検討しなくてはいけない問題、こういったものがまだ内在しているでしょうから、何とか表に出して、場合によっては市も主体的に入って行って、何とか解決に向けて鋭意取り組んでいただきたいと思います。

一般質問でも取り上げましたが、最後に大きな質疑になりますけれども、委託による相談支援事業には、年間約600万円の委託料が払われていると。それも入札ではなくて随意契約だと。その随意契約の理由の一つが、地域活動支援センターI型事業に約1300万円の補助金が支払われている。それらの事業に対する監査を実施するという考えが市としてあるのか、ちょっとこの点について御答弁ください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。事業者に対しての監査を実施する考えがないのかとのお尋ねです。

委託による相談支援事業及び地域活動支援センターI型等における補助事業に対する監査の実施につきましては、規定がありませんことから、現在は委託による相談支援事業所に関しては月次または年度末の報告書により、また地域活動支援センターに関しましては、年度末の報告書により実施状況を確認してきたところであります。

今回、この事案を踏まえまして、東北の各県庁所在都市とか、県内10市等を参考にさせていただいているんですけれども、実際この各事業に対して、監査ではありませんけれども、いわゆる1年間の実施した報告を翌年度の当初に自立支援協議会に成果を公表して、その自立支援協議会の中で意見をいただいて、それを実績の評価というような形で扱っている都市もありました。そのように、先進都市の状況を参考にしながら、事業の実施状況を的確に把握できる方法について、今後検討していきたいと考えております。

○秋村光男委員長 中田委員。

○中田靖人委員 市はこれまで規定にないから監査する必要なし、しなくていいからしないというスタンスだったと思います。でも、私はすべきであるならということにやはりギアチェンジするべきであろうかと思えます。それは職務としてすごくボリュームがふえることになろうかと思えますが、やはり機能不全に陥っているところを再起動して、適正な事業が行われるような体制を構築していく。場合によっては、行政指導を入れていくということの役割が行政に求められていますので、場合によっては人が足りないというのであれば、副市長もここにいらっしゃいますし、何とか人をふやすとかして、企画部長も、総務部長もいらっしゃいますので、そこら辺もちょっと横糸を通しながら、この事業をちゃんと整理できるまでは、

人をちょっとふやして障害者支援事業の担当のところをちょっと頑張ってもらおうというふうにもしないといけなくなるかもしれません。そのことは覚悟していただきたいと思います。

今後、障がい者自立支援協議会の担いというのが大分ふえてくるということになるかと思っています。委託による相談支援事業所については報告でということでしたけれども、やっぱり約1300万円の補助事業についても監査が入らないで、今まで報告書だけで来たというのはやはり大きな問題だと思いますよ。額も大きいですし。何にどう使われたか、領収証とかについても、何を買ったかというのも、向こうがこれを買いましたというので終わってしまっている。それを全て中身をちゃんとチェックしていないというのは、約1300万円を上げっ放しで、何をやっているかというのわからないというのは、これは大きな問題だと思います。これはやはりちゃんとしっかりチェックするべきだと思いますので、その点についても、障がい者自立支援協議会の中で今後どうするかということの方向性を決めるんでしょうから、市も入っていますし——事務局で入っているんですか。しっかりとそこはやっていただきたいということでもあります。

それで、最後になりますが、昨日、厚生労働省、国主催の研修会が東京で開催されました。それに参加した人から私のもとに送られてきた資料です。その厚生労働省が開いているこの研修会というのは、法改正だったり、国の動向だったり、それからカリキュラムの変更、そういったもろもろの情報を各都道府県の養成担当者に参加してもらって、国の状況、さまざまな課題、こういったものを各都道府県に持ち帰ってもらうというための研修会だそうです。それに参加した人からの資料なんですけれども、ちょっと読み上げます。

各市町村の自立支援協議会の目的、これは地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題、これを共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。その大きく5つが、委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの検証、それから評価。2つ目、サービス等利用計画の質の向上を図るための体制整備。3、地域移行支援・定着支援の効果的な実施のための地域支援ネットワークの強化。4、社会資源の開発の役割強化。5、障害者虐待防止等のためのネットワークの強化、こういったもろもろのこと、大きく5つ、この役割を担うのが自立支援協議会ということになっております。

こういったもろもろのことをやるために、私はやっぱり、ここ2年間ほとんど機能していなかったということでもありますので、再度情報発信も含めて、市が主体的に入っていたきたいと。そして、障害を持っている方々が、この地域内、青森市において、相談しやすいという環境を委託による相談支援事業所と、それから特定相談支援事業所が連携をして、より利用者にとってサービス向上になるような、そういった環境をつくっていただきたいということをお願いして終わります。

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩をいたします。
再開は午後 1 時からといたします。

午前11時46分休憩

午後 1 時再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。
次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 市民の声あおもり、蛭名和子です。私からは大きく 2 つについて
質疑いたします。

1 つ目は、一般会計歳入の不納欠損額のうち、2 点についてお尋ねします。

その 1 は、13 款分担金及び負担金の 2 項負担金、児童保育負担金の不納欠損額 2060
万 1821 円の件数——これは先ほど丸野委員への回答で 273 件とお聞きしました。その
要因についてお示してください。

その 2 については、1 款市税の 6 項入湯税です。入湯税の不納欠損額 27 万 2850 円
の件数とその要因についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 蛭名委員からの不納欠損についての御質疑のうち、平成 30 年度
児童保育負担金の不納欠損の要因についてのお尋ねにお答えいたします。

不納欠損処分に至ります主な要因といたしましては、納入義務者の失業や離婚等
による収入減、生活保護の受給、多重債務に係る借入金の返済による生活困窮等の
理由により、児童保育負担金の納入が困難となったことが挙げられます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 入湯税の不納欠損についてのお尋ねにお答えをいたします。

平成 30 年度決算において不納欠損処分といたしました入湯税 27 万 2850 円につきま
しては、温泉ホテルを経営する法人に対し、平成 26 年度に課税したもの 1 件に係る
ものであります。当該法人は、東日本大震災以降、経営状況が悪化し、平成 25 年
には他の債権者からの申し立てによる不動産競売事件となり、当該入湯税以前の市税
滞納があったため、本市といたしましても、裁判所に対し交付要求を行ったもので
あります。

これにより、平成 29 年度に約 300 万円の配当がありましたものの、課税年度の古い
固定資産税の滞納分から充当したことにより、当該入湯税までは充当されず、滞納
のままとなっていたものであります。その後、平成 29 年に当該法人が破産手続を開
始し、平成 30 年には破産手続が終了し、商業登記簿も閉鎖したことを確認したため、

地方税法第15条の7第5項の規定に基づく滞納処分執行停止の即時消滅により、不納欠損処分としたものであります。

○秋村光男委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 入湯税については承知いたしました。

保育料の不納欠損額の273件というのはどういった数え方をするのでしょうか、イコール人員、人数ではないんですよね。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

カウントの仕方、方法ですけれども、1世帯当たり1件という形になります。

○秋村光男委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 ありがとうございます。

今回取り上げましたのは、先ほど説明のありましたように、離婚とか、ひとり親家庭の保育料延滞も多いということで、保育料自体の世帯軽減適用はあっても、やはりなお困難な方もいるのではないかなと思って質疑いたしました。

それでも、10月以降は幼児教育・保育の無償化が始まりますので、今後は新たにこういった収入未済とか不納欠損は生じないというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化で、もうこういうことは生じないのかというお尋ねですが、けれども、例えばゼロ歳から2歳までの360万円以上の方の世帯はこれまで同様、保育料がかかりますので、そういう方々に対しては発生する可能性はあると考えております。

○秋村光男委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 わかりました。ありがとうございます。

これで不納欠損額のほうの確認は終わります。

最後は、歳出の7款商工費1項商工費の青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点構築事業についてです。

市では、市産農林水産物を利用した加工品等の販路拡大を目的として、平成30年度の主要事業であります青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点構築事業を実施し、その決算額は7347万6000円となっております。

その中の事業のうち、首都圏ビジネス交流拠点における来館者数、商品取扱品目数、物販売上額について、過去3年間の実績をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 蛭名委員の首都圏ビジネス交流拠点の実績についてのお尋ねにお答えいたします。

首都圏ビジネス交流拠点、いわゆる「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」は、首都圏と

の距離を克服し、新たなビジネス機会を創出することを目的に、平成28年3月に東青町村と連携して開設いたしましたテストマーケティング機能やビジネスサポート機能を有するアンテナショップであります。

開設年度である平成28年度は、レストラン機能が施設の大半を占めておりましたが、平成29年度に前年度の運営実績を踏まえ、レストラン機能の廃止、物販機能の拡充、週がわりでのイベントを展開する52週プロジェクトの実施などの見直しを行い、運営をしているところであります。

委員お尋ねの「A o M o L i n k ～赤坂～」における来館者数は、平成28年度が5万7528人、平成29年度が4万5742人、平成30年度が5万4931人となっており、平成29年度は減少したものの、平成30年度には増加に転じ、物販による来館者数がレストラン併設時の来館者数に匹敵する規模となっております。

商品取扱品目数につきましては、平成28年度末が296点、平成29年度末が482点、平成30年度末が653点と着々と増加しており、物販機能の充実により青森の魅力ある商品を首都圏にPRするという「A o M o L i n k ～赤坂～」本来の機能を発揮しております。

売上額につきましては、平成28年度、飲食売上額が1033万2000円、物販売上額が800万4000円、合計で1833万6000円、平成29年度以降はレストラン機能を廃止したことに伴い、物販売上額のみで、平成29年度が2011万2000円、平成30年度が2744万4000円となっており、平成29年度の事業の見直しに伴い、商品取扱品目数をふやし、物販売上額が急伸したことなどにより、総売上額もレストラン併設時の総売上額をしのぐ規模となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 ありがとうございます。

事業の成果が年々伸びているということがわかりました。

それで、決算に関する報告書、主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書というのを見たんですけれども、その成果の説明欄に「重要業績評価指標（K P I）」として「ビジネス・ネットワーク協力者数」とありました。通常であれば、実績、売り上げとかになるかと思ったんですけれども、この内容と実績についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ビジネス・ネットワーク協力者の内容と実績についてであります。青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点構築事業は、青森市総合戦略におきまして、域外における人材とのビジネス・ネットワークの構築を目的とし、ビジネス・ネットワーク協力者数を重要業績評価指標、いわゆるK P Iとして設定しております。ビジネス・ネットワーク協力者については、市が実施するビジネス拡大のための企業間の

ネットワーク化への参加・協力者としており、これまで本事業に関係していただいた企業または個人となっております。

本事業へのかかわり方につきましては、事業者によってそれぞれであります、例といたしまして、商談における地元事業者とのマッチングや52週プロジェクトにおける共同イベント、企画などさまざまな形で連携していただいているところであります。当該指標は、令和元年度末時点で累計500人を目標値として設定しておりますが、平成30年度末時点で累計553人となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 最後になります。先ほども申しましたように、事業の成果は本当に伸びていると思います。また、指標の令和元年度目標値も既に上回っている状況もわかりました。市担当者や関係者の頑張りによるものだと思います。今後もうこういった方々のつながりがほかの事業にも取り込めるものではないかと私も感じております。今後もしっかり取り組んでいただくようお願いします。

これで終わります。

○秋村光男委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしくお願いします。

7款商工費1項商工費3目観光費、外国人観光客の受け入れ事業についてお伺いいたします。

平成30年度のインバウンド対策の受け入れ環境事業の取り組みと、平成31年度の取り組みについてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 工藤委員からの外国人観光客受け入れ事業、インバウンド対策の受け入れ環境整備の取り組みについてというお尋ねにお答えいたします。

市では、これまでも年々増加する外国人観光客に対しまして、安心して本市での旅を楽しんでいただくため、受け入れ環境整備の充実に努めてきたところであります。昨年度の主な取り組みといたしましては、クルーズ客を初め、特に多くの外国人観光客が訪れる青森駅から新中央埠頭までの新町通り、柳町通り海側エリアをより快適に周遊いただけるよう、面的なWi-Fi整備をしたほか、市内の観光事業者などが行う電子決済端末の導入などのインバウンド対策に要する費用の一部を助成する青森市インバウンド受入環境整備事業補助金制度の充実に図ったところであります。このほか、市営バスやねぶたん号につきましても、バス停留所標識などの多言語化を実施したところであります。

今年度におきましては、受け入れ環境の質的向上を図るため、陸奥湾沿岸の8市町村の主に飲食業や小売事業者を対象に、受け入れ環境向上セミナーやインバウンド対応に関する相談ができる無料ホットラインの開設、さらには、団体旅行から個人旅行へ、モノ消費からコト消費への旅行形態の変化に対応するため、体験コンテ

ンツの造成に取り組む事業者を対象としたインバウンド対策セミナーやファムツアーなどを実施することとしております。

また昨日、青森一天津線の運行再開の報道があったことや、11月には青森一台北線が週5便に増便になるなど、さらなる外国人観光客の増加が見込まれますことから、引き続き、来訪される外国人観光客がストレスなく快適に青森の旅を満喫していただけるよう環境づくりに取り組んでまいります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

飛行機の便もそうですし、クルーズ船の寄港もふえておりますので、外国人観光客に向けた受け入れ環境が整ってきたように思います。あわせて散策ルートになっています中心商店街もいろんなイベントでそれに応えていると。接客を含めてセミナーを開催したりしているということでした。

共同通信社が訪日外国人観光客の増加による住民生活への影響について、全国の自治体にアンケートをとっています。全体の27%の自治体が今後、問題が起きる懸念があると。5%は既に問題が起きているというふうに回答しています。その内容ですけれども、多い順に、多言語対応のおくれに伴うトラブル、騒音やごみ、トイレのマナー、災害時の情報提供と避難誘導、宿泊施設の不足となっています。

その中では、青森市もアンケートに答えておりますが、今後問題が起きる懸念があるという回答をしております。外国人観光客の増加によって、今後懸念されるトラブルですけれども、その対応についてどのように考えているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。外国人観光客の増加によるトラブル等の対応というお尋ねだったと思います。

日本を訪れます外国人観光客は年々増加傾向にありまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、今後も増加が見込まれると考えております。こうした中で、急速な訪日外国人観光客の増加を要因として、一部の観光地などのトラブルが報道されておりまして、委員からも御紹介がありましたとおり、先般、共同通信社が行いました「東京五輪・パラリンピック、訪日外国人に関する全自治体首長アンケート」では、主な問題としまして、公共交通の混雑、交通渋滞、委員からもお話がありました、騒音やごみ、トイレのマナー、私有地への立ち入りなどが挙げられたところであります。

本市におきましても、訪日外国人観光客は年々増加している状況でありますけれども、京都や鎌倉などのように、外国人観光客の行動が市民生活を著しく圧迫するような状況にはなっておりませんので、今後、その状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

アンケートからは、主に外国人観光客の多言語対応、いわゆるコミュニケーションがうまくいかないために、公共交通機関もそうですし、観光地も、あるいは防災対応についても懸念があるということなんだと思います。

京都、鎌倉は、テレビとかで観光客のマナーというところで、これは観光公害——オーバーツーリズムと言うんだそうですけれども、ただ、青森市の場合は、ねぶた祭を除いてそんなに心配はないということですが、やはり国が違えば、言葉も習慣もマナーもルールも若干違ったりしますので、その辺はコミュニケーションをとるのが一番大事だと思います。そのためには、やはり多言語対応、これはバス、公共交通も含めて、あと観光地での多言語対応も含めて、さまざまな形で整備をしていく必要があると思いますので、そちらを要望いたします。

次に、同じく7款商工費1項商工費3目観光費ですが、AOMORI春フェスティバルについてであります。

第14回のAOMORI春フェスティバルが、ことしも5月5日こどもの日に開催されました。快晴と穏やかな風に恵まれて、さらに10連休の本当の終盤ということもありまして、約9万人の多くの市民、観光客の方が訪れたということでもあります。

このAOMORI春フェスティバルは、14年前に始まったわけですがけれども、その前までは、この季節、ゴールデンウィークは、弘前公園、合浦公園に花見で人が出かけていて、中心市街地は閑散としていたということでありました。その中で、やはり街ににぎわいをとるので動き出したのが、当時の7つの商店街と大型店から成ります青森市中心商店街懇話会であります。活動部隊として、青森市まちづくりあきんど隊というものがあまして、青森商工会議所、市と一緒に始めたのがAOMORI春フェスティバルということでもあります。

ねぶたとよさこいが中心のお祭りになりますが、当初は、2日間をかけて秋田市の竿燈ですとか盛岡市のさんさ踊り、サンバも呼んだり、東北のお祭りもたくさん参加しておりましたけれども、現在は5月5日こどもの日に合わせて、陸上自衛隊、青森青年会議所ほか、たくさんの団体の皆さんが参加してのお祭りになっています。

お伺いしますけれども、青森市中心商店街で行われておりますこのAOMORI春フェスティバル、青森市としてどのような位置づけと評価のお祭りになっているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 工藤委員からのAOMORI春フェスティバルについてのお尋ねにお答えいたします。

AOMORI春フェスティバルは、今、委員からも御紹介ありましたとおりに、青森市中心商店街懇話会が主体となりまして、青森商工会議所や本市等も参画するAOMORI春フェスティバル実行委員会を組織して、平成18年度以降、毎年青森駅前公園や新町通りなどを会場に開催しており、ことしで14回を数えたところであります。

市といたしましては、これまでも、ねぶたパレードで使用するねぶたの貸し出しであるとか、引き手スタッフの協力、「広報あおもり」や市ホームページ等を活用したPRなどで連携をしてくれているところでもあります。

本イベントは、青森春まつりとともに、本市の春の訪れを告げる代表的なイベントとして定着しており、今年度も、大型ねぶたのパレードや、27チーム568人が参加したよさこい演舞、30人が参加したベリーダンスなど、さまざまなイベントの開催によりまして、市内外から約9万人のお客様においでいただき、青森駅周辺地区のにぎわい創出に寄与しているものと承知しております。

当該イベントの観客は、年々着実に増加していることを踏まえ、今後とも、民間団体等がより主体的に開催できるよう環境を整えてまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

中心商店街の各商店街、合わせますと年間約50のイベント、100を超える協賛・協力事業があります。中でもAOMORI春フェスティバルという大きいお祭り、これはにぎわいづくりをしているわけですが、中心商店街、中心市街地の活性化を支えているとも言えると思います。

いろいろ厳しい青森市の経済状況でありますけれども、この実行委員会も各方面に協賛を募りながら、知恵を絞って工夫をしています。ことしはキャッシュレス決済を導入するためにいろんな加盟店に声をかけて、約200店舗に導入しました。これが、キャッシュレス決済の事業者に評価していただいて、協賛金をいただいて経費に充てたという、さまざま工夫はしておりますけれども、中心商店街の皆さんは、青森市、青森商工会議所と力を合わせて、こうした大きなお祭りをやってきたという、いわゆる民間が主体となったソフトパワーとして自負をしております、これからは青森市の観光政策、商業政策、そして都市政策にも寄与するものとして続けていくという思いであります。今後も青森市としての支援をいただくことを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

次に、防災についてなんです、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になると思います。

先日、町内会の防災訓練がありまして、先月は中学校で避難所運営訓練をやったんですが、町内の公園に避難する一次避難と、そこから避難所へ移動するという訓練をしました。炊き出しとか負傷者への対応、いわゆる避難誘導等の中身でしたけれども、地域の方のほか、消防署、消防団、中学生にも協力をいただいて、30度を超す暑い日だったんですが、たくさんの町民の方が参加しました。

4月から町会長になったんですけれども、初めての防災訓練だったんですが、町民参加型ということにしてよかったなと思うんですけれども、ただ、いろんな団体が自主防災活動をしています。もちろん防災訓練もいろんな訓練をしていると思うんですけれども、やはりそういう内容を知りたいとか、参考にしたいという

気持ちはとてもあります。一般質問でお伺いしたときに、青森市では、各自主防災の様子というのは、いわゆるセミナーとして講師を派遣、職員を派遣したときとか、あるいは補助金を出して、それに対する報告書もらったとき、そういうものを通してしか把握できていないということでしたので、やっぱり何らかの形で市内の各自主防災の活動というのは把握すべきだと思います。

例えば簡単なアンケート形式でもいいと思うんですよ。記入する側のストレスをできるだけ少なくしながら、活動した後は活動報告として、逆に課題とか、悩みとか、工夫とか、効果というものをある程度提出してもらうような形にすれば、ほかの防災訓練等にも参考になりますし、また自主防災組織間の連携、あるいは広域防災にも役立てることができると思いますが、いかがでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 工藤委員からの自主防災組織へのアンケート調査についての御質疑にお答えいたします。

本市では、自主防災組織間の連携を強化するための基礎資料とするため、本年5月に各自主防災組織に対してアンケート調査を行い、防災訓練や研修会等の実施日、実施回数、また自主防災組織同士が合同で訓練を実施したかどうかなどについて確認したところであります。このアンケート調査の取り組みは、今回初めて行ったものでありまして、調査項目については訓練の実施回数や合同で訓練を実施したかどうかなどに重点を置いたものでありました。

アンケートの調査内容等を共有し、それぞれの自主防災組織の活動内容や活動事例について情報交換を行うことは、自主防災組織間の連携を強めるために有効な手段の一つと考えておりますことから、今後は、調査項目を情報交換に役立つ内容に工夫するなどし、必要に応じて調査を実施して、自主防災組織間の連携につなげていきたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ことし初めてアンケートをとったと。それはぜひまとめて、ほかの自主防災組織にも広報してほしいと思いますし、やはり毎年続けてほしいというふうに思います。地域防災というのは、やはり連携がないと限界があります。行政指導だけではもちろん限界もありますので、やはり横のつながりである程度広げていくというのが大事だと思っています。

特にこの数年、急激に防災というのが重要課題になってまいりました。全国の状況を見てもですね。危機管理課は大変だと思います。今回も防災については、私も一般質問と今回と質問しておりますので、なかなか大変だと思いますけれども、多分これから防災というのは1つの大きな行政のかなめになっていくとも思いますので、とても大事な部署だと思っていますので、よろしくお願いします。

今回の自主防災訓練で、夏休みには避難所運営訓練もやりましたがけれども、避難訓練は主に一次避難、避難所運営は二次避難から避難所運営と、いわゆる災害が起

こった後のことでもあります。その前に予防防災というのがありまして、実は去年、北海道胆振東部地震がありましたので、自主防災組織率というのがどうなったかと思って、北海道庁の危機対策課のほうに連絡をしました。担当の方とお話をしたんですけれども、組織率自体はまだ数字が上がってきていないということでわかりませんでしたけれども、ただ、担当者の方がおっしゃっていたのは、道民の方にアンケートをとったんだそうです。そうしたら、やはり非常物資の備蓄とか日ごろの備えについてとても強い意識があって、高まってきたと。そういう意味では、自助としての防災の意識の高まりが顕著でしたというような話はしておりました。

それでお伺いいたしますけれども、自分の命は自分で守るという自助というのが一番基本にはもちろんなるんですが、各自が家庭内で災害に備えて準備をする予防防災が重要だと考えますけれども、市の考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。家庭内での予防防災活動が重要であると考えているかどうかというお尋ねであります。

防災対策に係る考え方といたしまして、自分の命は自分で守る自助、周りの人と助け合う共助、そして国、県、市を初めとする公的支援による公助の概念があります。本市といたしましても、総合計画において「つよい街」を基本視点の一つとして掲げ、市民防災を促進し、災害時において市民の生命と財産を守るため、官民一体となった自助、共助、公助による地域防災体制の強化を進めているところであります。市民一人一人が自分の命は自分で守るといいうゆる自助の意識を持ち、例えば、非常持ち出し品を自宅に用意しておくことや、自宅の家具に地震による転倒防止の措置を施すなどの予防防災活動を行うことが市民防災の第一歩として、非常に重要であると認識しているところであります。

市民の皆様には、市ホームページへの掲載、青森市民ガイドブックへの掲載、「広報あおもり」への掲載、出前講座や寿大学などでの防災講話、県を初め関係機関、団体等が発行した防災冊子の頒布などによって予防防災活動の例を紹介するなど、自助の重要性について啓発しているところであります。

今後も、これらのさまざまなツールや機会を活用して、市民の皆様への自助による予防防災活動の重要性のさらなる啓発に努めていきたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

実際に災害に遭わないと人というのは行動しないというのは確かにあります。大きな災害で家が壊れるとか、家が流されるということよりも、例えば今回台風がありましたけれども、いわゆる停電、断水ですよね。そういったとても身近な問題、そのときにどう対応するかということを、たくさんのテレビを見ている皆さんも考えたと思いますけれども、やはりこの部分はしっかり押さえていかなければならない。とかく防災訓練とか避難所運営とか、そっちのほうに行きますけれども、基

本のところはやはり自分で自分の命をと。最低3日間の備蓄を持つとか、あるいは震災の場合は特にたんすとか棚が倒れてこないようにする、あるいはガラスが割れて、ガラスでけがをしないように飛散防止をすると。避難をする前にけがをしては元も子もありませんので、そういった部分をしっかり押さえておくということが大事だと思います。

また、水害、土砂災害の場合は、タイムラインというのがありまして、事前にいろんな勧告とか指示が出ます。そういった情報を自分の責任でしっかり集めて対応するということが大事になっていくと思います。そういう意味では、切れ目のない防災体制、市民への広報ということをお願いしまして、一般質問に続いて、9月防災月間としての質疑は終わります。ありがとうございました。

最後に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費ほかになると思いますが、「まちレポあおもり」についてであります。

昨年冬、実験導入しました「ゆきレポあおもり」の相談件数、対応状況などの検証結果をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 工藤委員からの平成30年度に試験運用した「ゆきレポあおもり」の検証結果についてのお尋ねにお答えいたします。

「ゆきレポあおもり」は、専用のアプリケーションを利用した雪に関する相談受け付けシステムで、平成30年12月1日から平成31年3月31日までの4日間試行運用し、計222件の相談を受け付けしたところであります。市では、「ゆきレポあおもり」の試行期間終了後、利用効果等について検証を行ったところ、雪に関する相談窓口の開設時間外における市民の皆様からの通報が約48%と、全相談件数の半数近くに上り、時間的制約を受けずに相談ができるようになったこと、現場写真つきの相談でありますことから、現場確認が容易で、現場対応が迅速に行われたことなど、市民、担当課双方にとりまして利用効果が認められたところであります。

このことから、さらなる市民サービスの向上を目指し、市民の皆様目に触れやすく、特に生活に直結するものと考えられる道路、公園及び水路を相談対象に加え、本年7月4日から「まちレポあおもり」として通年での運用を開始したところであります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

そうなんですよね。一番の利点はやはり情報を発信するほうも、受けるほうも、時間外でもやれるということなんです。そういった効果があって、7月4日から「まちレポあおもり」として導入されたこと。一般質問でも万徳議員への答弁がありました。その開始から今現在までの相談の内訳と件数をお知らせください。

さっき4カ月を4日間と……。その訂正だと思いますが、お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 済みません。おっしゃるとおり、先ほど、4カ月と申し上げるべきところを4日間と発言しましたので、おわびし、訂正させていただきますと思います。

再度のお尋ねにお答えいたします。「まちレポあおもり」を通じました相談件数についてのお尋ねであります。

相談件数は、7月4日から9月10日受け付け分まで18件となっております。相談対象別の相談件数につきましては、道路に関する相談が15件、公園に関する相談が1件、水路及び雪に関する相談はゼロ件、その他の相談が2件となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

18件ということですね。実は私、きのう「まちレポあおもり」を、ちょっと試しに——試しでないですけども、道路に大きい穴があいているところがあったので、やりました。ですので、きのうですから、これにまたプラス1件になるんでしょうけれども。ちょうど送って、数分で返信が来ました。承りました、状況を確認しますということでレスポンスが早いので、多分相談する側は一安心しながら次の最終的な解決を待つんだらうと思います。そういう意味ではとてもいいシステムだと思います。

ことしの3月の予算特別委員会で、仕組みとして雪以外にも転用できますねという話で、今回早々と7月にまちレポに変身したということですので、速やかに対応していただいております。

では、この「まちレポあおもり」以外の従来どおりのメールでは直接そういった情報が来る、寄せられていたと思うんですが、その相談対象別に件数をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

「まちレポあおもり」以外の電話、メール等による相談件数であります。同じく7月4日から9月10日受け付け分までで573件となっております。項目別の相談件数につきましては、道路に関する相談が305件、公園に関する相談が169件、水路に関する相談が77件、雪に関する相談が22件となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

「まちレポあおもり」が18件で通常のメール等が573件、まだまだこれから広報、周知をしていかないとだめだと思います。

従来はメールは、情報提供が多いんですけども、「まちレポあおもり」をホームページ上で知らせるための場所がちょっとなかなかわかりづらいのかなと思います。

ホームページのトップの「くらしのガイド」から「北国のまち・雪の情報」でまちレポなんです。多分もとの「ゆきレポあおもり」の場所にそのまま名前を変えてやっているだけだと思うので、そこはもうちょっとサイトマップを少しいじるとかしていただければいいのかなと思います。

トップページ、「市政へのご意見・ご提案」から「市民の声ご意見応募フォーム」につながりますけれども、そこにもやはり「まちレポあおもり」の紹介がきちんとあるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

ホームページの中で、今、工藤委員御紹介の「北国のまち・雪の情報」から入るやり方と、ほかには「都市づくり」のほうから入る方法と、「青森市の情報」の項目の中で、「相談窓口」というところから入る方法だとか、いろいろリンクを張っておったつもりなんです。御紹介のように、もうちょっと見やすいような、探しやすいようなというところも含めまして、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 済みません、よろしく申し上げます。

あと市のホームページの「市民の声ご意見応募フォーム」ですけれども、寄せられている今年度の意見の数というのはどういったものがあるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 市ホームページの市民の声で寄せられている今年度の意見数についての御質疑でございました。

今年度4月1日から9月10日までの期間において、市政に関する御意見として受けた意見数は98件となっております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。市民の声、こちらのほうは市政全般になると思いますので、これはこれで多分いろんな御意見をきちんと――まあ、長文であったり、伝えるための1つの選択肢でありますので、継続してあっていいと思いますけれども、「まちレポあおもり」のほうの周知はよろしく申し上げます。

現在は、雪、道路、公園、水路が対象になっています。これは道路維持課と公園河川課のということで、課題把握、問題把握ということになるんでしょうけれども、現実には、ほかに不法投棄であるとか、危険空き家であるとか、あるいは災害時は、その災害の状況等、やはり市民の皆さんから情報をいろいろ送ってもらうということが大事になると思いますので、今、1年ほどでも活用状況を見ながら、また来年度でもその可能性を広げていただくことを要望しまして、質疑は終わります。

ありがとうございます。

○秋村光男委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝でございます。

質疑に入る前に、まずこのたびの首都圏を直撃した台風15号、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。特に、皆さん報道で見えていますとおり、千葉県にあっては、発災から5日たった本日でもまだ20万戸余りが停電しております。また、それに伴って東京、千葉では3万戸が断水状態が続いております。復旧作業の見通しが大幅におくれて、市民生活には深刻な被害が出ている状況であります。

今回の台風被害は暴風による建物被害、電柱、鉄塔がなぎ倒されて、この大停電につながっているわけであります。台風15号は9月8日でしたけれども、ちょうど1年前、9月6日には、北海道胆振東部地震、あのときのブラックアウト、全域における大規模停電があった、本当まさにちょうど1年後だなという思いでした。

停電の復旧は電力事業者の頑張りによるところが大ですが、今回は携帯電話の基地局が機能せず、本来さまざまな情報、避難所、支援物資はここにありますがという情報が、携帯、スマホを通じて流そうとしていたわけですがけれども、残念ながら届いていないということで、水とか、必要なものは口コミできようもらいに来ましたということもテレビ報道でされていたわけであります。

危機管理課を初めまして、関連する部署には、今回のこの暴風被害、そして発災後のこの情報伝達、支援のあり方をしっかり情報収集して学んでいただいて、本市の防災・減災の対策に生かしていただくことを要望して、質疑に入らせていただきます。

最初に、アップルヒル、第7款商工費第1項商工費第4目観光地整備事業費であります。

聞き取りでもアップルヒルの経営の状況を聞かせていただきました。この3年では入り込み数、また売り上げ等をしっかり確保し、増加傾向であると。平成28年度からは195万2000人、平成29年度は197万6000人、そして昨年30年度は200万を超えましたね、204万9000人と。また、売上高についても、平成28年度が約4億581万円、平成29年度は約4億4479万円、昨年度は約4億4918万円ということで、しっかり増加傾向が続いているとお聞きしました。

そこで質疑します。道の駅「なみおか」アップルヒルの平成30年度は前期より好調でありましたが、株式会社アップルヒルではこういった取り組みを行ってきたのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 山本武朝委員の道の駅「なみおか」アップルヒルの取り組み状況についての御質疑にお答えいたします。

株式会社アップルヒルにおきましては、中長期的視点のもと、戦略性を持って法人活動を実践していくため、平成29年3月、市の第三セクターの経営評価指針に基づき、経営戦略プランを策定しております。同社におきましては、この経営戦略プランに基づき、道の駅「なみおか」アップルヒルの運営を進めているところであり、

具体的には、トイレ、休憩スペースの提供、道路情報や地域観光情報の発信、レストランでの飲食の提供など道の駅としての基本的な機能について、これまで以上に充実を図りながら、利用される方が安全に安心して利用できるよう努めているところでもあります。また、集客力を高めるため、地元農産品等のPRや販売を行うとともに、観光リンゴ園におきましては、リンゴの受粉やもぎ取りが体験できるなど、浪岡地区の特色を生かした取り組みも行っているところでもあります。

加えまして、近年におきましては、季節の風物詩やリンゴを初めとする地元特産品など地域の魅力を活用したイベント開催にも力を入れております。さらには、情報交流室、インフォメーションに観光情報などを案内するコンシェルジュを配置しているほか、外国人利用者への対応につきましては、多言語で表記された看板やパンフレットの設置とともに、無料Wi-Fi環境の提供や双方向の音声翻訳機を導入するなど、インバウンド対策にも重点的に取り組んでいるところでもあります。

これら各事業、イベント等の実施に当たりましては、成果と改善すべき事項を明確にするため、PDCAサイクルを積極的に取り入れ、常に見直しを図るとともに、利用者ニーズなどを踏まえながら、より効果的、効率的な視点で取り組んできたことが、結果として、道の駅の入り込み客数の増加や好調な経営状況につながっているものと考えております。

市といたしましては、この道の駅が浪岡地区のにぎわいづくりや地域活性化の拠点として、今後も集客力を発揮できるよう、今後も指定管理者や関係団体と協議しながら、施設運営に取り組んでまいります。

○秋村光男委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

道の駅「なみおか」アップルヒルは、もうおっしゃるとおり、観光客、また移動中の合間の客、そして農産品を販売している浪岡地域の農家にとっても大変大事な場所です。私もそこに来店している農家の方、何件かお付き合いしておって、ちょっと結構補充するのも大変だったり、実際聞いておりました。そういった点でちょっと確認の意味で質疑させていただきました。

再質疑させていただきますけれども、道の駅「なみおか」アップルヒルの運営に当たっては、どのような課題があり、またどのように対応していくのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 山本武朝委員の再度の御質疑にお答えいたします。

アップルヒルの運営に関する課題の主なものにつきましては、1つに、イベント開催時等における駐車場の狭隘、2つに、施設や設備の老朽化、3つに、農産物産直コーナーの売り上げ減少などが挙げられます。

具体的には、駐車場の狭隘につきましては、株式会社アップルヒルが独自に隣接地を借り上げるなどし、対応しているところではありますが、入れ込み客数が増加傾向にある中、今後の検討課題となっております。

続きまして、アップルヒルの施設整備につきましては、供用開始から既に23年経過し、老朽化が進行している状況にあります。このことに対しましては、その都度、対策を協議しながら維持管理に努めており、近年では屋根の改修工事、産直施設の空調工事を実施したほか、今年度はお土産コーナーの冷蔵ケースの入れかえ工事も実施しているところであります。

続きまして、農産物産直コーナーの売り上げ減少につきましては、生産者の高齢化等により、商品の補充が困難となり、品薄状態が生じていたことが要因となっておりましたことから、平成30年度、商品棚の利用見直しを行ったことで、現在は品薄状態が解消され、売り上げが回復したところであります。

市といたしましては、運営に当たっての課題が発生した場合には、道の駅としての機能を維持していくことはもとより、施設の長寿命化の観点から、今後も、指定管理者や関係部局等と協議し、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

そうすれば、今度、アップルヒルを利用する利用者の方からどういった要望があるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 山本武朝委員の再度の御質疑にお答えいたします。

道の駅「なみおか」アップルヒルにおきましては、施設内に意見箱を設置しているほか、電話、ホームページ、フェイスブック、利用者へのアンケート調査など、さまざまな方法により利用者からの要望を把握し、市及び株式会社アップルヒルで情報共有しているところであります。要望の主なものといたしましては、農産物産直コーナーの充実、レストランメニューの拡充、トイレなど施設、設備の管理方法など、数多く頂戴しているところであります。頂戴いたしました御要望に関しましては、利便性向上や費用対効果などの視点から検討の上、必要に応じて、市と株式会社アップルヒル間で協議、調整を図りながら、可能なものについては早期に対応しているところであります。

○秋村光男委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

さまざまな声、私にもありました。もっと野菜売り場を広げて売ってほしいとか、ただ現実には、納める農家の方の大変さがわかるので、まあ、そうなんですよと。また、駐車場も広くしてほしいとストレートに声は寄せていただけるんですけども、先ほど費用対効果という言葉がありましたとおり、やはり公共施設であれば、ファシリティーマネジメントの考えを含めて、まさに費用対効果の中で、しっかり今こうやって入り込み数、売上数を維持している中で、できる範囲内で今後ともしっかり課題に取り組んでいただきたいと思います。アップルヒルは終わります。

次に、第6款農林水産業費、具体的には包括外部監査結果に対する措置状況の報

告書、ここから質疑させていただきます。

平成30年度包括外部監査結果の指摘事項の中で、ざっと読ませてもらいましたが、46項目指摘事項がありましたけれども、全部やれませんが、この中から2点取り上げさせてもらいます。

個別改善の検討としている「農業振興地域整備計画の変更・見直しの必要性」、そして2つ目に、「浪岡財産区にかかる分収造林管理事業」の対応状況をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 山本武朝委員の包括外部監査の指摘事項についてのお尋ねにお答えいたします。

平成30年度の包括外部監査は、「農林水産業の振興施策にかかる財務事務の執行について」をテーマに平成29年度事業を対象に実施され、本年3月26日に包括外部監査人から監査結果が報告されております。

この中で、本市において措置することが必要であると判断された指摘事項が46項目、改善を要望するという趣旨の意見が50項目ありました。この監査結果を受けて、8月に最終的な改善措置を取りまとめ、指摘事項への対応としては、対応方針の区分として是正が2件、改善が41件、また、改善検討が3件で、うち個別対応が2件、全庁対応が1件となっており、既にホームページ等で内容を公表しているところであります。

お尋ねの改善検討の区分で個別対応となっている2件のうち、まず「農業振興地域整備計画の変更・見直しの必要性」については、農業振興地域の整備に関する法律により、おおむね5年ごとに区域内の農業振興地域において、農用地等の面積、土地利用等に関する基礎調査を行い、その結果等に基づき必要が生じた場合は農業振興地域整備計画の見直しを行うことが求められております。

しかしながら、旧青森市では、昭和57年に見直しを行って以来、また、旧浪岡町では平成12年に見直しを行って以来、それぞれ個別の変更は行ってまいりましたが、計画全体の見直しを行っていなかったことから、市として適切に基礎調査を実施し、農業振興地域整備計画の変更を行うべきとの指摘があったものであります。

市といたしましては、当該整備計画の見直しを行うため、現在、地籍調査や航空写真等の資料の収集に着手しているとともに、まずは、新幹線用地等の公共事業用地を農用地区域から除外することを検討し、都市整備部において進める都市計画マスタープランの見直しとも整合を図りながら、今後、計画的に見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、「浪岡財産区にかかる分収造林管理事業」につきましては、合併前の旧浪岡町が行っていた浪岡財産区が所有する造林地及び造林の管理を合併により引き継ぎ、森林保険料をこれまで負担してきたものであります。しかし、分収造林に関する文書、契約書等が見つかっておらず、分収割合、経費の負担方法等の内容が不明となっ

ているなどを踏まえ、浪岡財産区と協議し、管理の内容等を早急に確認すべきとの指摘があったものであります。

当該事業につきましては、旧青森市と旧浪岡町が合併し、新青森市となった際に、旧浪岡町の事業をそのまま引き継いだものであります。現時点で契約書等の存在が確認されていないことなどから、現在、浪岡財産区との間で契約書の再作成に向けて分収割合、森林保険料のあり方等について協議しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

浪岡財産区に係る分収造林管理事業、残念ながら、当時のその契約書等、書類がないということで、ないものはないわけですから、なかなか今後とも見つからないと思うので、さっき答弁にありますとおり、しっかり財産区と協議していただきたいと思います。その答弁を聞いてあれを思い出しました。旧浪岡町と一般廃棄物処分場の件です。あれも、正直言ってもう曖昧なままになってきて、今合併して、本市、新市で今回処置したということで、やはり当時のいきさつがそうであれば、後からこうなるのかなって、まあ、やっていくしかないです。

「農業振興地域整備計画の変更・見直しについて」ということで、答弁にもありましたとおり、本来は5年ごとに必要性を迫られ、5年ごとに見直しを図っていくということでありましたが、本市、また旧浪岡町含めて、もう約20年来、実は見直しされていないということがわかりました。ただ、答弁にもあったとおり、さまざまな基礎調査を含め、具体的には地籍調査ですけれども、これは本当にやるといったら、人員、コスト含めてもう大変ですね。最終的には、答弁ありましたとおり、本市のまちづくりの最上位計画である都市計画マスタープラン——都市マス、たしか今基礎調査を行って、来年度あたり素案をつくるという流れだったと思うんですけれども、そういったところと当然整合性を図っていくということが大事であります。

そういった中で——だけれども、やっぱりね、じゃあ、再度聞きます。やはりなぜこれまでこの農業振興地域整備計画の見直しを現実行ってこなかった、これなかったのかお尋ねします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

農業振興地域整備計画の全体の見直しを行うに当たりましては、農業振興地域の区域内において、新たに農用地区域に編入しようとする土地及び農用地区域から除外しようとする土地の全てについて、その土地ごとに場所や面積、農用地区域に編入または除外する理由を明示する必要があります。このことから、より精度の高い計画を策定するためには、ただいま山本武朝委員からもお話がありましたが、地籍調査の進捗状況を踏まえつつ、全体の見直しを行うべきとの考えのもと、これまで

見直しに着手してこなかったものであります。

しかしながら、先ほど申し述べましたとおり、今回の包括外部監査人からの御指摘等を踏まえ、現在、航空写真等の資料の収集等に着手しているところであり、まずは公共事業用地を農用地区域から除外することを検討するとともに、都市整備部において進める都市計画マスタープランの見直しとも整合性を図りながら、今後、計画的に見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁にありましたとおり、しっかりまずはできるところから、その公共の事業用地ですね。例えば市街化調整区域とこの農地との微妙なこの境界、またいろんな公共用地、田んぼの中にも新幹線も走っておりますし、そういったところもしっかり農用地区域から除外するというその作業をしっかり行っていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○秋村光男委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。平成30年度自動車運送事業会計決算について質疑します。

平成30年度決算において、自動車運送事業会計で資金不足、赤字が4920万円となっておりますが、その要因と改善策について示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の市営バスに関する御質疑にお答えをいたします。

本市バス事業におきましては、人口減少や少子・高齢化の進展などにより、厳しい経営環境が見込まれているところであり、このような中、平成30年度決算の状況といたしましては、冬期間の輸送人員の減などに伴う乗車料収入の減少などによる事業収益の減や、燃料価格の上昇に伴う軽油費等の増加及び修繕費が増加したことなどによる事業費用の増により、約5972万円の純損失を計上したところであります。

御質疑の経営改善策についてであります。平成30年2月に令和2年度までを計画期間とする「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。その基本方針といたしましては、1つに、現在御利用いただいている方々に引き続き御利用いただけるよう、利用満足度向上への挑戦。2つに、人口減少等による利用者減少への対応として、新たな利用層拡大への挑戦。3つに、今後迎える厳しい経営環境への対応として、持続可能な体制構築への挑戦を掲げまして、計画期間の中で、これらの方針に基づき、ニーズに沿ったダイヤの見直しなど、利用者の維持拡大に向け、積極的に取り組んでいくこととしたところであります。具体的には、安全運行対策のさらなる強化や、バス待ち・乗車環境の向上などによる安全で信頼のあるサービスの提供、ニーズに沿った路線の見直しやダイヤ編成、社会実験運行などによるニーズに対応したサービス

の提供、広告事業等の強化や民間活力の活用推進などによる効率的で持続性のある経営基盤の構築、まちづくり施策との連携強化などによる市民に支えられる社会性の向上に取り組んでいるところであります。

今後におきましては、本計画による取り組みの成果について検証を進めながら、将来的に安定した公営事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、さらなる経営健全化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 最初の私の質疑の中で、ちょっと数字、私の認識が間違っておりました。約5972万円ということでした。それで、ちょっと聞いたかったですけれども、説明の中でも、要因の一つに、先ほども丸野委員からも質疑があったんですけれども、市の不採算路線への繰入金の減少という言葉がありました。ちょっと教えてほしいんですけれども、この不採算路線は、具体的にどういう路線でしょうか。もし答えられれば、路線名なんか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

今の路線名ということでした。たくさんありますので、ここで言うにはあれですけれども、要は考え方といたしまして、運行する際には、当然運行する際の人件費ですとか、車両の油代、それから車両の損料、そういったものもトータルでかかります。そういうものを営業経費としますと、そういったものと、あと一方で入ってくる運賃等の収入がありますけれども、それを見比べた場合に、そのところで要はコストがとれている、とれていないと。とれていないものは赤字路線という形で呼称しているものであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。

市営バスでは、ことしの冬から新たに冬ダイヤを導入することとしていると思うんですけれども、これは何月からダイヤ改正が行われるんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

今冬から実施を予定しております冬ダイヤの改正時期についてでありますけれども、12月上旬を予定しているところであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 確認なんですけれども、考え方として、基本的に冬ダイヤはバスの利用者がふえるということで導入するということなので、便数もふえるという認識でよろしいんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えをいたします。冬ダイヤの考え方という

ことでありました。

今年度のダイヤ編成における基本的な考え方といたしましては、冬期に交通環境や利用状況が大きく変化する雪国としての本市の地域特性に対応するために、夏ダイヤと冬ダイヤのツーシーズン制ダイヤを今年度から導入することとしております。利用客の少ない夏期と利用客が増加する冬期の運行ダイヤを調整し、冬期において増便を行うとともに、運行実態に即した所要時間の見直しなどにより、ダイヤの最適化を図ろうというものであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 素朴な疑問なんですけれども、さっき市の説明の中で、冬期間の輸送人員の減などに伴う乗車料収入の減少という御説明があったと思うんです、赤字になった要因の中で。よろしいですね。この冬期間乗る人が減っているという報告と冬ダイヤでふやすということ、これはちょっと何かどういうふうに考えたらいいのかなと思うんですけれども、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど決算の段階で申しました冬期間の利用者の減少というのは、例年に比べての冬の利用者の減少と。通年、冬になれば一般的に2割程度ふえるんですけれども、昨年度は雪の状況等により、それほどふえなかったということで、例年に比べれば少ないということであります。

一方で、今、私が冬ダイヤで申しましたのは、先ほど言いましたように、冬には2割程度伸びますので、そこでは増加するといったようなところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。

改正作業を今最中やられていると思うんですけれども、例えばここはふやそうとかという判断はどういうふうに行っていくんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

ただいま赤平委員からは、路線ごとにどう考えるんだというふうなお話でありましたけれども、私どものほうは、利用実態を大きく見ながら——ダイヤというのは、個々の路線ということで個別に考えるんじゃなくて、市全体として考えるものでありますので、市営バス全体のバスダイヤの最適化に向けて、ただいまさまざまなダイヤ編成作業を進めているところであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、便数がふえるとなると、必然的に乗務員の乗る回数もふえると思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 乗務員の勤務でありますけれども、勤務というところでは、便というよりもダイヤという考え方になりますけれども、その中で、そのダイヤをつくる段階で、冬になると乗務員の負担がふえるのではないかという趣旨のお尋ねかと思っておりますけれども、冬ダイヤを編成する場合における乗務員の確保につきましては、年間を通じた乗務員の勤務の割り振りで対応することとしておりまして、乗務員の過度な負担にならないように対応しているところであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今の点では、聞き取りの中でも説明があったんですけれども、要は冬場で乗る分、仕事量がふえる分、夏場でちょっと休んでいたりとかして調整を図るということだと思います。それでも、全体で、年間で見れば、もちろんそうやって休み調整するということだと思うんですけれども、ただ、冬の期間に仕事量がふえる、乗る回数がふえるということで、冬期間の乗務員の疲れとか、疲労とかというようなものはちょっと心配なので、そこはよく考えていただきたいなと思っていました。

それから、次に進みますけれども、赤字解消のために利便性を高めて、バスの利用者をふやすということ、この必要性については、繰り返しになるかもしれないんですけれども、交通部もその認識を持っているということでよろしいでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の再度の御質疑にお答えいたします。赤字解消のために利用者増というふうなものを必要だと考えるけれども、どうかというお尋ねかと思えます。

本市においては、御承知のとおり、人口減少が進んでおりまして、そういう中で、バス利用者を急激にふやすというのは非常に困難なことであると私どもは考えております。このため、経営改善に向けましては、車両や人員などの現在の限りある現状の経営資源を有効に活用いたしまして、広告事業の強化などによる収入増、こういったものを図るための取り組みを進める一方で、経費の抑制を図って収支バランスを含めて総合的に検討していく、これが非常に大事であると認識しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 急激にふやすことは、確かになかなかいろんな条件もあって難しいとは思いますが、それでもやっぱり利用者をどうやってふやしていくのかということは考えていきたいものだなと思っています。

それで、利便性向上のためには、引き続きバスまち空間向上事業を行っていくことも必要だと思います。今回の一般質問の中でもほかの議員からもあったように、例えば、1日の利用者が40人以上のバス停から改修していくという基準をもう少し緩くしていくということも、私も必要だと思います。同時に今、市民からバスを利用したいのに本数が少なくて不便だという声が上がっていることにも、耳を傾ける

べきじゃないかなと思います。

西部営業所発着のバス路線のうち、住宅がどんどん建ってきている緑ヶ丘団地を経由するバスは、経由をしない県道を走る路線に比べて利用者が多いのにもかかわらず、本数が極端に少ない状況です。平日でいえば、いわゆる旧道の県道を通る路線が、平日1日50本くらいあるのに対して、緑ヶ丘団地を経由するバスというのは十一、二本ぐらいしかないという状況なんだけれども、利用者は緑ヶ丘団地を経由したほうが多いという状況があります。

まず、冬ダイヤからでも緑ヶ丘団地経由のバスの本数をふやすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。緑ヶ丘団地経由のバスの便数をふやすべきではないかという御質疑でありました。

こちらの質疑は、さきの平成30年第4回定例会でも同様の質問を赤平委員からいただいておりますけれども、緑ヶ丘団地経由の便につきましては、同団地内の道路が夏期においてもバス同士がすれ違うのに十分な道幅がなく、冬期においては積雪によりさらに道幅が狭くなることから、同団地内で市営バスがすれ違わないよう、バスダイヤの編成において通過時間を調整する必要があります。このため、現状の運行本数としているところであります。

また利用も、今のところ満員で乗車できないことが発生するといったところもないような状況になっておりましたので、現在のところ増便するという事は考えていないところであります。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 すれ違うのが大変なのは、確かに住宅街で道が狭いのでそれはそうだと思うんですけども、ただ、すれ違うだけめっちゃくちゃふやしてほしいという話ではないんです。

例えば、緑ヶ丘団地を出発する、町に行く、いわゆる上りのバスでいえば、午後2時台がなかったりとか、最終が午後5時台で終わりだったりとかという状況です。それから、帰りのバス、緑ヶ丘団地に着くバスですけども、これも例えば午前10時台がなかったり、午前12時台がなかったり、そして多くの路線が1時間に1本という状況です。

だから別に、すれ違うだけ本数をふやすということではなくて、今、下道を通っているバスを何本かでも、通っていない時間帯だけでもふやせばいいんじゃないのかなと。そうすれば、利用したいという人がいるんだから利用者がふえるんじゃないかなという提案で質疑をしています。

ちなみに、この緑ヶ丘団地経由のバスが走るようになったきっかけというのは、御存じでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

正確なきっかけというところは、私もそのところまでは承知しておりません。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が聞いているのは、住民からの要望があつて通り始めたと聞いています。だから、それだけ通してほしいという声があつて通ったわけだし、今、現在進行形で、この緑ヶ丘団地が新しい家がどんどん建ってきていて、人口もふえている地域です。土地上、ちょうどいいバスがなくて、それで下道のほうに歩いてバスに乗りたいと考えたときに、新城なので坂道になっているわけです。それで、冬場は寄せ雪が積もっていて、歩道も塞がっている状況でなかなか歩きづらい。しかも、通学する高校生とかが、そういう道を通って歩いてちょうどいいバスがないから下で乗るといような状況もあるわけです。

やっぱり利便性を高めて、利用したいという人が今、目の前にいるので、そういう人たちの声をしっかりと聞いて、少しでも利用しやすい市営バスの環境をつくってほしいということを重ねて要望して、私の質疑を終わります。

○秋村光男委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 市民の声あおもりの藤田誠でございます。側溝のことを質疑する前に、少しだけお話をしておきたいと思ひます。

この予算・決算特別委員会、私としては、この本来の予算・決算のあり方で質疑したいところですが、青森市議会の伝統である一般質問の継続ができるこの予算・決算特別委員会も1つの歴史です。議会改革検討委員会のはしりのタスクフォースの中で、議長から諮問されておりますけれども、この質疑時間をどう確保するかが今、頭いっぱいでありまして、決算にできるだけ、本来の決算特別委員会の質疑したいところですが、少し半分ばかり一般質問みたいになります、よろしく願ひします。

さて、青森市民病院の決算が示されました。想定どおりですが、大変厳しい内容だと認識しています。そのときに、ことしの8月23日の新聞に、むつ総合病院の看護師待遇改善を検討という記事が載っていました。宮下市長は——ここが肝で——「医師だけでなく看護師などの医療スタッフがいて初めて、医療は成り立つ。看護師定着や新規採用増のために、働きやすい環境づくりに取り組みたい」とコメントが載っていました。私はこれまで医師や医療関係者は率先して青森市民病院で働きたい、青森市民病院を選んでもらえる、そのことによって患者さんがふえて、医療収益が増加するとこれまで言ってきました。そういう意味では、先んじて他都市の市長がこのことを表明したことは、本当に残念でなりません。私は旧3市で一番先にやりたい、意外と見えっ張りでありますので、このことについては、そういう意味では、今の現状、青森市民病院の現状、人事課、総務課、それから市民病院の総務課から資料をいただきました。大変厳しい状況です。看護師さんの数——病

床見直しもあるんだけれども、平成29年度408人から平成30年401人、ことしの4月1日に至っては400人を切るという。看護師さんも、昔からそうですが、4月、国家試験を終えて、6月、7月に採用して、間もなくやめていく方が非常に多い。毎年募集をしているけれども、途中で、最後になれば、12月ぐらいになればもう大分いなくなってしまうという現状です。

調べていただきました。昔は深夜勤務が7回以上、7回はきついやなとしゃべったら、最高が12回、ずっと平成30年度を見たら、これはいたし方ないことで、もう人材がないので、医療体制、スタッフを組むにはこれしかないのかなという思いがあります。深夜やって、朝そのまま残ってやっている看護師さんも、もしかするといふんじゃないかなと大変心配しています。このままの状況でいうと、看護師が倒れるか、医療事故を招きかねないという状況だと私は思っています。人材不足に対して病院も対応している、人事課も対応していますけれども、なかなか難しいようですね。

高等看護学院とか、研修に来ている看護師さんがどう思っているか、これは私は言えませんが、聞いてみたいという気持ちもします。多くの方が余り働きたくないという印象を持たれているようでは、大変だなという思いをしておりますので、やはり厳しくなればなるほど、いろんな気持ちが表面に出て、患者さんに与える影響もよくない。負のスパイラルになりかねません。宮下市長に先に言われてしまいましたけれども、青森市も同じような対応をとっていただいて、現在、勤務している職員の皆さんに、青森の取り組み姿勢をきちっと示して、よりよい人材に来てもらえればと思います。

それでは、本来の質疑に入りたいと思いますが、生活道路の側溝・舗装の整備要望についてお伺いします。

平成30年度の生活道路の側溝・舗装整備に係る決算額と整備状況についてお示しください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 藤田委員からの平成30年度の側溝・舗装整備の決算額と整備状況についてのお尋ねにお答えいたします。

住宅地内のいわゆる生活道路の側溝・舗装の整備に関しましては、各町会、町内会に地域の要望を取りまとめていただき、寄せられた要望の箇所について、現地調査を行った上で整備を進めているところであります。生活道路の改修や整備に係る道路整備事業の工事費の平成30年度決算額につきましては、1億7573万878円となっております。整備実績につきましては、側溝が約3000メートル、舗装が約7600平方メートルとなっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

何回か聞いているので、あれですが、側溝、舗装については、前の市長さんが市民との直接対話をしていて、直接参加されている方から要望を聞いていたということで、私、当時、ある町会長から、私の立場はどうなるんだいと言われたことがあります。そういう意味では、当時は、町会の役員の方が私たちが出すより直接市長さんにしゃべったほうが早いんだらうかということがありました。私も議員としていろいろと要請されることがありますけれども、私は一部の町会の方に肩入れすることは、私はしていません。片方を持てば片方がということがありますので、そういう意味では、青森市議会議員としては、市全体として、考えていかなければならない事項だと思っています。

そこで、今青森市として行っているタウンミーティングによってこの整備要望が何件か出されています。広報広聴課から資料をいただきましたけれども、この出されたものに対して、優先的に対応しているのかどうかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

側溝や舗装の整備につきましては、各町会に地域の要望を取りまとめていただいたものと、タウンミーティングなどで寄せられた要望箇所も合わせまして、担当職員が現地調査を行った上で、青森市が管理する市道であること、用地問題がないこと、緊急性や優先度が高いといった要件を考慮しながら整備を進めている状態であります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

先ほど「ゆきレポあおもり」の話がありました。私はタブレットに入っています。ただ、町会長によっては、ぱかっと開くガラケー、あれは多分できないと思うので、道路維持課に予算があつたら、四百何件ある町会の町会長さんに配付してほしいなという思いです。ただ、今の答弁では、タウンミーティング——はっきり言えば緊急性、優先度が高いところ。「ゆきレポあおもり」をやって、タウンミーティングをやって、町会でやれば、ポイントが上がって早く、そうでもないみたいなので。ですが、今それぞれ町会でいろいろ取り組んで、やっぱり優先度の高いところを優先してほしいなと思います。3カ所から言えばポイントが上がって、そこが優先してやれるということがないように、あくまでも慎重に、予算と向き合いながら進めてほしいなと思います。

これは、道路舗装の予算は前にも質問しましたので、毎年同じ額で計上していると。単価が上がってからだんだん少なくなっているという意味では、できるだけ生活環境のために同規模の工事施工ができる予算をぜひとも、都市整備部理事、頑張っ獲得していただきたいなと思います。町会で一番苦情を受けるのがこういう生活環境でありますので、ひとつよろしくをお願いします。

一般質問できるのであれば、「ゆきレポあおもり」のぴゅっぴゅってできる専門の発信機を各町会に配付してくださいという質問したいと思います。

それでは、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、水道管の耐震化工事の状況についてお聞きします。

先ほど山本武朝委員が千葉の話をしました。想定以上の被害で、水が出ないと。電気はなくても、水があれば何とかなるんだけれども、それも3.11のときを思い出します。停電は24時間したけれども、水はずっと出ていました。マンションは電気がとまれば出ないけれども。そういう意味では、普通に蛇口をひねれば水が何ぼでも出てくる、こんないいのはないなど。

それと、先ほど情報伝達の話をしました。これは質疑しませんが、最終的な正確な情報を伝えるには、これは広報でやっても聞こえない。やっぱり町会の組織を使って、町会によっては多いところがあるけれども、町会の町会長さんに、できれば、例えばブルーシートを配るなど、どこどこで何しているという、そういう伝達方法もぜひとも考えていただきたいなと思います。

それでは、平成30年度における水道管の耐震管工事の実績、延長と契約金額をお示してください。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 藤田委員の水道管の耐震化工事についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の水道管の耐震化は、耐用年数を経過した老朽管や漏水修繕履歴のある水道管を耐震性のある水道管に更新する配水管整備事業と、おおむね口径300ミリメートル以上の配水管を耐震管で布設する基幹耐震管路整備事業の2つの事業により耐震化を進めているところであります。この2つの事業を合わせました平成30年度における水道管の耐震化工事の実績であります。整備延長が約17キロメートル、契約金額が約14億4000万円となっております。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 何ぼか道路の舗装、側溝に回してほしいなという思いがありますが、ありがとうございました。

要は今回の千葉の災害を見たときに、ぜひとも水が確保できるように、電気は通ったけれども水がとまったと、けさ、何かちらっと出ていました。取水タンクのところの災害対策をぜひとも怠ることなくやってほしいなと思います。

さて、ちょっと再質疑しますが、水道工事をやると穴を掘る。その後の埋め戻しのことですが、よく埋め戻した後の沈下が見られるんですが、埋め戻す際にどのようにしているのか。要は引っ込まないような施工の方法を教えてください。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 水道工事における埋め戻しの施工方法についてのお尋ねに

お答えいたします。

水道管を布設した後に、土を埋め戻す際に、転圧不足により路面沈下を起こすことがありますことから、水道部では、施工のポイントとなる段階に合わせまして、工事担当職員により随時確認をしているほか、検査員による路面検査時に埋め戻された土が適切に締め固められているかを確認しており、仮に締め固めが不足している場合には、再度転圧を行わせ、路面沈下が起こらないよう、施工管理に努めているところであります。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

その施工管理の工事の保証期間は何十年ぐらい——例えば道路をつくった。ぐあいが悪いなど。保証期間というのは白物家電でもあるけれども、保証期間は何年ぐらいありますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 工事の保証期間という再度のお尋ねにお答えいたします。

契約書によります保証期間というのは、施工業者の責めによる瑕疵担保の期間は2年間であります。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 2年間ね。じゃあ、ほぼ大丈夫だね。

今回、水道管もそうだけれども、最近皆さん、道路を歩いて気づかれたかと思います。半分ぐらいが引っ込んでるのがいっぱいある。水道管は、今、耐震化の工事終わったばかりだけれども、下水道が多いです。質疑はしませんが、各町会長からよく言われてますが、下水道のあったのが引っ込んでいるところがいっぱいありますので、ぜひともそういうところは改善していただきたい。これでこの項は終わります。ありがとうございました。

最後に、三内霊園のごみ出し——撤去についてです。

何かごみ箱がなくなったとか、なくなるとか、なくすとか、私は月見野ですのでちょっと分からないんですが、三内霊園のごみ箱を撤去した経緯についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 藤田委員の三内霊園のごみ箱についての御質疑にお答えいたします。

市では、市営霊園・墓園において、草刈りの徹底や害虫駆除などの環境整備のほか、カラスなどによる供物の散乱を防ぐため、園内に供物の持ち帰りをお願いする看板の設置、「広報あおもり」や霊園管理料納入通知書送付時のチラシによる啓発など、さまざまな機会を通じて利用者に供物の持ち帰りをお願いしてきたところであります。

市営霊園・墓園で発生しているごみにつきましては、利用者の皆様の御協力によ

り減少傾向にあるものの、園内にごみ箱を設置していることで、供物の持ち帰りが徹底されず、食べ物や飲み物が捨てられることでカラスや野良猫などが食べ散らかしてごみが散乱し、墓石が汚れたり、悪臭やふん害、虫の発生を引き起こす原因ともなっており、墓参者の方々から苦情をいただいていたところでもあります。また、弘前市や黒石市を初め、他市では以前より市営霊園内にごみ箱を設置していないなど、カラスなどによる供物の散乱を防ぎ、全ての利用者に気持ちよく墓参していただくため、ごみの持ち帰りは標準的なこととして見受けられるところでもあります。

このことから、本市におきましても、供物の持ち帰りを徹底していくため、9月から市営霊園・墓園内のごみ箱を撤去し、かわりに、鳥獣被害の原因とはなりにくい供花——お供えしたお花であります。お花や草刈りしたあとの雑草を捨てることのできる草花置き場を設置いたしました。市民の皆様への周知につきましては、本年7月から市営霊園・墓園内の合計45カ所にその旨をお知らせする看板を設置するとともに、8月1日号の「広報あおもり」に掲載し、御協力をお願いしてまいりました。

市としては、市営霊園・墓園の環境改善のため、利用者の皆様に引き続き供物の持ち帰りについて御協力をお願いしたいと考えており、御理解を賜りたいと存じます。

○秋村光男委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 まあ大体、私も今は持ち帰るようにしています。ただ、仏様の供物、私は小さいころからおじいさんに、持って帰ればだめだと。そこで食べるか、カラスが天国に持っていくから置いていけとずっと教えられて。家に持って帰れば罰が当たると。今は、私は持って帰っているんだけど、でも、中にはやっぱり、高齢者の方はそういうことを踏まえて置いていく。花もだめだと思ったら花の置き場所は備えているということで、その点ではいいんだけど、そうすると、家に持って帰れば今度、捨てる所がなければ、そこら辺に捨てていくのではないのかという心配もあります。

そういう意味では、今は、供物は簡単なものにして、うちで真面目につくっていないです。うちに帰っても捨てられるようにしているんだけど、ぜひとも、そういう意味では、高齢者は持ち帰りが——バスで来て持ち帰りが困難な人のためにも、ちょっと考えていただきたいなど。せっかく花もやったんだから、どうしても供物を持って帰られない人はここに置いていってくださいと、カラスのくちばしが届かないような網でやれば大丈夫だと思いますので、どうぞ御考慮いただくようお願いして終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時20分からといたします。

午後 2 時47分休憩

午後 3 時20分再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、先ほどの蛭名和子委員への答弁について、福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。福祉部長。

○館山新福祉部長 先ほど蛭名委員の不納欠損についての質疑中、児童保育負担金の不納欠損処分の件数273件のカウントの仕方につきまして、世帯数と申し上げましたが、正しくは調定件数であります。また、10月の無償化後は、児童保育負担金の不納欠損処分が生じなくなるのかとの御質疑に、年収360万円以上の世帯には可能性があると申し上げましたが、正しくは住民税課税世帯には可能性があるのであります。謹んでおわびし、訂正させていただきたいと思っております。

○秋村光男委員長 質疑を続行いたします。

次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

冒頭、先ほど工藤健委員が質疑の中で、「まちレポあおもり」の関係で道路の穴の写真を撮って送って補修をお願いしたところ、先ほど午後1時55分に補修完了しましたと画像つきで返信があったそうです。工藤健委員、ここに立っておりませんので、工藤健委員に成りかわりまして厚く感謝申し上げます。担当職員の皆さん、ありがとうございました。

続いて、先ほど藤田委員もいろいろ自分の思いなんかも言っていました。私も一般質問の壇上からも申し上げさせてもらいました。議会が予算を審査する際、我々議員はさまざまな予算特別委員会で質疑をしてきたり、一般質問でもそうですけれども、質問をしたり、さまざまな意見を述べてまいりました。このことに対する1年間の答えが決算であります。言いかえると、私は予算を議決してきたからこそ決算を審査する必要がある、義務だと私は思っています。その立場から質疑をさせていただきます。

さて、決算審査ではそれぞれ視点があって、それぞれの委員がそれぞれの観点に立ち質疑していると思っています。決算規模や決算収支の年度比較、さらには財政構造の分析や地方債の残高、債務負担行為などなど、財務数値の観点からの分析をする人。また、出資団体等や各施設等の財産の観点から分析される方。さらには行政サービスの当初の目的が達成されたのか、経済性や効率性の観点から成果を検証する方々もいらっしゃいます。

そして、その具体的なやり方は、例えば歳入であれば税収は予定どおり上がったか、収入未済額はなぜ生じたのか、予算で見込んだ収入額は適当であったのか、補

助金等は予定どおり入ったのか、減収があったとすればその理由は何か、起債は予算計上どおり借り入れできたのか、できなかったとすればその理由は何なのか、財産、物件の売り払い収入は予算どおり収入できたか、減収があった場合はその理由は何か、予算に計上した額を超えた収入または予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ったのかなどなどです。

歳出に当たっては、費目の流用、予備費の使用が不当に行われなかったか、また、予算超過の支出はないのか、法令に違反した支出が行われていないか、予算額に比べて支出の執行はどうであったか、多額の不用額が生じた場合、その理由は何なのか、予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したのか、一時借入金の利払いがどれぐらいあり、なぜ借り入れしなければならなかったのか、また、返済の時期を漫然とおくらせ、無用の利払いをしていないかなどなどです。

会計相互間の問題では、繰り出し、繰り入れは計画どおり行われたのか、計画どおり行われなかったとすればその理由は何なのか、特別会計のうち弾力条項による支出があった場合、その支出は条例に違反していないのかなどなどです。

行政効果の確保では、行政執行が予算で見込んだとおりの効果を上げることができたのか、工事が計画どおり完成したか、設計変更のあった場合その理由は何なのか、公共施設はどれだけ整備、改善が図られたのか、また、それによって住民生活の利便性はどのように向上したのか、公務員の数はどのように増減したか、また、一般財源に占める給与費の比率はどう変わったのか、産業はどのように変化し振興したか、それによって住民の所得は高められたのかなどなどです。

そして、財政構造の変化として、予算執行の結果、地方債の残高はどのように変化したか、行政財産、普通財産はどのように増減したか、また、それに伴う管理費の増減はどうであったのか、総合的な財政力をどのように変化させたのかなどなどです。

以上の観点に立ち、しっかりと決算審査をすとなれば、決算する側の我々委員のスキルアップも必要でしょうし、2日間という限られた時間と限られた人数で果たしてできるのか疑問であります。

今定例会、この決算特別委員会でも収入未済額や不納欠損を初め、平成30年度の1年間の取り組みの結果をただしております。私も、以上を述べた観点から、数点にわたり質疑を行いたいと思います。

その1つは、平成30年度一般会計、特別会計、各企業会計決算について伺います。主に不納欠損について伺います。

1つは、平成30年度の病院事業会計決算における不納欠損の件数及び金額と今後の対策についてお示しください。

2つは、平成30年度の水道事業会計決算における不納欠損の件数及び金額と今後の対策をお示しいただきたいと思ひます。実は、決算書を見ても、不納欠損の額は

ちょっと私読み取れませんので——多分出ないんだよね。ですので、ここで聞くしか方法がありませんので、お聞きをさせていただきます。

3つ目に、議案別冊36ページから37ページ、歳入14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料、霊園使用料についてお伺いをします。

平成29年度決算では、176件、26万4510円の不納欠損から、平成30年では、240件、34万8230円の不納欠損の額となっております。霊園管理手数料の不納欠損の件数、金額がふえてきております。

そこでお伺いしたいのは、使用権者が死亡し、承継人がいない場合のお墓、霊園はどうなるのかお示してください。

以上でございます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良委員からの平成30年度の病院事業決算における不納欠損の件数及び金額、今後の収納対策についてのお尋ねにお答えいたします。

平成30年度の病院事業会計における不納欠損については、市民病院が384件、金額としては828万4261円となっており、不納欠損処分理由としては、1つに、生活困窮が362件で671万7667円、2つに、消滅時効によるものが11件で2万7020円、3つに、自己破産によるものが6件で4万3219円、4つに、居所不明、債務者死亡が、5件で149万6355円となっております。浪岡病院については27件で、金額としては32万6771円となっており、不納欠損処分理由としては、1つに、生活困窮が17件で14万4410円、2つに、消滅時効によるものが1件で2万2860円、3つに、居所不明、債務者死亡が9件で15万9501円となっております。

今後の収納対策についてであります。両病院とも、未収金の発生防止とともに、適正な債権管理による債権回収率の向上を図っていく必要があるものと考えております。このことから、債権管理マニュアルに掲げた、未収金の管理、未収金の発生防止、未収金の回収の3つの観点から、個人医業未収金については、市民病院においては、督促及び催告書の発送、医療費収納相談員等による納付相談、電話催告、臨戸訪問の実施、未納者との接触を図るための再来受付機の受け付け停止、納付機会の拡大を図るためのクレジットカード決済、院内放送や入院案内等による納付PR、回収困難な未納者に対する収納の外部委託などを行っており、浪岡病院においては、督促及び催告書の発送、納付・分割相談及び電話催告、再来時における未納者との接触、回収困難な未納者に対する収納の外部委託などを行っているところであります。

両病院とも、引き続き、債権管理マニュアルに基づき、未収金の発生防止と適正な債権管理による債権回収率の向上に努めてまいります。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 奈良委員の平成30年度水道事業会計決算における不納欠損についてのお尋ねにお答えいたします。

平成30年度水道事業会計決算における水道料金の不納欠損は、4999件で2151万4963円となっており、その主な内訳であります。居所不明によるものが4594件で1945万1762円、死亡によるものが234件で67万9641円、倒産・破産によるものが、140件で136万2061円となっております。

今後の収納対策であります。滞納期間が長期になることにより、死亡や倒産等による徴収不能リスクが高まることから、長期滞納の抑制という観点から、督促、催告、給水停止通知、給水停止といった徴収整理事務を着実に実施するとともに、早期の電話催告、納付相談のほか、それぞれの事情に応じた分割納付誓約書を徴取することとしております。また、市外在住者や居所不明者につきましては、民間債権回収会社へ委託し、未収金の回収を図っているところであり、引き続き不納欠損の縮減に努めてまいります。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 奈良委員の承継人不在のお墓への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

市営霊園・墓園の使用権者が死亡し承継人がいない場合につきましては、青森市霊園条例により、平成17年4月1日以後に使用権を得たものについては5年、それ以前から使用権があるものについては、条例の経過措置により、青森地区の市営霊園では10年、浪岡墓園では3年、いずれも一定の年数が経過したものについて、使用権が消滅することとなります。

次に、使用権が消滅した埋葬場所についてですが、埋葬されている遺骨等の整理が必要となりますことから、墓地、埋葬等に関する法律及び同法施行規則に基づき、官報及び墓地区画への掲示により改葬する旨を公告し、1年経過した後に市が改葬を行うこととなります。また、墓石等についても、市で撤去する原状復旧工事を順次行い、更地に戻した上で市民等に再提供するものであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

病院と水道はよろしいです。市民部長、この霊園の件ですけれども、人がだんだん、人口が減るのもそうなんです。亡くなる方が多くなって承継する人がいなくなると、どうしても市で負担するということになる。ますます経費がかかるものと思います。これは1つやるのにどれぐらい経費がかかるものなんですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 墓石の撤去などの工事費についてのお尋ねにお答えいたします。

これまで使用権を消滅した68区画で現状復旧工事が必要であった区画は40区画であります。このうち、これまで25区画の現状復旧工事を行っており、1区画当たりの工事費は約11万5000円程度となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 1区画、平均11万何がしかかるということです。そうすると、別に元を取るというわけではないですけれども、これをただ我がほう、市だけでお金を払っていくとどうしてもマイナス、マイナスといくんですが、例えば新たにこれを提供する場合、墓地なんかは特に造成した経費を割って1区画当たりの単価を出してたと思うんですが、その考え方によると、次に新たに提供する場合は、この分の経費も見込んで市民の方に提供するという考え方ではよろしいのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

撤去工事を行った後につきましては、市民等に再提供を行います。その再提供の際は、埋葬場所使用料のほうを頂戴いたします。昨年度撤去いたしました工事であれば、6.3平米の区画が多かったのですが、こういった場合についても10万円ほどの埋葬場所使用料が入ってまいります。また、その後、霊園管理手数料を毎年頂戴するという形になりますので、市民の方のお墓の区画を求めたいというニーズも満たすものであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。ありがとうございます。

際限なく、ただ持ち出し持ち出しだけであれば財政ももちませんので、今みたいにやっていたらよろしいのではないかなと思います。この項はこれで終わります。

続いて、特別会計決算書別冊60ページから61ページの下水道事業特別会計についてお伺いします。

歳出1款下水道事業費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料について、下水道使用料徴収事務委託料についてお伺いします。

平成30年度決算でも1億4124万9185円が水道部のほうに委託料としてお支払いをしております。監査委員の意見書を読んだときに、書いていたんですが、委託料が25%から30%へ増加しているとありました。この下水道使用料の徴収事務委託料の増加した理由についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 奈良委員の下水道使用料の徴収事務委託料の増加理由についての御質疑にお答えいたします。

下水道使用料の徴収につきましては、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則によりまして、企業局長に委任すると定められており、企業局水道部において水道料金と一体徴収を行っているところであります。徴収事務委託料につきましては、平成23年度実施の水道事業に係る包括外部監査におきまして、徴収事務委託料につ

いて下水道部局へ応分の費用を請求すべきと指摘されたことから、一般会計への負担も考慮しながら段階的に改善を図っているところでもあります。その算定基準額につきましては、業務費や水道メーター費をもとに給水延べ件数や下水道延べ件数を用いて算定しているところでもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。よろしいです。環境部長、ありがとうございました。

水道料金に含まれているということは理解するんですが、どうしても私、この手の収入未済とか、そういうことを聞くと、水道部でなくて環境部が答弁するので、ちょっとした違和感を感じているものですから質疑させていただきました。ただ、会計が違うと言えればそれまでですので、この件はこれにしておきます。

次に、平成30年度一般会計・特別会計決算書1ページ、歳入1款市税及び2ページの14款使用料及び手数料、別冊の38ページの使用料及び手数料の1項使用料6目土木使用料のうち、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、さらには決算書9ページの国民健康保険事業特別会計歳入1款国民健康保険税、21ページ、介護保険事業特別会計歳入1款保険料、同じく25ページ、後期高齢者医療特別会計歳入1款後期高齢者医療保険料、これらそれぞれの口座振替の割合について、平成29年度と平成30年度決算の数値をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 市税等の口座振替の割合についてのお尋ねにお答えいたします。

市税等において口座振替を行っているものは、市税では市県民税の普通徴収分、固定資産税及び軽自動車税、また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料でそれぞれ普通徴収分となっております。

初めに、平成29年度決算における、これら市税等の調定額に対する口座振替済額の割合は、市税で31.0%、国民健康保険税で30.2%、後期高齢者医療保険料で49.7%、介護保険料で28.9%となっております。また、収入額に対する口座振替済額の割合は、市税で31.7%、国民健康保険税で34.1%、後期高齢者医療保険料で50.9%、介護保険料で32.9%となっております。

次に、平成30年度決算における、これら市税等の調定額に対する口座振替済額の割合は、市税で30.5%、国民健康保険税で30.8%、後期高齢者医療保険料で49.4%、介護保険料で28.7%となっております。また、収入額に対する口座振替済額の割合は、市税で31.2%、国民健康保険税で34.7%、後期高齢者医療保険料で50.7%、介護保険料で32.1%となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 奈良委員からの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の口座振替の割合についてのお尋ねにお答えいたします。

平成29年度決算における、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の調定額に対する口座振替済額の割合は、市営住宅使用料が37.7%、駐車場使用料が39.5%となっており、収入額に対する口座振替済額の割合は、市営住宅使用料が38.1%、駐車場使用料が39.6%となっております。

また、平成30年度決算における、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の調定額に対する口座振替済額の割合は、市営住宅使用料が38.6%、駐車場使用料が41.7%となっており、収入額に対する口座振替済額の割合は、市営住宅使用料が39.1%、駐車場使用料が41.7%となっております。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれありがとうございました。

ものによってはほぼ横ばいというのと、市営住宅では高くなってきていると。私も特に市営住宅の口座振替は、自分ももう数十年前に質問をして実現した経緯がありますので気になっていたところでした。収入未済を防ぐためのいい手段だなと私は思っていますので、これからも進めていきたいなと思っています。答弁ありがとうございました。

続いて、決算書4ページ、歳出3款民生費3項生活保護費、平成30年度における生活保護の開始世帯数及び廃止世帯数をお示しください。また、廃止世帯数のうち就労により自立廃止となった世帯数もお示しください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 奈良委員からの平成30年度の生活保護の開始世帯数と廃止世帯数についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度における生活保護の開始世帯数は517世帯であり、廃止世帯数は541世帯となっております。また、廃止世帯のうち、就労により自立した世帯数は70世帯、廃止世帯の12.9%となっております。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それでは、比べるためですけれども、その1年前、平成29年度と同様の数字をもしわかったら教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。平成29年度の生活保護の開始世帯数と廃止世帯数についてのお尋ねです。

平成29年度におけます生活保護の開始世帯数は491世帯であり、廃止世帯数は524世帯となっております。また、廃止世帯のうち、就労により自立した世帯数は65世帯、廃止世帯の12.4%となっております。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございました。

プライマリーバランスでもありませんけれども、開始世帯数より廃止世帯数のほうが多くなっていけば、必然的に減るんでないかなと思っています。また、平成29年度よりも平成30年度、開始世帯数は多くなっていますけれども、廃止世帯数がふえております。これからも御努力いただいて、少しでも減るよう努力していただくことを要望して、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○秋村光男委員長 本日の委員会はここまでで終了し、9月17日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分散会

2日目 令和元年9月17日（火曜日）午前10時開議

○秋村光男委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月13日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
それでは、平成30年度青森市一般会計・特別会計・企業会計決算についてお伺いをいたします。

初めに、9款消防費について、消防団機械器具置き場についてお伺いをいたします。

浜館分団第1班が事情により消防団機械器具置き場が解体となり、同分団第5班と統合し、機械器具置き場を共有し活動を行っています。しかし、統合先の機械器具置き場もかなり老朽化が進んでおり、建てかえの早期実現の要望があります。また、機械器具置き場を建てかえすることで地域防災のかなめが強化し、頑張っている消防団員の士気も上がると認識をしております。

そこで質疑します。老朽化している浜館分団第1班、第5班の機械器具置き場の建てかえについて考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。吉本総務部理事、消防長。

○吉本雅治総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
赤木委員の浜館分団第1班・5班機械器具置き場の建てかえについての御質疑にお答えいたします。

消防団は、地域防災のかなめとして、中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で消防団機械器具置き場——以下、置き場と言わせていただきます——は、火災、風水害などあらゆる災害に備えて、消防団車両や各種資機材を配備しておく地域の防災活動拠点となる重要な施設であります。

浜館分団につきましては、松森の第1班機械器具置き場が地権者の都合により平成29年に撤去された後、小柳にある第5班と置き場を共有し、活動しているところであります。

置き場の建てかえにつきましては、必要な防災体制を維持しながら青森市消防団施設全体で調整し、進めていかなければならないものと考えております。また、置き場は、青森市の公共施設でありますことから、周辺の既存公共施設との複合化や隣接の置き場同士の統合も視野に入れ、施設の総量の抑制を図るなど、青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえ、関係部局と協議を重ねながら整理すべきものと考えております。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

今、ファシリティーマネジメントの観点でというお話が出ましたので、これは消防長にお聞きしても、多分これからは答えられないので、総務部長にお聞きしたいと思います。

再質疑します。公共施設の老朽化については、ファシリティーマネジメントの観点による取り組みが重要であると思いますけれども、市の考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の公共施設の老朽化対策について、ファシリティーマネジメントの観点による取り組みが重要であると考えているが、市の考えについての御質疑にお答えいたします。

ファシリティーマネジメントの取り組みは、本市の行財政運営において非常に大事な取り組みであると認識しており、青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針に基づき、施設の更新が必要な場合には、周辺既存施設との統合による複合化などを念頭に組み込んでいくこととしているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ファシリティーマネジメントの内容を具体的には多分出せないということだと思いますけれども、ここについては要望して終わります。

8月31日の東部第7区連合町会のタウンミーティングにおきまして、ほろがけ福祉館と浜館分団第1班、第5班の消防団機械器具置き場の合築による建てかえの要望が出たと認識をしています。地域防災である機械器具置き場と一次避難所であり指定緊急避難場所であるほろがけ福祉館が合築されることで、地域の防災力は強化されると思っています。また、ほろがけ福祉館の場所は1班の旧消防団機械器具置き場と現在併用している場所とのほぼ中間地点にあり、立地的にも適していると思っております。早期にほろがけ福祉館と消防団機械器具置き場の合築を要望して、この件は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、特別会計のほうで国保についてお伺いをしたいと思っております。

本定例会で請願第5号「国民健康保険税の子どもに係る均等割額減免制度の創設を求める請願」が出ております。その内容は、青森市の国民健康保険税を引き上げずに減免制度を創設するというものですが、平成30年度決算を踏まえ、他都市では国民健康保険税において子どもに係る均等割額減免を実施しているところもあるみたいですが、本市としてはどのようにお考えをしているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保財政についてのお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険制度における所得の低い世帯に対する負担軽減措置といたしましては、子どもをも含む被保険者の人数が多いほど保険税軽減の対象になりやすくなるような仕組みが設けられており、今年度も昨年度に引き続き、地方税法に規定する被保険者均等割額、世帯別平等割額の法定軽減措置が拡充されている状況にあります。また、保険税の減免の適用におきましては、地方税法により、国民健康保険制度が負担と給付の公平性の観点から、被保険者全ての方に応分の保険税の負担を求めていることから、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められた場合に限り行うべきとされております。

さらに、本市の国民健康保険事業特別会計の平成30年度決算は黒字となったものの、今後、国民健康保険被保険者数の減少の進行に伴い、保険税の収納不足の可能性が高いこと、国民健康保険事業財政調整基金におきましては、財源不足になった場合に充当するための十分な基金残高が確保できていないことから、現状では、国民健康保険事業特別会計の財政基盤は予断を許さない状況にあると考えております。

加えまして、仮に子どもに係る均等割額の減免の影響額を試算してみますと、令和元年9月1日現在の18歳未満の子どもがいる国民健康保険加入世帯数は2518世帯、18歳未満の被保険者数は4105人となっており、18歳未満の子どもに係る均等割額全額を減免した場合の影響額につきましては、約1億800万円と見込まれております。また、国民健康保険制度は特別会計で賄われることが原則でありますことからいたしますと、減免に係る財源は、他の被保険者に求めることとなり、ひいては保険税の引き上げにつながるものであります。したがいまして、国民健康保険者としては、本市独自の被保険者世帯の子どもに係る均等割額減免制度は考えておりません。

なお、子どもに係る均等割額の減免制度を実施している自治体も少数ながらあることは承知しておりますが、全国市長会では、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保することを国に要請しており、まさに国の責任と権限において対応すべき課題であると認識しておりますことから、今後のあり方については、その動向を注視していくこととしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

今、その請願の趣旨にのっとった考え方によると、約1億800万円を、例えば値上げしないでやるとなると、どういったことが想定されるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 国民健康保険税の引き上げをせずに均等割額減免制度を実施した場合の負担というふうな御質疑であります。

国民健康保険税の引き上げをせずに子どもに係る均等割額減免制度の財源を確保しようとするならば、一般的に考えられる、想定されるものとしたしましては、一般会計からの法定外繰り入れにその負担をお願いするということが考えられると思います。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 一般会計からの繰り入れということでした。

ここで企画部長にお聞きします。今、青森市の財政的な状況は、約1億800万円を国保に対して繰り入れできるような状況にあるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、今年度の当初予算におきましても、財源調整のための3基金を取り崩しての予算編成を行っておるところであります。また、これは昨年度の予算編成においても同様でありました。今年度決算におきましては、基金の残高は、昨年度約64億円から、ことし約52億円と若干取り崩しがあったもので減っております。一方で、中期財政計画、昨年度ローリングしたものについて、その見通しから見れば、約54億円に対して約52億円ということで、ほぼ同程度の基金の残高は確保できたところでもあります。とは申しましても、今後、今の青森市の財政については厳しい財政状況、赤木委員からの一般質問におきましても、経常収支比率ですとか、実質公債費比率ですとか、財政指標を見ても、厳しい財政状況というのは引き続き起こっているところでありまして、一般会計からの繰り出しというのはできる限り抑えたいというのが一般会計としては正直なところ。また基金残高も、今の中期財政計画のローリングの中では50億円というものを目指して昨年度ローリングしましたけれども、今後、財政プランを策定していく中におきましても、今後どういう目標にしていくかというものはありますが、一般会計からの繰り入れはできるだけ抑えて、また基金残高をできるだけ確保していくというのが、今後の財政プランを含めて、青森市の財政として目指していく方向だというふうに認識しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 青森市の財政プランを策定する上で、繰り入れはまず難しいというお話だったと思います。

その上で、例えば仮に繰り入れをした場合に、私は不公平が生じると思うんですけども、その辺について税務部長、考えがあればお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 一般会計から法定外繰り入れをした場合の弊害、考えについてということの御質疑です。

国民健康保険事業特別会計につきましては、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることが原則であります。一般会計から国民健康保険事業特別会計に国から示さ

れる繰り出し基準の内容を超えて繰り入れを行うことは、国民健康保険以外の例えば協会けんぽですとか、組合健保ですとか、共済組合などの医療保険に加入されている方との不公平といたしますか、公平性を著しく欠くのと同時に、他の市民サービスにも影響を及ぼすことにもつながるものであります。

また、国は国民健康保険の都道府県化にあわせまして、国民健康保険法の規定に基づき保険者努力支援制度を創設し、医療費適正化への取り組みや国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮してもらう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき保険者としての努力を尽くす自治体に対して支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化することとしております。国は、保険者支援金に対するインセンティブをさらに強化するため、令和2年度交付分から決算補填等目的——いわゆる赤字の解消のための補填ですが——で一般会計からの法定外繰り入れを行っている自治体に対しては、マイナス評価を導入することとしておりますため、国民健康保険税の子どもに係る均等割額減免制度を独自に実施した場合は、本市の保険者努力支援制度に係る支援金が減額になるものであり、国民健康保険事業特別会計の収支状況に大きく影響があるものと考えております。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 考え方はわかりました。実施すれば負のスパイラルに陥ると。そういうこともよくわかりました。お二人の部長、お忙しいところ済みません、ありがとうございました。次に行きます。

次は、水道事業のほうにお伺いをしたいと思います。

平成30年度の決算を踏まえて、水道事業における官民連携の状況についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道事業における官民連携の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、これまでも水道サービス水準の維持向上を目的として多くの業務を個別に外部委託しており、昨年度からは、水道メーター検針及び転出精算等業務について、閉栓・開栓及び転出精算業務や広報紙配布業務など一部委託内容を拡充し、官民連携の強化を図っているところであります。

本市を初めとする全国の水道事業者におきましては、近年の人口減少や節水器具の普及などに伴う水需要の低迷により、料金収入が減少傾向を示す一方で、老朽化した水道施設の更新といった多額の財政需要が見込まれるなど、今後、厳しい経営環境が予想されているところであります。こうした中で、将来にわたって安定した水道サービスの提供を継続していくためには、一層の業務の効率化が必要であると認識しており、その効果的な手段の一つとして、地元民間事業者とのさらなる連携強化が重要であると考えております。

民間事業者における水道技術に関しましては、世代交代が進む中、技術者の減少

と担い手不足が深刻化しており、中長期的な技術水準の維持向上が課題となっております。このような状況を踏まえ、本市では、民間事業者みずからが技術基盤の強化が図られるよう、将来を見据えた環境づくりを行うことが最も重要であると考えており、まずは業務分野を管路維持業務、施設管理業務、漏水対策業務、給水装置関連業務の4分野に分け、官民連携が可能な事業に関して、その効果や課題等の検討を重ねているところであります。

次世代にわたり持続可能な水道システムを構築していくためには、官民が互いに技術水準等の維持向上を図ることが不可欠であり、今後、一層の官民連携を強化することにより、高度な技術者の育成と水道サービス提供体制の確保を目指してまいります。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

「青森市水道経営プラン（2019～2028）」ということで、ことしの3月におつくりになられたと思います。その中に、広域連携、官民連携が、これからの時代の中で大事だということをおっしゃっていると思います。その具体的な内容として、官民連携については、4つの項目が今後進められるということです。現状、官民連携をやっている部分もあるかと思いますが、将来的に他都市がやっている包括的なものもやっていかなきゃいけない部分もあるのかもしれませんが、まずは、官と民がしっかりと連携できる仕組みをつくった上で取り組まなければならないと認識をします。その意味でも、官と民の役割分担をはっきりと分けながら、このことは進めていっていただきたいと思います。人口減少が進む中、また、技術者が不足していく中、行政だけでやれる時代ではないと思います。官と民の連携が必要ですので、その辺、しっかりとやっていただくことを要望して、この件は終わります。お忙しいところありがとうございました。

続きまして、同じく企業会計で病院事業会計についてお伺いをしたいと思います。

病院の経営を考える上で、医師の確保は重要な条件の一つであると思います。しかし、医療法人でありながら、全国的には医師不足が深刻な課題であり、特に地方を取り巻く環境は厳しい状況にあります。そのため、市民病院、浪岡病院とも、青森市公立病院改革プランにおいて、安定した医療提供体制確保における主な取り組みとして、休診している診療科の再開を掲げ、弘前大学に対する要望の継続やホームページを活用した公募によりその対策に取り組んではいるものの、医師不足の解消に至っていない状況にあります。こういった希望する診療科の医師を確保することは、それだけ困難な課題であるということには言わなければならないと思います。

このような中、市民病院において、10月1日から医療法人芙蓉会から精神科医師を中心としたチームを受け入れるとの発表がさきの市長記者会見においてありました。地域の病院が協力し合うことで医師派遣などの体制が可能となれば、地域医療連携体制もさらに強化するものと考えます。

ここで改めてお伺いします。医療法人芙蓉会から精神的ケアサポートチームを受け入れることにした市民病院の考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員からの精神的ケアサポートチームを受け入れすることとした市民病院の考え方についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、入院患者さんの高齢化が進んでおり、認知症などの精神的なケアを必要とする患者さんが多くなってきている状況にあります。また、がん診療についても力を入れており、身体的治療と同様に、がん患者さんや御家族への心のケアがますます重要となってきた状況にあります。

このような中、医療法人芙蓉会様からの申し出により、この10月1日から市民病院の入院患者さんへの精神的ケアをサポートしていただくため、精神的ケアサポートチームとして、精神科医師である鈴木克治先生を初め、精神保健福祉士、看護師の計3名を週2日午後、派遣していただくこととなったところであります。

精神的ケアサポートチームには、当院の主治医と連携して、入院患者さんの診察、精神的なケア、処方等の業務を担当していただくこととしており、平成24年度以降、精神科医不在となっていた市民病院において、入院患者さんに対して、より質の高い医療を提供できるようになるものと考えております。

また、医療法人芙蓉会様には、精神科病棟を有する病院もあることから、相互の医療機関の強みを生かし、互いの役割を補完し合いながら連携を深めてまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 市民病院事務局長のお話で市民病院の考えは理解できました。ただ、外から人が来るということですから、当然院内のお医者さんとの連携なり、そういういろいろなさまざまな部分での調整が必要になってくると思います。

そこで質疑させていただきます。市民病院において、精神的ケアサポートチームの存在は院内の医師へどのような影響を与えるのかと考えているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 赤木委員からの再度の御質疑にお答えします。

精神科のチームが派遣されることによる当院の医師への影響についてありますが、まず1つには、これまで我々の医師がより専門的な身体的治療に専念できるようになること。またもう1つは、当院の医師とスタッフがその精神的症状への理解が深まる、そういったことで最終的には医療の質の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 院内のお医者さんに与える影響があつて、そのことによって医療

全体がアップしていくというような認識で、私もそのように認識をしているところです。医療とは、御存じのとおり直接的には患者さんの病や傷を治して命を救うことにありますけれども、傷ついた患者さんや患者さんの家族を支える心のケアは間接的であったとしても、病と闘う勇気、安心を与えることが非常にこれも大事だということです。こういうことは、本当に民間と連携すること、先ほど水道事業での官民連携を言いましたけれども、病院でも官と民が連携していく時代にあるのではないかなというふうに僕は考えます。その先端に行くこのやり方は、非常に市長の先見の明があったというふうに私も思っている次第です。

その中で、何点かお話をさせていただきたいんですけれども、7月にも出たんですけれども、9月7日に再編を促す病院名を発表ということでマスコミにもありました。厚生労働省が再編を促すという、それはどういうことかという、公立病院同士でお客さん、患者さんを取り合うことによって、結果的に基準外の税金を繰り返し入れられているという、そういう負のスパイラルが続いている。そういった中で、これから人口減少していく、さらには患者さんのパイも減っていく。そういうところであれば官と民の連携が必要だと私は思っています。そういったことを考えたときに、やはり地域の大きな病院、または市内の民間の病院との連携をこれから——がちがちの連携じゃなくてもいいと思います。緩やかな連携をやっぱり模索して、地域の医療をしっかりと守っていく仕組みをこれから市民病院はつくっていく必要があるのかなと。

要は、県病とのすみ分けだけを考えるのではなく、やはり民間との連携をして地域の医療を守る。これはここが大事になるんですけれども、そのためには——保健部長のほうの話になりますけれども、やはり青森市の医療の計画をしっかりと官と民とでつくっていく、これが大事だと思います。それがなければ私はだめだと思います。そういうことをつくりながら、市民病院と民間との役割の中で調整をして、この地域の医療を守る、そういった仕組みをぜひつくっていただきたい。これについては今後とも注視をしながら、検証しながら進めていかれると思いますけれども、非常にすばらしい仕組みです。今後、官と民の連携を病院でもしっかりと考えていただければと要望して終わります。ありがとうございました。

続きまして、次はまた一般会計に戻ります。民生費について。

平成30年度決算を踏まえながら、ことしの10月には幼児教育・保育の無償化が実施されることとなります。無償化に伴って保育所に入所を希望する子どもがふえ、待機児童が増加するのではないかとという予測があります。本市の待機児童の現状と解消に向けた取り組みをお示しく下さい。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 赤木委員からの保育についての御質疑にお答えいたします。

市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、ゼロ歳から5歳までの就学前児童の教育、保育の提供や、病児保育などの地域子ども・子

育て支援事業の提供について、令和元年度までの需要見込みに対する確保方策を定めた青森市子ども・子育て支援事業計画を策定し、その推進に努めているところであります。この計画では、需給バランスを図り、保育所等に入所したくてもできない、いわゆる待機児童を発生させないようにすることとしており、これまで保育所、幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設で受け入れることができる利用定員の増加に努め、本年4月1日時点では、平成27年度の制度開始時点に比べ、795人の定員が増加したところであります。この結果、本市においては、4月1日時点では、国の調査定義による待機児童は発生していない状況であります。年度途中の産休・育休明け等の入所需要に対しては、その全てには対応できていない状況にあり、例年9月、10月ごろから待機児童が徐々に発生し、平成30年度においては、1月に年度最大の76名が待機児童となったものであります。

市といたしましては、4月1日時点のみならず、年度途中の待機児童の解消を図るため、幼稚園の認定こども園への移行及び2歳児の受け入れ推進、保育所の増改築や増築などの施設整備による利用定員の増、年齢別に乖離のある利用定員設定の適正化、認可外保育施設の地域型保育事業への移行等などにより、不足する保育ニーズに対応すべく、保育所等に受け入れ拡大をお願いしているところであります。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

福祉部としては最大限の努力をしてきていると。これもこれからもやっていくというお話だったと思います。

少子化が進む中で、青森市としては保育所等の利用定員を増加させ、待機児童の解消に努めてきたところだと思っています。それにもかかわらず、年度途中の待機児童が解消されないのは、保育所等の地域における偏在、また3歳児未満、いわゆるゼロ歳から2歳の利用定員が不足していることが原因でないかと思います。定員不足する年齢及び地域での待機児童の解消に向け、どのように取り組んでいくのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。不足する年齢及び地域での待機児童の解消に向けての取り組みについてのお尋ねです。

市では、青森市子ども・子育て支援事業計画におきまして、市全域では教育・保育サービスの総量は充足しているものの、利用定員が偏在する地域において定員を適正化するため、東部地区、南部・中部地区、西部・北部地区、浪岡地区の4つの提供区域を設定し、その区域ごとにきめ細かな確保方策を掲げているところであります。

具体的には、地域の偏在の解消に向け保育所等が立地していない空白地域や直近3カ年平均で児童数が10人以上ふえている地域等において、既存の保育所等に利用定員の増加を働きかけるとともに、将来にわたって持続可能な保育環境を維持する

観点から、運営ノウハウを有する既存保育所等の移転や分園設置等により利用定員を確保することとしております。また、不足するゼロ歳、1歳の利用定員の確保に向けては、既存保育所の利用定員の増や分園設置等に加え、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象とした小規模保育事業等の地域型保育事業によって確保することとし、保育所等の協力のもと待機児童の解消に向け鋭意取り組んでいるところであります。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

既存保育所の定員の増加の部分や分園の設置に加えて、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象とした小規模保育事業等の地域型保育事業を、待機児童解消に利用しているということが理解はできました。

10月からの幼児教育・保育の無償化は、小規模保育事業等の地域型保育事業にも適用されていくものと認識をしています。ですから、このことをしっかりと丁寧に保護者に対して説明をしていっていただき、そして、それと同時に安全と安心を担保するために、小規模保育事業等の地域型保育事業に対して市はしっかりと指導しながら、ゼロ歳から2歳児の待機児童の解消に向けて努めていくことを要望したいと思います。

これからの時代、小規模保育事業等の地域型保育事業というのはいろいろあると思うんですけども、例えば地域の高齢者の方にお手伝いをしてもらうとか、まだお元気な高齢者はいっぱいいますから、そういう人たちが地域貢献したいとか、そういったこともやれるような仕組みとかも考えることによって、そういうゼロ歳から2歳児の待機児童というのがなくなるような形になると思います。地域で子どもを育てるということをよく言われていますけれども、そういったことを進める中で、そういった取り組みをぜひ私としては考えていただきたい、これも要望して終わります。本当にありがとうございます。

それでは、2款総務費についてお伺いします。新庁舎及び各庁舎の周知についてお伺いをしたいと思います。

御存じのとおり、青森市防災庁舎が建ってきました。令和2年の1月より新庁舎が供用開始ということになります。新庁舎を初め、各庁舎へ配置される部署及び機能等を、市民にしっかりと周知する必要があると私は思いますが考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 新庁舎及び各庁舎の周知についての御質疑にお答えいたします。

本市の庁舎につきましては、企画・防災機能を配置した新庁舎を令和2年1月から供用開始することとし、現在整備を進めているところであります。本市では、この新庁舎と、ワンストップサービスの実現に向けた総合窓口を配置するなど、市民

の皆様が訪れる部門を集約配置いたしました駅前庁舎、監査委員事務局、農業委員会事務局、市民部市民課柳川情報コーナー、総務部管財課公用車運用チームが引き続き配置されます柳川庁舎及び浪岡地区における行政サービスを担う浪岡庁舎の4庁舎により、各種サービスの提供や業務を行うこととしております。

周知ですが、各庁舎の機能や部・課の配置につきましては、「広報あおもり」及び市ホームページを活用した情報発信や庁舎案内パンフレットの配布などにより広くお知らせし、市民の皆様がそれぞれの目的に応じて、円滑に庁舎を御利用いただけるよう周知してまいりたいと考えております。また、新庁舎につきましては、供用開始前に市民の皆様にごらんいただく機会を設けることとしており、これらの機会も活用しながら周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

パンフレットも考えてくれているということで、ありがとうございます。この8月1日に立川市のほうに視察に行ったときに、庁舎のパンフレットをいただきました。非常にわかりやすいパンフレットだったので、これは管財課のほうにお渡しをしました。そういったものをぜひ参考にしておつくっていただきたいんですけども、市の4つの庁舎もそうなんですけれども、やっぱり市民サービス全体を市民にしっかりと知っていただくためには、さまざまな情報コーナーとか支所、そういうところもあわせ持った形でつくっていただければと思います。その辺はお任せしますが、要望してこの件は終わります。ありがとうございます。

それでは最後になります。10款教育費についてお伺いします。

学校教育におけるさまざまな事故や危険などの諸問題、いわゆる学校リスクについて、教育委員会はどうに取り組んでいるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 赤木委員の学校リスクについての取り組みについての御質疑にお答えします。

学校におきましては、校内での事故・けが等の問題、登下校中の交通事故等の問題、教職員の服務違反に関する問題など、児童・生徒及び教職員の安全や健康などについて、幅広いリスク管理が求められております。

教育委員会では、これらの学校リスクに対する具体的な対策として、1つに、校内における事故、けが等の防止につきましては、各学校に学校安全計画等の作成を義務づけ、PDCAを重視した取り組みに努めるとともに、校内事故防止月間により、事故の多い時間や場所を見える化し、教職員の危機管理に対する意識の高揚を図ること。2つには、登下校中の児童・生徒の交通事故等につきまして、各学校に安全マップの活用を促すとともに、事故の具体事例や発生件数、具体的対策を示すことにより、交通安全に対する意識化が図られるよう努めること。3つに、教職員

の服務違反に関する問題につきましては、服務違反の具体例や処分例が示された研修資料を活用し、校内での研修を実施することにより、教職員の服務規律の遵守への意識化が図られるよう努めることなどについて指導しているところであります。また、これらの取り組みについて、各学校からの報告を受け、それに対して、学校訪問や講座等を通して具体的に指導、助言しております。

教育委員会といたしましては、教職員の意識改革に向け、具体的なリスクの見える化を図ることで、教職員がやりがいを持って職務に専念し、子どもたちが安全に学べる学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

学校リスク、今、3点についてお話を伺いました。ただ、この学校リスクというのは教育の問題だということで、リスクじゃないというふうに認識をされてしまう場合が多々あるのかなと思います。

例えば、学校の中でも体育系の——私も体育会系出身ですけれども、体育会系的な形で集団行動をやる場合に、組体操というか、ピラミッドみたいなものをつくったりとか、高さを競うとか、そういうことをやるのが根性論でやっている場合はいいんでしょうけれども、それが結果として危ないリスクになるとか、そういうこともあるし、また、そのほかにも先生方自体が今、教職員の多忙化ということを言われています。私は、そういうところを工夫することも、逆に子どもたちとかかわる部分がふえて、学校のリスクが減るんじゃないかと。例えば、運動会を午前中で終わらせるとか、学習発表会も2回に分けて午前中で終わらせるとか、いろいろなやり方は各学校工夫が必要かと思います。

ただ、先ほど教育委員会事務局教育部長からも言われたように、意識改革という中で、やはりこの学校のリスクは何だということを各教職員お一人お一人が認識し、考えることで非常に学校はもっと風通しがよくなるものだと思います。今、学校現場は大変です。私としては、今言われた3つのリスクよりも、多忙化ということが本当にリスクではないのかなと。下手をすれば教職員の方が自殺をするとか、そういうことまで考えられるのが多々あります。そのことを考えたときに、私としては、学校リスクの中に教職員の多忙化が入っていなかったのが非常に残念に思います。この辺については、学校リスクとして私は取り扱うべきだと思います。

そこで質疑をします。教員の多忙化解消について、どのような形で取り組んでいくのか、そこをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校リスク、多忙化の解消の取り組みについての御質疑にお答えします。

教員の多忙化につきましては、先般、多忙化解消のための指針を策定しておりま

して、各学校にあります校務支援システムの出退勤管理を行っており、勤務時間の見える化を図っているところでありまして、その結果を各学校の校内における多忙化解消委員会で教職員で協議し、それぞれの学校の実態に合った取り組みについて話し合いをし、取り組んでいるということで、各学校ごとに意識化を図りながら取り組むよう指導しているところであり、徐々に成果を上げていると考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 その点はしっかりと考えていただきたいと思います。

特に、教員試験の状況を見ると、倍率が2倍を切るか切らないかみたいになってきたということであれば、本当にある面では昔は選ばれた人が来たということですが、そうじゃなくて、倍率がどうだこうだというのはないかもしれませんけれども、ある面いろんな方が入って来るのではないかと想定します。となると、やはり教員の多忙化ということについては十分に取り組んでいかなければ、すぐやめる先生が出てきても、決して私はいいことではないと思います。その辺をしっかりと取り組んでいただきたい、このことを要望して終わりたいと思います。

最後にちょっと時間があるので要望しますけれども、これは大櫛都市整備部長のほうに要望しますけれども、今回の集中豪雨、青森市もあつたんですけれども、そのことによって水害常襲地域が多々あつたと思います。そこに対してしっかりと対策を練っていただいて、取り組んでいただくことを要望して、私のほうからは質疑を終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民の声あおもりの奈良岡隆です。

病院事業についてお尋ねいたします。

市民病院は二次医療機関ですから、一次医療機関からの紹介患者を診察することになっていると思います。平成30年度の入院、外来を合わせた患者において、紹介状あり、紹介状がなしの患者の比率をお示しくください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良岡委員からの紹介状についての御質疑にお答えします。

申しわけございません、紹介患者数の決算に占める人数ですけれども、紹介患者数は5650人というのを今把握しております。ただ、ちょっと入院、外来の割合について、まだデータ上、今現在まだ分析していないことから、お示しすることができない状況であります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それこそもっと前から質疑するということでお話ししておけばよかったのかもしれませんが、きのう、きょうの話だったので大変申しわけありません。

ただ、この5650人というのは紹介患者ということですよ。紹介状があると。紹介状なしの患者というのはどういうふうになっているのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 うちのほうは、地域医療支援病院として紹介状のある方について基本は診ますけれども、紹介状がない患者についても、直接うちのほうに来た場合であれば診療をするといったことになっております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 市民病院ですから、紹介患者だけでなく直接市民病院のほうに行った方もきちんと診療していただけるということなので、そのことは大変大事なことだと思います。

そこで、2018年度病院事業会計決算での一般会計からの基準内繰入額をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 平成30年度決算における病院事業会計の一般会計繰入金についてのお尋ねにお答えいたします。

平成30年度決算における病院事業会計の一般会計繰入金については、19億7390万3000円となっており、その内訳については、繰り出し基準に基づく繰入金が13億6450万5000円、青森市ふるさと応援寄附制度に係る寄附金が939万8000円、繰り出し基準外の繰入金が6億円となっております。病院事業としては、この繰り出し基準外の繰入金の圧縮に努めていかなければならないものと考えており、さらなる経営改善に取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

一般会計から基準内で約13億6000万円、基準外で6億円の繰り入れ、約20億円一般会計からの繰り入れをしているということで、それについて圧縮に努めていきたいという御答弁でしたが、市民病院ですから救急救命医療、周産期や小児医療など、民間では採算が合わないと言われていている医療分野、採算性確保が難しいと言われている医療分野も受け持たなければいけないということで、総務省のほうの基準内で一定の繰り入れをしています。先ほどの答弁で約13億6000万円。ただ、それが野方図になってはいけないということで、基準を設けていますよね。ただ、青森市の病院事業の場合はそれでも足りないということで、基準外、ルール外で6億円の支出をしているというのが今の病院事業の実態だと思います。全体で約20億円、大きな税金を使った支援だと思います。私もそれは頭から否定するわけではありませ

ん。先ほどもお話ししたとおり、採算性が低いというか、そういう医療分野も受け持たなければいけないという宿命もあります。ただ、それが許されるのは市民病院が市民のための病院であるということが大前提だと私は思います。もしものときに市民のことを救ってくれる、助けてくれる市民病院、市民の立場に寄り添ってくれる市民病院ということが、私は大前提だと思います。そうでなければ独立採算でやってもらえばいい。先ほど、税務部長のほうで公正公平の話をされましたけれども、それであれば何も一般会計から基準外で出す必要はないという話になります。

医療機関、医療関係者の皆さん、私は一生懸命やられていると思いますよ。市民病院の医療局の平均の残業時間は約600時間です。先生によっては1000時間を超える残業をやっている先生もいる。市民の命を守るために身を削ってやっている先生方がいることは確かだと私は思います。ただ、それは事務局、事務局職員も私は同じではないかと思えますよ。事務局職員も、市民の命を守る、市民の立場に立った医療を行う公立病院にいるという、そういう意識を持たなければいけない、そう思います。事務局長、どう考えますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 事務局員に対するお尋ねにお答えします。

私どもも、医師とともに市民病院をよくしたいと。市民病院はあくまでも地域の基幹病院であるとともに、青森市にある病院であります。ですから、市民病院をよくするため、経営改善のために事務局職員も一緒に、医師とともに——医師、看護師、医療技術職、全ての職員でそういった気持ちで向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 市民病院が市民のための病院であるというのは、事務局職員もそういう意識を持たないといけないと私は思います。ところが、ある出来事でびっくりしました。

風疹が大流行したときがありましたよね。テレビでいっぱいその危険性が言われて、不安になった若い人たちがいっぱいいたと思いますよ。青森の若い女性が抗体検査をしたそうです。抗体がなかった。でも、大流行しているとテレビでいっぱい言っている、そこに仕事で行かなければいけない。ワクチンを接種したいと思った。市内の診療所に自分で何回も電話をしたそうです。どこの診療所にもワクチンがなかった。不安で困っているという話を聞いて、私は市民病院の事務局に電話をしました。事情を話して、風疹のワクチンはないのかと聞きました。そのときの職員の対応した話は、ワクチンは高いんだと。市の費用助成を使って診療所でやったほうがいいよという言い方ですよ。いや、そういうことじゃなくて、お金を払っても自分でワクチンを受けたいと思っている。大流行している東京に仕事で行かないといけないんだと、不安がっている。ワクチンがあるんだったら接種してもらえませんか

かと私はもう1回聞きました。そうしたら、何と言ったのかというと、ワクチンはある、保管はしている、でも、それは職員用のものだ。市民病院は二次医療機関だから一般市民へのワクチン接種はしない。診療所でやってくれと。そんな話ですよ、木で鼻をくくったような。私は、その話を聞いて何だと思いましたよ。ワクチンはある、でもそれは自分たちのものだ、一般市民のためには使わない。風疹のワクチンには保存期間があります。だから、一般の診療所では持っているところが少ないというか、ほとんど持っていないんですよ。市民病院はたくさん持っていますよね。保存期間があるんだから、市民のために使ってもいいじゃないですか。そして新しいものを入れればいいわけですから。若い人が不安に思って相談しているのに、何で柔軟に対応できないのかと私は思います。

さっきの話でも、一般の診療も受け付けているわけでしょう。そうでなければ市民病院ではないと思いますよ。百歩譲って、千歩譲って、例えば1本とか2本とか3本しかない。そういうことであれば、そのワクチンが市内のどこにあるのかとかを問い合わせ聞いてあげて、教えてあげてもいいじゃないですか。それぐらいしてくれてもいいと思いますよ。問い合わせることもしない。二次医療機関だから、うちはやりません。今話を聞いて、市民病院事務局長はどう思われますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今、ワクチンのお話が出ました。風疹がはやっていたということでもあります。

市民病院のワクチンについては、麻疹・風疹で小児科用のワクチンが5本、婦人科用の風疹用のワクチンを5本準備しております。ただ、これは市民病院に入院されている方の重症化とか、そういったものに使われるためとして備蓄しているものであります。通常のワクチンにつきましては、チラシの中でもワクチン接種の病院等が書いてありますけれども、市民病院のほうでは、普通の部分についてワクチンだけを接種するようなことには今のところなっておりません。あくまでも、そこは民間のほうの病院を活用していただくことになろうかと思えます。

ただ、問い合わせのときに、そういった人に対して寄り添えなかったと。問い合わせに対して私どもも、例えば市内のほうに聞いてみたり、そういったことをしなかった点は、我々の配慮が欠けているものと考えます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今、重症化の話をされましたけれども、風疹の抗体を持っているかどうか、それを調べて、ない人に風疹のワクチン接種をやるんですよね。ですから、それこそ職員でも、看護師さんでも、入院患者でもわかるでしょう。わかっても、それで残っているのがあるわけですよ。それを使ってあげればいいじゃないですか。おかしいと思いますよ。市民病院でしょう。要は、これは体質の問題だと思うんですよね。そういう考えを持っている方がいるということは、私、非常に残念

だと思えます。大事は小事に宿ると言いますよね。小さなそういうところから大きな問題を抱えているということをお知らせください。市民病院の経営改革プラン、立派なプランをつくる前にまず職員の意識改革、それをしっかりお願いしたいと思えます。

それで、未収金について聞きます。

市民病院における患者が自己負担しなければいけない診療費、個人負担診療分の未収金、つまり収入未済額と貸倒引当金をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 平成30年度における市民病院における個人未収金についてです。

市民病院における個人未収金については、現年分が3247万5000円、過年度分が4097万9000円、合計7345万4000円となっております。

あと貸倒引当金についてですけれども、少々お待ちください。——失礼しました。市民病院における貸倒引当金は、1530万3850円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

今決算特別委員会では多くの委員の皆さんが不納欠損について、不納欠損額とその理由を質疑されていますので、私は視点を変えて、私的債権の不納欠損処分と債権放棄についてお尋ねしたいと思います。

その前に、質疑の前に前提として2点、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、不納欠損とはそもそもどういうものなのか。不納欠損とは、収納がないにもかかわらず、徴収事務を終了せしめる決算上の処分ということで間違いないのか。

2つ目は、消滅時効の完成についてです。消滅時効の完成に至るためにはどのような手続が必要とされるのか。どのようなことが行われなければならないのか。

以上、この2点について——これはどちらのほうになるでしょうか——お知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 まず、不納欠損についての考え方についてお答えします。

不納欠損とは地方自治法上に規定はなく、行政実例によってお答え申し上げますけれども、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取り扱いであり、時効等により消滅した債権や免除、放棄等がされた債権に対して行われるという考え方があります。

あと、消滅時効についてですけれども、一般的にはいろいろ——債権がある段階で、その債権についてきちんと徴収事務を行った上で、それがやってもできなかった

たものについては消滅時効という概念がありますので、その消滅時効を過ぎたものについては債権の放棄等を行って、不納欠損処理をしていくといったものになるのかと思います。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 もう一度、不納欠損について。要するに、処理するということは、徴収事務をやめて不納欠損するということでもいいんですか。そののところをちょっと、答弁がなかったのもう一度。

それともう1つは、完成ということですけども、完成するということは徴収事務をきちんとやる、その上で消滅時効が時期を迎えたということによろしいのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 不納欠損についてですけども、あくまでも徴収し得なくなったことという、奈良岡委員のおっしゃるとおりになります。そういったときに消滅した債権について行うものであります。

あと、完成したという、それは例えば私どもの病院で申し上げますと、私どもの病院については私債権になっております。私債権になっている関係上、それが不納欠損処理ではなくて、私どもの病院というのはあくまで債権放棄というのが前提にあります。債権放棄することによって時効が完成する、消滅時効が完成するというふうに考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとこれ、税務部長か企画部長のほうがいいと思うんですが、要するに病院事業の不納欠損処理に関してのみではなくて、全体的な、先ほど聞いた不納欠損とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分、先ほど市民病院事務局長はできなくなった云々と言われましたけれども、そうじゃなくて、この不納欠損とはどういうものなのかということ、私のことで間違いはないかどうかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 不納欠損についてのお尋ねにお答えいたします。

不納欠損は、先ほど来、市民病院事務局長が答弁しているとおりになんですけれども、基本的に債権があるにもかかわらず、債権、債務の関係があるにもかかわらず、例えば支払いが不能になったりとか、例えば居所不明で相手方がどこにいるのかわからなくて取り立てることができなくて、結果として、そのものについて決算上の処理として取れないというふうなことをするのが不納欠損処理であります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 どうもありがとうございました。突然で。

決算特別委員会の初日に、これも突然ですけれども、市民部長、平成29年度からこの不納欠損云々という答弁、たしか奈良委員に対する答弁か何かだったと思うんですが、されていたと思いますけれども、どういう内容なのかいま一度お知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 お答えいたします。手元の資料がないので少々お待ちください。——霊園管理手数料についてのお尋ねで、こちらは初日の丸野達夫委員に対してお答えしたものであります。

不納欠損がふえた理由を問われた中で、これまで霊園管理手数料については、主な理由といたしまして、埋葬場所の使用権者が死亡し、承継する家族がないケースが増加傾向ということで、請求する先がなくなってしまうということが主な要因ということで、これについて消滅時効が5年で、これまで不納欠損の処理をしていたのですけれども、これは5年待たずとも、相手がもういないわけでありますので、こちらについて債権を適切に、的確に整理するため、平成27年度から滞納繰越後に徴収を停止することとして、徴収停止から3年経過した平成30年度において不納欠損の処理をしたものということで、お答えしております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。わかりました。

この霊園管理手数料ですけれども、これは強制徴収公債権なのか、非強制徴収公債権なのか、私債権なのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 先ほどのお尋ねでありますけれども、こちらについては非強制徴収公債権であります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

後でまとめて聞きますので、とりあえずは、そうすれば市民病院、病院事業について。

先ほど未収金の話をされましたけれども、病院患者の未収金というのは私的債権に当たると思いますがけれども、平成21年に青森市の債権の管理に関する条例がつけられています。同年の4月1日から施行されています。この平成21年4月1日以前の市民病院が持っていた患者の未収金の債権はどのように取り扱われたのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。青森市の債権の管理に関する条例の施行以前の債権の状況についてであります。

青森市の債権の管理に関する条例施行以前の債権についてであります。平成24年度に市民病院及び青森市立浪岡病院を対象に実施された包括外部監査において、

過去に不納欠損処分のみで債権放棄手続がされていないとの指摘があったところでもあります。この指摘を受けまして、平成26年度に債権放棄と不納欠損処分をあわせて実施し、平成27年度以降は条例施行前の債権についても実施してきたところがあります。現在、奈良岡委員お尋ねの条例施行前の債権については、分割納付をしていただいている債権以外存在していないところでもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この債権放棄した件数と金額の推移をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 条例施行前の債権放棄した金額になりますけれども、平成27年度で債権放棄した金額が9969万8006円、件数とすれば3917件。平成28年度で3613万7439円、件数とすれば1276件。平成29年度で446万4457円で137件。平成30年度で269万5812円で94件となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと平成28年度の金額は言われましたか。もう一度お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 平成28年度が金額で3613万7439円で、件数とすれば1276件となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この4年間で1億4000万円以上債権放棄している。すごい金額ですけれども、決算の合理的、能率的な債権管理という意味からは債権放棄も必要だと思えますけれども、ただ、この約1億4000万円、本当にその中の全てが回収できない債権だったのか、回収できる債権がなかったのか、きちんと精査した上で債権放棄しなければいけないと思っていますけれども、この債権放棄に当たって債務者の財産調査とか、再度の督促とかは行ったのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

私ども、この包括外部監査の指摘を受けまして、過去の債権についても、それまで過去にいろいろ、平成10年とかの債権が残っているとかという指摘を受けましたので、きちんとそこについては再調査するために催告書とか住所とか調べたりしました。それで、ちょっと時間がたちますけれども、平成27年度にその人たちも含めた台帳——これまでも台帳はあったんですけれども、それをきちんと調査した上で台帳というのを作成して、その上で債権放棄の手続等をしたところでもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、要するに市民病院が持っていた債権を放棄するに当たっては、きちんと1件ずつ調査して、その上で放棄したというふうなことでよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良岡委員お尋ねのとおり、一応催告書とか出しながら調査した上で、もう徴収し得ないということで落としたものであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、催告書をもう1回出したというわけですね。

市民病院のほかにも、市が扱っている私法上の債権はほかにもあると思えますけれども、どのようなものがあるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 市民病院が持っている……

〔奈良岡隆委員「いやいや、市が持っている」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 市が持っている私法上の債権、市だとちょっと……。済みません。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 市が持っている私債権ということの御質疑でありますけれども、全てを承知したのものもありませんですし、ただいま税務部として承知しているものとしての資料はあったんですけれども、ちょっと今持ち合わせがありませんので、お答えはできかねるところであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 済みません、私の聞き方が悪くて、確かに私法上の債権というと、税務部長が言われる細かいことがいっぱい出てくると思いますが、ちょっと聞き方が悪くて。そうすれば学校給食費とか、水道料金とか、市民病院・浪岡病院の診察料、市営住宅の使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金などが主な私法上の市の持っている債権だと思いますけれども、例えば水道料金も債権放棄していると思いますが、それは債権管理条例以前の水道料の未収金はどのようにして扱われているのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 水道料金についての債権放棄のお尋ねにお答えいたします。

平成21年4月1日施行の青森市の債権の管理に関する条例以前の水道料金につきましては、平成26年度に債権放棄を実施しておりまして、その件数は4万3979件、金額につきましては1億2555万3483円となっております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 病院と同じに聞きますけれども、この約1億2000万円、すごいで

すよね。これは債権放棄するに当たって、それこそどのような調査をやられて、督促を出してやられたのかどうかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

この債権放棄した金額のほとんどが居所不明であります。このために市民課にもお願いし、再度住所を、住民基本台帳を調べたりして対応したところであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、部長だから報告を受けていると思うんですけども、ほとんどはだめなんです。市の債権ですから、市が持っている債権ですから、きちんと法令で決まっていますよね。ですから、ほとんどとかという言い方はだめで、ちゃんと全部やっていますよということだとわかりますけれども、そういう形で答弁していただきたいんですけども。この水道料金の消滅時効というのは2年ですから、この未収金の中で、分納とかをやっている人は別なんでしょうけれども、分納して、応じないで、さっき言われた居所不明の方とかの——それは例えば未収金の決算上、先ほどは権利の放棄の話を書きましたけれども、会計決算上の取り扱いはどのようにされたのか。いつ不納欠損されて、どうされたのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

条例施行前の債権についての不納欠損……。水道料金につきましては、条例施行前の債権につきましては、平成26年度決算において債権放棄を実施しております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 債権放棄じゃなくて、会計上の不納欠損の処理なんですけど、例えば平成16年度、2004年度の水道料金の未収金があったとして、その支払いに応じなかった方の未収金、分納は別ですよ。未収金の取り扱いはどのようにされているのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

料金調定を上げましてから5年間経過した後に、会計上の不納欠損処理を行っております。例えば、平成16年度分につきましては、平成21年度決算において会計上の不納欠損処分をしております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると、平成26年度に不納欠損処理したということで、平成26年度に債権放棄したということですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えします。

済みません、会計上の不納欠損処理につきましては、調定を立てた年度から5年経過した後に不納欠損処分をしております、平成26年度はそれまでの債権放棄を

実施したということでありませう。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば先ほども聞きましたけれども、平成16年度のものは、5年後ですから平成21年度、2009年度に不納欠損処理したということで、その後、債権放棄した。要するに、きっと今の話だと、徴収して取れない債権については5年後に不納欠損して、それを例えば簿外管理していて平成26年度に債権放棄したということだと思ふんですけれども、うなずいておられますから、不納欠損処分して簿外管理していたものを債権放棄したということによろしいのか、もう一度お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

そのとおりであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 青森市財務規則では、消滅時効が完成した債権は不納欠損処分するとありますけれども、要するに消滅時効が完成して不納欠損処理するというのが、この財務規則の中で定められていると思ふんですけれども、それに反しているのではありませんか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 市民病院についての過去の経緯も含めてお話ししたいと思います。

市民病院のほうの病院診療費が……

[奈良岡隆委員「いや、今、水道部のほうに聞いている」と呼ぶ]

○岸田耕司市民病院事務局長 そうですか。済みません、失礼しました。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

不納欠損処分して簿外管理していた……。

[奈良岡隆委員「いや、債権放棄して不納欠損するべきなのに、不納欠損して債権放棄しているというのは財務規則と違うんじゃないか」と呼ぶ]

○秋村光男委員長 質疑の中身、わかりますか。

○小鹿継仁水道部長 財務規則に違反しているんじゃないかということでありませうよ。

済みません、ちょっと財務規則を今詳細に把握しておりませうので、申しわけありません。

○秋村光男委員長 答弁ができなければ休憩しますか。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 不納欠損して債権放棄するのは順番が逆じゃないかという

ことでありますけれども、不納欠損はあくまでも会計処理上の処理でありますので、その後、簿外管理していたものを平成21年の青森市の債権の管理に関する条例に基づいて債権放棄したということであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、青森市財務規則の中に書かれているのが、消滅時効が完成した債権は不納欠損する。要するに、私が言いたいのは、市で持っている債権は、徴収事務を行わなければいけないというのが法で定められている大前提ですよ。先ほどしゃべったように、不納欠損処理というのは会計上徴収事務を行わないということですから、その時点で徴収事務をやめちゃう。だって、普通であれば消滅時効が完成して、もう徴収しないものを不納欠損するというのが建前で、財務規則の中でもそのように定められているのに、不納欠損しちゃって、あと徴収事務を行わないで債権放棄したというのは、それは逆じゃないかというふうに聞いています。

○秋村光男委員長 今の質疑の中身、わかりますか。わかったら答弁をいただきます。

答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 水道料金の場合も含めてのお話をいたしますけれども、債権の放棄をする場合は時効の完成もありますけれども、即時消滅と言いまして、例えば債権を持っている方がお亡くなりになって、それを承継する方がいない、あるいは相続を放棄されるというふうな場合もあります。そんな場合は即時消滅ということで債権の放棄をいたします。そのほかに資力の財産調査をして、いろんなことをしたんですけれども、この方にはお支払いの能力がどうもなさそうだというふうな場合は、地方税法の規定だっと思っておりますけれども、執行停止という制度がありまして、執行停止をして、なおかつ3年をたちますと、執行停止後3年で時効の完成を待たずに債権放棄をなささいというふうなこともありますので、一概に時効の完成を待って全ての債権の消滅の手続をするということではなくて、個別の事情に応じたものでやる場合がありますので、先ほど来水道部においても、水道料金の例えば相手方が居所不明で、公示送達してもなおわからないというふうな場合については、即時に消滅させるというふうな場合があるものであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ここに公金の債権回収に対する法令と実務、これは毎年、総務省が市町村、県の担当者を集めてやっている講習です。その中で、債権の回収についての話が出ています。ずっと毎年やっていますよ。ほとんど同じですけれども。その中で、さっき例えば徴収停止の話、いろいろと言われましたけれども、徴収困難であると判断されるときは措置として徴収停止があります。確かにあります。ただ、それには要件があります。ちゃんと要件があると総務省のほうの話で、1つは法人の倒産。2つが、自然人の行方不明、要するに居所不明ということ。あと、金

額が少額。その場合はいいですよ。その場合に——要するに、要件としてはこの3つの要件だけを定めているんですよ。その場合は徴収困難であるということで徴収停止をできる。ただ、そればかりではないですよ。先ほどの話だと。それとも、全部この3要件に合致しているので、この徴収、要するに不納欠損したというふうに捉えていいんですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

水道部で不納欠損処分しておりますのは、全て消滅時効完成に伴うものであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話、だって平成21年に不納欠損処理したんですよ、5年後に。それで債権放棄したのは平成26年ですよ。たしか債権管理条例ができたのが平成21年の3月26日で、4月1日からの施行ですけれども、そうすれば、それを受けてやったということですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

水道料金の消滅時効、不納欠損につきましては、平成16年度も確かに5年ごとに不納欠損処理しております。不納欠損処理しても簿外管理していたものにつきまして、平成26年度に債権放棄したということでもあります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 やっていることはわかるんですけども、ただ、総務省で出しているこの中では、きちんと欠損処理のことも書いています。皆さんにしゃべっているんです。欠損処理をどういうふうにするべきか。欠損処理の意義、不納欠損とは既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取り扱いをいう。欠損処理が必要な場合、債権が弁済及びこれに準ずる行為、要するに相殺とか代物弁済とか以外の理由により消滅したとき。2として、債権は存在するが、法律上または事実上の理由により、徴収が不納もしくは著しく困難であると認められたとき。要するに、徴収が著しく困難で、その場合の欠損処理の方法として、さっきの要件として、法人の倒産、自然人の行方不明、金額が少額な場合ということになっているんですよ。ですから、これにのっとなっていくと、ちょっと財務処理がおかしいんじゃないかと私は思いますよ。

時間もあれですから、市の債権ですから、きちんと債権管理して徴収事務を行わなければいけないというのは当然の話ですよ。法律でも定められています。きちんとやりなさい、時効が来るまではきちんと徴収事務を行いなさい。公債権の場合は税法とかで時効は決まっていますよね。私的債権の場合は時効の援用がなければだめだった。それが今回は——今回はどうか、平成21年に債権管理条例ができました。債権管理条例ができて、援用がなくても時効の成立が完成する。完成した時

点で債権放棄できるとなっているんですよ。

1つ、私が言いたいのは、まずはこの債権放棄して、それから不納欠損処理しないとだめでしょう。自分たちで会計上、不納欠損して、それでも徴収事務をやめちゃって、例えば3年間あるのに2年で不納欠損しちゃって徴収事務をやめちゃって、1年間そのままにしている。それで3年来たから処理するとか、そういうのはだめで、ちゃんと法律では時効期間があれば時効期間中は催告して徴収事務をやりなさいと書いているんですよ。だから、これは私のあれですよ、ちゃんと徴収事務をやって、その上で徴収が困難な債権については債権放棄して不納欠損するのが、きちんとした手続上ではないかというのが1つです。

もう1つは、これは副市長にぜひお願いしたいんですけども、債権管理条例があります。債権管理条例は——先ほど話しましたけれども、私的債権については時効の援用がなければ、要するには債権は消滅しなかったわけですよ。要するに、自分でもう消滅期間が過ぎましたよと借りた人間がしゃべらないと消滅しなかったんだけれども、債権管理条例ができて消滅できるという、要するに債権放棄できるということになりましたけれども、多くの債権管理条例をつくった自治体では、その債権放棄、要するに市民の財産ですから、それを放棄したのを議会にきちんと報告しているんですよ。報告するようにと債権管理条例に書いています。書いていますよ。ところが、青森市の場合はそれが無い。ですから、聞くところによると、1億2000万円とか1億4000万円幾らとかのお金というのは内部処理しちゃって、議会にも報告されていないと私は思いますよ。そういうのってよくないですよ。

○秋村光男委員長 奈良岡委員に申し上げます。

市民の声あおもり会派の持ち時間が経過をいたしましたので、これをもって終了させていただきます。

〔奈良岡隆委員「済みません、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時41分休憩

午後1時再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

平成30年度一般会計の決算について質疑をしてみたいです。よろしくお願いま

す。

まず最初に、市民体育館のことでお尋ねしたいと思います。

市民体育館の維持費は幾らかかっているのでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの御質疑にお答えいたします。カクヒログループスタジアムの維持管理経費という御質疑でありました。

全体の維持管理経費につきましては、市の指定管理料の基準額として年間約5200万円となっております。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 約5200万円と御答弁いただきましたが、これが市民体育館にかかる指定管理者の経費という御答弁だったのでしょうか、確認させてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスタジアム全体の維持管理経費であります。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁は合浦にあるカクヒログループスタジアムのことですね。

〔百田満経済部理事「はい」と呼ぶ〕

○万徳なお子委員 わかりました。では、利用状況についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスタジアムの利用者数、全体の質疑でありますか。市民体育館全体……

〔万徳なお子委員「主競技場をお願いします」と呼ぶ〕

○百田満経済部理事 済みません。主競技場の利用者数であります。

カクヒログループスタジアムの主競技場の利用者数につきましては、平成29年度、平成30年度施設改修によって休館がありましたので、休館のありませんでした平成28年度の実績といたしまして、主競技場の利用者数は8万2051人となっております。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 利用率をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。カクヒログループスタジアムの主競技場の利用率でありました。

カクヒログループスタジアムの主競技場の利用率につきましては、82%となっております。(発言する者あり) 済みません、これも先ほどの答弁と同じように、平成28年度分の実績といたしまして、利用率は82%となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 経済部理事に申し上げます。挙手をして指名してからの発言をお願いいたします。万徳委員。

○万徳なお子委員 今、平成28年度で主競技場の利用率は82%という御答弁でありました。この使用料金は指定管理費との関係ではどのように扱われるんでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。カクヒログループスタジアムの使用料の取り扱いというお尋ねかと思えます。

カクヒログループスタジアムの使用料につきましては、全て市の歳入として取り扱っております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 カクヒログループスタジアムの使用料については、今お手元にはありませんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

使用料といいますと、全体の使用料ということでしょうか、それともそれぞれの使用料ということか、済みません、そこを教えていただけますでしょうか。済みません。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 できればカクヒログループスタジアム——市民体育館の使用料金です。わからなければ構いませんが。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

主競技場の貸し切り使用等、通し貸しとか時間貸し使用料という形になっております。まず、基本的にアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しない場合及び入場料を徴収する場合というふうに分かれております。時間貸しについても、9時から13時、13時から18時、18時から22時という形で、それぞれ時間貸しの単価を決めております。その金額につきましては、アマチュアスポーツに使用する場合、入場料を徴収しない場合は9時から13時までは1時間1390円、13時から18時までは1300円、18時から22時までは2090円、入場料を徴収する場合は9時から13時までは2610円、13時から18時までは2610円、18時から22時までは4010円、通し貸しの場合であれば、入場料を徴収しない場合であれば9時から17時までが9390円、13時から22時までが1万3580円、9時から22時までが1万7750円、入場料を徴収する場合は通し貸しの場合は9時から17時までが1万8290円、13時から22時までが2万6490円、9時から22時までが3万4330円、これ以外でもそれぞれ規定で定められているものを申し上げますと、アマチュアスポーツに使用する……

〔万徳なお子委員「ごめんなさい、そこまででいいです」と呼ぶ〕

○百田満経済部理事 以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 済みません、私、1年間でカクヒログループスタジアムの使用料として――82%の利用率だそうですが、どれぐらいの使用料が歳入として入ったのかしらという質疑をしたつもりだったんですが、今それがお手元になればそれはそれで構わないです。わかりましたらお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

平成28年度ベースでお答えいたします。個人利用、貸し切り利用、あと回数券利用等がありますけれども、合計で1396万1126円であります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

市民体育館の維持管理費、直近ので約5200万円、平成28年度の主競技場の利用率が82%。使用料は指定管理費と別の扱いで歳入として1396万何がし入ってくるということがわかりました。それで、このたびの決算書を見ますと、アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務委託料として2354万4000円示されておりました。それでこの後、操車場跡地に建設される予定の計画のアリーナの維持費というのは、現在どのように見込まれているんでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの再度のお尋ねにお答えいたします。アリーナの維持管理経費は、どれくらい見込んでいますかというお尋ねでありました。

アリーナの維持管理費につきましては、現在アリーナの詳細機能や運営などについて有識者会議から御意見をいただきながら、要求水準書の作成を進めているところでありますので、現段階ではお示しすることはできませんが、その過程で検討してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、その過程とおっしゃっていただきましたが、時期のめどというのはいつごろというふうについているんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

今は検討作業を進めている状況でありますので、時期についてもまだお示しできる段階にはありません。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 わかりました。アリーナについての維持費はいつごろ示せるかということも含めて、まだわからないという御答弁でした。

今回、この決算特別委員会で市民体育館の維持管理費をお尋ねしたのは、アリーナに移ったときに維持管理費がふえてしまうのか、それが利用料にはね返ってしまうのか心配だという声が市民から寄せられているからです。逆に言うと、新しくなったので電気料金など、LEDにかえれば節約できて、むしろ浮くんじやないかという声も聞きますし、ふえるのか減るのか、その辺も全くわからない状態で、今、民間企業に集まってもらって運営の知恵を出してもらおうというふうな運営手法で進めていると説明を受けていますけれども、やはり、このどこかの段階で維持管理費がはっきりし、利用料が確定しということになるのでしょうか、そのときになって、市民体育館よりも随分かかるなということになっては、市民の負担をお願いする意味では大変心苦しいことになってしまいますので、なるだけコンクリートしない段階で維持費などを示していただくようお願いを申し上げて、この項は質疑を終わらせていただきます。

続きまして、雪の問題についてお尋ねをいたします。

昨年11月下旬から12月、また、年明け1月にかけて、同じ場所での除雪の問題で相談が何度も寄せられました。そこは、野木にある中核工業団地内の道路です。トラックドライバーさんから、除雪が悪いのでトラックのすれ違いができない、あるいは、解けかけた雪でがたがたとなって荷崩れしてしまうということで、私自身も現地を見てまいりましたが、こうした荷崩れが発生するなどの、運送事業者から聞いている案件は、市にも直接御連絡しているというふうに聞いていましたけれども、どのように把握して、どのように対応しているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 万徳委員からの中核工業団地内の道路状況の把握の方法と対応についてのお尋ねにお答えいたします。

昨冬における中核工業団地内の事業所から雪に関する相談窓口へ寄せられた相談件数は21件となっております。内容としましては、除雪要望、排雪要望、雪盛り処理要望などとなっております。

市では、除排雪の実施に当たりましては、職員によるパトロールにより道路状況の把握に努めているとともに、町会長や市民の皆様からの情報、気象予報などを踏まえ、除排雪事業者へ出動指令を出しているところであります。

中核工業団地内におきましても、同様の方法で除排雪を実施しておりまして、市民の皆様からの相談内容も踏まえ、丁寧な除排雪に努めているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 丁寧な除排雪に努めているとの御答弁でしたけれども、この同じ道路の状況について、同じドライバーさんから数えただけでも10回近く相談があり、実は私の前の議員に対しても随分毎年のように相談を寄せていた場所だそうです。ですので、またことしも冬が来れば同じような相談が寄せられるのかなど。事

前に対応をバージョンアップというか、実際、現在ここの道路はどのような道路になっていますか。幹線道路、準幹線道路、生活道路、おわかりになったらお示しく下さい。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 中核工業団地についての再度のお尋ねにお答えいたします。

どういうふうな道路になっているかということの質疑ではありますが、郊外幹線という扱いをしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 これまで何度も同じように相談がされたということですが、この道路のレベルの認定というんですか、レベルアップも含めて必要なんじゃないかなど。企業を応援するという意味で、やはり除雪は大事な青森市の仕事ではないかと思いますが、この中核工業団地に企業立地推進協議会があると決算書の中でも見たんですが、もしわかったら、ここに青森市が参加されているかどうか教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、ちょっと手元にありませんので、後ほど答弁させていただきます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 済みません。予告はしていませんでしたけれども、もしというか、せつかく70万円——決算書を見ましたら70万円負担金というんですか、納付金というんですか——ありまして、ぜひそういった機会を除雪のことなどをお困りでないか聞いていただきたいという要望です。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 御質疑にお答えいたします。

協議会につきましては県と市で設置しておりまして、いわゆる工業団地を販売するための打ち合わせであったりとか、また、工業団地の問題点とかを検討しておりますので、集まった場において、今いただいたような雪の問題についても検討させていただきたいと思います。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひよろしくお願いします。

もう1つ、雪の問題でお尋ねしたいと思いますが、港町三丁目の住民から相談があって、こちらも長年困っているという案件です。どうも民間事業者がやっている除雪で生じる雪盛りがガスタンクのすぐ近くのところにあるんですけれども、こちらもう随分前からだとお聞きしましたが、市ではどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか、お示しく下さい。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 民間事業者の雪盛りに対する対応についての再度のお尋ねにお答えいたします。

市では、雪処理に関するルールやマナーにつきまして、「広報あおもり」や毎戸配布しておりますチラシ「パートナーシップで除排雪」などによりまして、敷地内の雪を道路に出さないよう周知しているところでもあります。これに加えまして、市では日常のパトロールや市民の皆様からの情報提供により、現地を確認する際、実際に敷地内の雪を道路に出している現場を目撃した場合は注意し、やめていただくよう要請しているところでもあります。また、敷地内の雪を道路に出した民間事業者の特定が困難な場合は、著しく市民生活に影響を及ぼすような雪盛りなどにつきましては、道路交通確保の観点から対応しているところでもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 民間事業者の除排雪による雪盛りについては、共産党の山脇市議も以前質問したことです。御対応は大変苦慮されているだろうと思います。現場の目撃といってもなかなか、恐らく夜中のことでしょうから、張り込みでもしない限りは現場を押さえられないわけで、大変なことだとは思いますが、私がこの声を聞きました港町三丁目の雪盛りも人の背の高さをはるかに超える大変危険な場所だったので、ぜひとも御対応を、今後とも御努力をお願いします。

続きまして、公園の草刈りについて質疑させていただきます。

市内の公園の草刈りの時期というのはどのように決めているのでしょうか、教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 万徳委員からの公園の草刈りの時期についてのお尋ねにお答えいたします。

青森地区における都市公園の草刈りにつきましては、業務委託または市職員による直営作業により必要に応じ、原則として年1回行っているところでもあります。また、合浦公園だとか平和公園などの指定管理者制度を導入している15の都市公園につきましては、年2回から3回程度行っているところでもあります。草刈りの作業時期につきましては、事前に町会長と日程調整をするなど、地域の状況を踏まえて草刈りを行っているところでもあります。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 時間も短くなってきたので御要望だけ申し上げたいと思います。ある公園で草刈りはできるだけ早く、運動会も始まってくると練習に使う生徒もいるので、なるだけ早くやってほしいという声と、町会のほうでは夏休み前にラジオ体操に間に合わせてということで、私自身が複数の要望を耳にしたんです。それはどちらも理がある話ですので、年1回の草刈りで、大分以前は2回やっていた

ということを聞きました。2回やっているんだらうということはいまだに言われるんですけれども、ぜひこうした声に応じて回数をふやしていくべきではないかという御要望を申し上げて、公園の草刈りについては終わります。

最後に、市営住宅についてお尋ねします。

排水がうまくいかないという相談も随分寄せられまして、実際には、本管から分かれてくる個別の枝管の部分に原因があることが多かったです。このたびの質疑は枝管ではなく、本管と呼ばれる排水管の清掃はどのように行っているかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 万徳委員からの市営住宅についてのお尋ねにお答えいたします。

市営住宅の排水管には、各住戸の排水設備から本管までに至る枝管及び枝管からの排水を集約した本管があり、枝管の維持管理は入居者、本管の維持管理は市が行うこととしております。

本市の市営住宅におきましては、排水管の詰まりが報告された場合、市が状態を調査し、その結果に応じて、市が維持管理すべき排水本管に清掃の必要があると判断した場合、清掃を実施することとしているところであります。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 不都合があったときに随時ということでしたけれども、最近行ったという戸山団地の排水管の清掃はいつ、幾らぐらいで行ったのでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市営住宅戸山団地は昭和60年から平成7年にかけて建築をした鉄筋コンクリート造4階建て11棟の住宅であります。市営住宅戸山団地の全11棟のうち、1号棟から7号棟につきまして、平成30年度に排水本管の清掃を実施しており、清掃に要した費用は約377万円となっております。清掃を実施した箇所といたしましては、建物の上階から地上部分までの縦配管と地上部から地中に埋設されている横引き配管について実施をしたところであります。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

こうした排水管の清掃は、定期的に必要と一般的には言われているんじゃないでしょうか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市営住宅につきましては、法的に排水管の清掃を義務づけるものではありませんが、本市におきましては、団地によって排水管の詰まりぐあいが異なるということもあ

りますので、排水本管の清掃が必要であるかどうか調査を実施いたしまして、個別に判断をしながら適切に対応しているところでもあります。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 青森市内には市営住宅がたくさんあるんですけども、建ってから排水管の清掃を行ったという記録はとってあるんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市営住宅の排水本管の清掃の記録についてであります。平成21年度以降の排水本管の清掃実施につきまして、その記録を把握しておりますので、建ててからというところではありません。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ということは、記録がなければ、場合によっては全くメンテナンスというか、清掃を行っていない団地もあり得るということになるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

過去、排水本管の清掃を実施していない団地の数を特定するということは困難であります。比較的新しい団地もありますので、排水本管の清掃を実施したことがない団地というものはあるということで考えております。

○秋村光男委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 では最後に、要望ですけども、どの市営住宅も30年、40年、建ってからかなり経過しており、その中には全く本管の清掃をしていない団地もあるかもしれないという中で、一斉に本管があっちもこっちも詰まり始めると、そのためにやはりまたお金も人手もかかるわけですから、詰まりやすくなったということで随時行うという現状ではなく、何年かに一遍、計画的に排水管の清掃を行うように検討していただくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 ただいま、経済部長から発言の申し出がありますので、これを許可します。経済部長。

○木村文人経済部長 先ほどの万徳委員の中核工業団地の除雪に係る再度の御質疑の中で、青森中核工業団地企業立地推進協議会の会員のメンバーなんですけれども、県と青森市の2者ということでお答えいたしましたが、正しくは青森県土地開発公社を加えた3者でありますので、謹んで訂正し、おわびさせていただきたいと存じます。

○秋村光男委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。順次質疑していきたいと思えます。

最初に、生活保護について質疑します。

これまでも何度も質疑してきたんですけれども、生活保護利用者の賃貸借住宅に居住している世帯の火災保険料について、その後の支給実績を示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員からの生活保護についての御質疑にお答えいたします。

生活保護受給者への火災保険料の支給実績につきましては、平成29年9月1日現在において、民間賃貸住宅等に居住している5021世帯のうち、契約更新の際に火災保険の加入が義務づけられている世帯は1573世帯となっており、このうち、火災保険料を支給していなかった世帯は656世帯あったところであります。

このことから、当該656世帯に対し、加入が義務づけられている火災保険の保険料については、支給可能であることを説明し、支給のための手続をお願いしたところ、平成30年2月1日時点で250世帯に対して火災保険料を支給したところであります。

その後、未支給であった406世帯に対しましても、支給のための手続をお願いした結果、支給を希望しないなどの理由で手続を行わなかった39世帯を除く、367世帯に対し火災保険料を支給したところであります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

最近、市民の方からこのような声が寄せられました。火災保険料を支払った際に、実際に保護費として支給されるまでに日時を要して、生活保護利用者がその間の生活が大変厳しい、もっと早く支給してほしいという声が寄せられているんですけれども、現在の支給までの取り扱いと、それから今後の対応について示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。火災保険料の手続に関しての現在の取り扱いと今後の対応についてとのお尋ねです。

火災保険料の支給に当たりましては、申請書を提出していただくこととなりますけれども、その金額と支払いの状況を確認するため、領収書等を生活保護受給者から提出していただいているところであります。しかしながら、生活保護受給者から火災保険料を捻出できない旨等の相談があった場合には、火災保険料の金額や支払い期限等の内容を確認できる書類等を提出していただくことにより火災保険料を支給し、後日、支払いの状況を確認することとしております。

今後におきましても、火災保険料の支給につきまして、金額等が確認できる場合には、あらかじめ支給できることを訪問の機会などを捉えて、生活保護受給者に対し説明し、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回の人のケースで言うと、書類を見せれば後日支給するという説明がなされていませんでした。そのために、月初めに1万5000円とか1万8000円という火災保険料を払って、実際支給されるのが23日なんですね。そうなる、

生活保護を利用している方が1万8000円も少ない状況で1カ月生活しなければならないことを強いらられるわけで、本当に苦しいという声なんですね。なので、きちんと先に払ってもらう方法と書類を出せば後日支給される方法があるけれども、どうしますかという説明が現場で徹底されていることが重要だと思うんですけども、その辺の徹底はどういうふうになっていますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

職員の中で、今回の件につきまして申し忘れていたという部分があったということは申しわけなく感じております。ただ、いずれにいたしましても、その辺、きちんと生活保護受給者に対して寄り添った形で適宜対応するというところで、今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱり、保護を受けている人が月1万8000円も少ない状態で生活するのがどれほど大変なのかということ、しっかりとそここのところに寄り添って対応していただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、図書館について質疑します。

直近で言うと9月1日の琉球新報で、沖縄県内の図書館のうち那覇市立中央図書館、それから名護市立中央図書館が、裁判所の令状がないまま捜査当局に利用者の情報を提供していたことが判明しています。日本図書館協会が表明する図書館の自由に関する宣言では、利用者の読書事実や利用事実を外部に提供する場合は裁判所の令状が必要としています。また、7月にも岩手県でこのような同じような事例が発生しています。

そこで質疑するんですけども、青森市民図書館が捜査機関から任意捜査で利用者の情報を求められたら提供するのか拒否するのか、お伺いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の捜査機関からの任意捜査で情報を求められた際に市民図書館での対応についてということでのお尋ねにお答えいたします。

市民図書館では、利用登録している利用者の氏名、住所はもとより、利用者の読書事実、図書館の利用事実についても、プライバシー情報として取り扱っております。

委員お尋ねの捜査機関から任意捜査で利用者の情報の照会等があった場合でありますけれども、青森市個人情報保護条例はもちろんですけれども、全国的な組織であります公益社団法人日本図書館協会が掲げております図書館の自由に関する宣言において、「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする」としております。

本市におきましてもこれに基づき、裁判官が発付する令状が示された場合には、利用者の情報を提供することになるものと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、これまで任意による捜査機関からの照会というのは、市民図書館であったのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

これまでそういう情報の提供の依頼があったかというお尋ねでありますけれども、これまで全くなかったかということは確認できませんけれども、近年、そして確認できる範囲ではそういう事実はなかったというふうに認識しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 先ほど教育委員会事務局理事も説明あったように、図書館の自由に関する宣言でも、やはり図書館は利用者の秘密を守るということを一貫して貫く必要があると思います。この自由に関する宣言解説においても、表現の自由、思想の自由にかかわる図書館は、何よりも読者のプライバシーを初めとする基本的人権を最大限に擁護することを優先すべきであり、公務所であるからといって法の保護するところを超えてまで協力する必要はないという立場を明確にしておきたい、このように解説されています。ここの意義を、図書館職員、それから受付をやっている外部委託の職員に対してもしっかりと定着させていく必要があると思います。

そこで質疑するんですけれども、受付をしている外部委託の職員に対する捜査機関からの照会に対する教育、指導はどのように行われているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。窓口で対応している外部に委託している業者のほうにどのような指導、指示をしているかという御趣旨の御質疑だと思います。

この件に限らず窓口業務を行う業者については、適正な対応が行われるということで業務委託しておりますし、これに限らず適正な対応ということで、全般にわたって指導、指示しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この内容については、仕様書だとか、委託書とか、そういうのにはちゃんと位置づけられているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

仕様書等に具体的に記載されているかどうかということでありまして、現

在手持ちに資料がありませんで、そちらのほうは今お答えしかねる状況であります。
以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 確認できたら、ぜひ後で教えてください。

警察庁の内部通達では、このプライバシーの保護とは全く逆の考え方を通知しているんです。公務所は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いて回答を拒否できないというのが、内部通達で行われているということなんです。なので、例えばきちんと受付を外部委託した職員にこの自由に関する宣言がきちんと定着されていなければ、捜査機関が回答は拒否できないんだというふうに窓口に来た場合、外部委託の職員が情報を提供してしまう可能性もないわけではないし、また仮に職員が対応したとしても、きちんと市民の秘密を守ることが徹底されていなければ、応じてしまいかねない場合もあるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、先ほど言った憲法第35条に基づく令状の場合はいいんだけど、それ以外の場合はどうするのかとか、令状を持ってきた場合はどのように対応するのかとか、運用基準というのをやはりきちんとつくっておく必要があると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

運用基準等を設けるべきではないかというお話でありますけれども、捜査機関等からの情報提供を求められた際の対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、青森市個人情報保護条例、もしくは先ほど申し上げました公益社団法人日本図書館協会が掲げる図書館の自由に関する宣言に基づいて対応していくということでお話しさせてもらっておりますので、当然にして窓口でそのような対応がされるように、今後指導、指示してまいります。

その運用方針につきましては、今実際手元にありませんので、そのとおりにやられているかどうかわかりませんが、あるなしにかかわらず適切な窓口対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私はきちんとした運用基準というのを定めておく必要があると思うし、また、そういう問い合わせとか捜査機関が来たときに、市の法規担当とも意思疎通するという流れも、やっぱりきちんとつくっておくべきだというふうに思います。

それから、図書館によってはそういう市民の利用者のプライバシーを守るために、図書履歴を残さないようなシステムにしてしまっているところもあります。現在借りている図書の記録はあるんだけど、過去の履歴はそもそも残さないような運用システムをしていて、読者のプライバシーをしっかりと守っているんだと思うんで

すけれども、市民図書館の場合、履歴はどのようなシステムになっているでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 貸出履歴等についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民図書館においては、システムを導入して管理させてもらっておりますけれども、その貸出履歴等につきましては正式には記録されないようなシステムを採用しており、利用者の情報管理については厳正に取り扱っているということであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、借りていた履歴はずっと残っていないということではないですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

貸出履歴につきましては、先ほど申しましたとおり、記録しないシステムとして採用しておりますので、これまでの履歴につきましては残されないということになります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

改めて、この図書館の自由に関する宣言というのはすばらしいものです。この宣言を図書館職員、外部の職員に改めて周知していただきたいということを要望して終わります。

それから、性的マイノリティーについて質疑します。

平成28年から3年間にわたって実施してきた教職員に対する研修講座が昨年、平成30年度で終了しています。市内の全教職員約1400人が受講しています。私も平成28年から3年連続でこの講座を受講してきました。宝塚大学の日高先生の話はおもしろくてわかりやすく、また調査データを活用しながら、児童・生徒の中に必ずLGBT当事者がいることを明らかにし、学校現場での対応の重要性を毎年強調してきました。この3年間の研修が終わって、さて一体何を具体的に行っていくのかというのが今年度は全く見えてきません。

そこで質疑します。今後の性的マイノリティーの取り組みについて、教育委員会の考えを示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員の今後の性的マイノリティーへの取り組みについての御質疑にお答えします。

平成27年4月30日の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ

細かな対応の実施等について」が出された背景には、性同一性障害に係る児童・生徒への学校が取り組むべき支援について社会の関心が高まり、対応が求められるようになってきたことが挙げられます。

教育委員会では、このことを踏まえ、平成28年度からの3年間で市内全教職員が受講する性的マイノリティーへの理解と支援にかかわる研修講座を開催したところでもあります。

各学校では、3年間の講座での学びを踏まえ、1つに、人権教育の指導内容等について十分留意するとともに、全教育活動を通じて互いのよさを認め合う場を意図的に設定した授業づくりを工夫した授業実践を行うこと。2つに、児童・生徒のささいな変化を見逃すことのない生徒指導体制を構築し、性的マイノリティーとされる子どもが日ごろから相談しやすい環境を整えること。3つに、性的マイノリティーとされる子どもからの相談があった場合に、プライバシーに配慮しながらサポートチームにより対応することなどに取り組んでおります。

今後も、教職員の性的マイノリティーに対する深い理解と適切な支援に係る資質、能力を高めることで、子どもたちがいつでも、どこでも、誰にでも相談できるような環境づくりを推進してまいります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 平成28年度に教育委員会指導課が出した、「『性同一性障害』に係る児童生徒や『性的マイノリティー』とされる児童生徒への対応について」という資料があるんですけども、これによると平成28年度から平成32年度までの5年間教育委員会がどういうことをするかというのが、これに書かれているんですけども、これによると、今年度からは「道徳科・特別活動等における指導」などやっていくというふうに書かれているんですけども、具体的にこの指導というものは行われているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 道徳等における指導は行われているのかというふうなことでありますけれども、平成28年度から3年間研修講座をやってまいりましたけれども、その3年間の学びを終えて、今後、先生方が、学校の教職員が実際に各学校現場において、そういう子どもたちがいた場合に適切に対応していけるようにと考えておまして、このことについては、青森市学校教育指導の方針と重点にも明確に示しております。その上で、講座のほうでも新たに教員になった初任者研修、あるいはその職務内容に密接に関連があります教育相談担当、あるいは養護教諭担当、あるいは教育内容としては道徳、特別活動等において、性的マイノリティーについて必要に応じて適切に取り上げて実施するというふうにしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私の認識では、ここにもあるように「市教委作成の実践指導事例集等を活用した授業実践・授業改善の推進」と書かれてあるので、実際現場で先生がどういうふうに指導していいかという指導集をつくって、それを現場で実施している段階がことしから始まるんじゃないかなと思っていたんですけども、それは実施されていないということでしょうか。

時間がないので、日高先生も昨年、私、お話しさせていただいたとき、研修が終わって、その後が大事なんだ、これからどうしていくかが大事なんだということ強く協調されていましたし、この本州最北端の青森市で全教職員が学んだということは、全国をととても励ますことだし、私も全国でいっぱい青森市の取り組みをすごく自慢してしゃべっているという話もしていました。なので、私は子どもたちにこのことを語りかけて、どういう実践をして、どういう反応があつてというような授業を実施していくのかなというふうに捉えていたんですけども、実際はそれはまだ行っていないということでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 性的マイノリティーについての授業を実践していないのかというふうな御質疑でよろしいでしょうか。

先ほども申し上げましたように、3年間の研修に基づいて今年度以降は教職員が実践を行っていくということですが、性的マイノリティーに関連するものとしては、社会科等での人権学習、あるいは特別活動、それから体育等による性に関する指導等がありますけれども、各校において、そういった教科の取り組みの中で必要に応じて取り上げているということで、実践、それぞれについて教育委員会が全て把握してはおりませんが、先ほど方針で取り上げたということを言いましたけれども、各校において適切に各教科等において実施されているものと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私はやっぱり、全国でもマニュアル指導集みたいなものをつくって、どんどん子どもたちにこのことを話しして人権教育を進めていっているので、青森市もそういう形で取り組んでほしいということを要望して終わります。

次に、学校の除草剤について質疑します。

WHOの外部組織である国際がん研究機関 IARC は、アメリカのモンサント社の除草剤である、今どこのホームセンターに行っても売っていますけれども、ラウンドアップという除草剤がありますけれども、これに含まれる化学物質、グリホサートが、人に対して恐らく発がん性があるというふうに結論づけています。

また、世界的に言うとなんという状況になっているかというと、2015年、ドイツでは、ホームセンターでのグリホサートの製品の取り扱いを中止、スリランカも輸入

を中止、コロンビアも製品の散布禁止。2016年、EU委員会はグリホサートについて加盟国に規制を強化、イタリアも公園、市街地、学校、医療施設周辺のグリホサートの使用禁止。2017年、スウェーデン、ベルギーなどでも個人使用の禁止。2018年、チェコ、それからベトナム、インドでもこの販売が禁止となっていて、世界的にはこのラウンドアップに含まれるグリホサートの使用が禁止されているというのが実態です。

そこでまずお伺いするんですけれども、市内小・中学校での除草剤の実態、どういふふうに使われているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の除草剤についての御質疑の前に、先ほど図書館の御質疑の際に、窓口業務委託書もしくは仕様書に捜査機関への対応について具体的に記載されているのかどうかというお尋ねがあつて、手元に資料がないということで対応いたしましたけれども、具体的には委託書もしくは仕様書に捜査機関への対応については具体的な記載はありませんけれども、守秘義務について記載させていただいておりますので、そちらのほうでこれらも含めて適切な対応ができるように対応しておりますので、御報告いたします。

それでは改めまして、学校の除草剤についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、これまで、児童・生徒の健康保持及び安全確保並びに各学校における校地内の環境保全のために除草作業を実施しておりますので、児童・生徒及び近隣住民の安全に配慮しながら作業を進めております。

除草作業に当たっては、原則として機械除草または手取り除草としているところであります。除草剤につきましては、草刈り機の使用により小石が飛ぶなどして、児童・生徒への危険や近隣への被害が生じる危険性がある場合に、学校長が判断して使用してきているというところであります。

お尋ねの除草剤の関係でありますけれども、いわゆるラウンドアップと言われる除草剤の使用状況につきましては、市内小・中学校で、小学校が5校、中学校5校の計10校で使用しているところであります。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、国の動向を注視しながら、安全に除草作業ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私もきのうずっと市内のホームセンターを回ったら、どこでもこのラウンドアップが売っているんですけれども、そのほかにも安全な除草剤というのでも売っています。ぜひ市内の小・中学校ではラウンドアップを使うのではなくて、別な除草剤の利用を指導していただきたいと思います。

ついでに、都市整備部にお伺いしますけれども、市内の公園は子どもたちやペットが利用しますけれども、市内の公園における除草剤の利用についてはどのように

なっているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 村川委員の公園の除草剤の使用についてのお尋ねにお答えいたします。

市が管理する公園では、除草剤で草をなくするということとは行っておらず、緑のオープンスペースとして市民の皆様にご利用いただけるよう、草が伸びた場合は草刈りで対応しているということでもあります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは安心しました。

もう1個なんですけれども、国産小麦はいいんですけれども、輸入している小麦に、このグリホサートが入っているということも明らかになってきて、全国の学校給食でパンに利用されているのかということも大きな問題になってきました。

そこで学校給食課にお尋ねするんですけれども、学校給食におけるパン及び麺の中に輸入小麦は入っているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

小麦もしくは麺のほうに輸入小麦が使われているかどうかというお尋ねですけれども、中華麺等について輸入小麦が使われているものもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 パンについては全部国産小麦だけれども、麺については輸入小麦が入っているということで、これも子どもたちに大きな影響を与えるので、ぜひきちんと調査していただきたいと思います。

産婦人科医の国際組織である国際産婦人科連合というところが、これに対して世界規模でグリホサートの禁止の勧告を公表しています。子どもたちが一番このグリホサートの影響を受けるということを考えて、速やかにやめていただくように要望して、私の質疑を終わります。

○秋村光男委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第139号「決算の認定について」、議案第140号「決算の認定について」及び議案第142号「決算の認定について」の計3件について一括してお諮りし、次に、議案第141号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりいたします。

なお、反対が明確な議案については、一括採決したいと思います。

それでは、本委員会に付託されました、まず、議案第139号「決算の認定について」、議案第140号「決算の認定について」及び議案第142号「決算の認定について」の計3件についてお諮りいたします。

議案第139号、議案第140号及び議案第142号の計3件については認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○赤平勇人委員 議案第139号に異議があります。

○秋村光男委員長 ほかに異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 それでは、議案第139号について御異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第139号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第139号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第139号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第139号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第141号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りいたします。

本案については、剰余金の処分及び決算の認定が1つの議案として提出されていることから、原案のおり可決及び認定すべきかについてお諮りをいたします。

議案第141号については、原案のおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第141号については、原案のおり可決及び認定すべきものと決しました。

本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆さんには、2日間にわたりまして終始熱心に審査いただきまして、あり

ありがとうございます。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 6 分閉会